

糸満市第4次障がい者計画



障がい者が地域で「安心して」、「自分らしく」暮らしていける
共生社会を実現できるまち

平成30年3月
沖縄県糸満市



ごあいさつ

糸満市では、平成24年3月、「市民一人ひとりがつながり、障がい者の自立と希望を実現できるまち」を基本理念とした「糸満市第3次障がい者計画」を策定し、平成29年度までを目標年度として、糸満市に住む障がい者が自立した生活を営めるように、さまざまな障がい者施策に取り組んでまいりました。

この間、国においては、障害者総合支援法、障害者虐待防止法や障害者差別解消法等が制定され、障がいのある方の権利や尊厳を保護し、自立と社会参加の支援等のための施策が進められてきました。

このように障がい者を取り巻く環境が大きく変わる中、本市では、「障がい者が地域で「安心して」、「自分らしく」暮らしていける共生社会を実現できるまち」を基本理念に掲げ、平成30年度から平成35年度までを計画期間とする「糸満市第4次障がい者計画」を策定いたしました。

本計画では、これまでの取り組みの成果を踏まえ、「日々の暮らしの基盤の充実」、「学び、働き、集う環境の充実」、「バリアフリーなまちづくりの推進」の3つの基本目標を前計画から継承し、各種施策に取り組むこととしています。

今後とも、本計画に基づき、市民の皆様、障害福祉関係者の皆様とともに障がいのある人もない人もお互いの人格と個性を尊重し合い、支え合いながら共に生きる地域社会の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見・ご提言を賜りました糸満市障害者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

糸満市長 **上原 昭**

== 目 次 ==

第1章 計画策定の基本事項	1
■ 1-1 計画策定の背景	1
■ 1-2 計画の位置づけ	2
1. 障がい者計画と障がい福祉計画について	2
2. 計画の位置づけ	3
■ 1-3 計画の期間	3
■ 1-4 アンケート調査の実施について	4
1. 調査の目的	4
2. 調査の実施方法	4
3. 回収状況	4
第2章 市の障がい者の状況	5
■ 2-1 市の障がい者の現状	5
1. 障害者手帳	5
2. 自立支援給付	7
3. 地域生活支援事業	11
4. その他事業	13
■ 2-2 調査から見る現状や課題の整理（計画策定の資料として）	15
第3章 事業の実施状況の点検	25
点検・1 日々の暮らしの基盤の充実	25
>>点検 1-1 障がい者の総合相談・支援の機能強化	25
>>点検 1-2 保健・医療・福祉の充実と連携	29
>>点検 1-3 身近な地域での障害福祉サービス等の確保	33
点検・2 学び、働き、憩う環境の充実	39
>>点検 2-1 共に学ぶ教育環境の確保	39
>>点検 2-2 就労支援の強化と雇用の場の充実	44
点検・3 バリアフリーなまちづくりの推進	46
>>点検 3-1 バリアフリーな環境づくり	46
>>点検 3-2 バリアフリーな心づくり	49
>>点検 3-3 安心できるコミュニティづくり	51
第4章 総論 基本的な考え方	57
■ 4-1 計画の基本理念	57
市民の多様性への理解	58

障がい者の生きる力の発揮	58
質の高い生活の実現	58
■ 4-2 計画の基本目標	59
1. 日々の暮らしの基盤の充実	59
2. 学び、働き、憩う環境の充実	59
3. バリアフリーなまちづくりの推進	59
■ 4-3 施策分野について（考え方）	60
■ 4-4 計画の施策体系	61
第5章 障がい者施策の展開	63
施策・1 日々の暮らしの基盤の充実	63
1. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	63
2. 情報バリアフリーの向上と意思疎通支援の充実	68
3. 保健・医療の推進	69
施策・2 学び、働き、憩う環境の充実	71
1. 教育の振興	71
2. 雇用、就業、経済的自立の支援	73
3. 文化芸術、スポーツ、余暇活動等の充実	75
施策・3 バリアフリーなまちづくりの推進	76
1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	76
2. 安全安心な生活環境の整備	78
3. 防災、防犯等の推進	81
第6章 障がい福祉計画	83
■ 6-1 成果目標	83
1. 目標値設定	83
■ 6-2 障害福祉サービス等の体系	87
■ 6-3 自立支援給付サービス	88
1. 訪問系サービス	88
2. 日中活動系サービス	94
3. 居住系サービス	103
4. 相談支援	106
5. サービス見込量確保のための方策	110
■ 6-4 地域生活支援事業サービス	111
1. 必須事業	111
第7章 障がい児福祉計画	127
■ 7-1 成果目標	127
1. 目標値設定	127
■ 7-2 障害児通所支援	130

第8章 計画の推進にむけて	139
■ 8－1 連携体制の充実	139
■ 8－2 計画の進行管理	139
■ 8－3 糸満市地域自立支援協議会	139
資料編	141
○ 参考条文	141
○ 用語解説	142
○ 糸満市地域自立支援協議会設置規則	148
○ 糸満市障害者施策推進協議会規則	150
○ 糸満市障害者施策推進協議会委員	152
○ 平成29年度糸満市障害者施策推進協議会開催状況	152

本計画書においては、障がい者への配慮と、市民のノーマライゼーション意識の醸成を図るために、ひらがな表記を用いることとします。表記方法の考え方は、

1. 「障がい」という表現が前後の文脈から人や人の状況を表す場合は、ひらがな表記とします。
2. 法令や固有名称などの表記は、従来どおりとします。



第1章 計画策定の概要

第1章 計画策定の基本事項



■ 1－1 計画策定の背景

糸満市第3次障がい者計画は、障がい者が安心して地域生活を送るための支援策を総合的に掲げる計画であり、6年に1度の見直しを行っています。また、糸満市第4期障がい福祉計画は、3年を1期とする計画策定が義務付けられており、本年度は両計画を見直す時期となっています。加えて、障がい児の支援体制強化を計画的に図ることを目的として、「第1期障がい児福祉計画」の策定も義務付けられました。こういった法制度に基づいた計画の見直しを行うとともに、近年の障がい者の権利擁護(差別の解消、合理的配慮、障がい者本人による意思決定の観点)の動向を踏まえて策定しています。

■第5期障がい福祉計画の策定について国から示されていること

◎新しいサービスの導入

- ・ 自立生活援助：施設入所、グループホーム利用者への定期巡回訪問などにより、円滑な地域生活に向けた相談・助言を行う。
- ・ 就労定着支援：就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を行う。

◎サービスの利用条件の緩和

- ・ 重度訪問介護：医療機関への入院時も一定の支援が可能に
- ・ 高齢障がい者：介護保険サービス利用の際に障害福祉サービス利用負担を軽減
(65歳以前から障害福祉サービスを使ってきた低所得の高齢障がい者)

◎障がい児支援の強化

- ・ 居宅を訪問して発達支援を提供するサービスの新設(重度障がい児)
- ・ 保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障がい児に利用対象を拡大
- ・ 医療的ケアを必要とする障がい児への支援：保険・医療・福祉等の連携促進
- ・ 「障がい児福祉計画」を作成すること：これまでは「障がい福祉計画」の中に含まれていたが、障がい児のサービス提供体制を計画的に進めるために目標を掲げるように示された。



■ 1－2 計画の位置づけ

1. 障がい者計画と障がい福祉計画について

○本計画は、障がい者が住み慣れた地域で自立しながら安心して暮らし、また社会参加していくための支援対策を講ずるものであり、既存の「糸満市第3次障がい者計画」の推進状況の点検・見直しを行い、障がい者福祉に係る各施策や連携の充実を図るために策定するものです。

○また、「第5期障がい福祉計画」や平成30年から策定が必要となる「障がい児福祉計画」も包含するかたちで策定し、サービス提供体制の具体的な整備見込みや、施設入所者の地域移行、一般就労への移行、障害児通所支援の目標などを掲げます。

障害者計画

○ ○ ○ ○ ○

障害者基本法

内容 障害者計画は、障がい者の自立及び社会参加等の支援策を、総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

<障がい者計画に盛り込まれる施策（国の指針より）>

- | | | |
|-------------------|------------------|-----------------|
| ● 生活支援 | ● 生活環境 | ● 行政サービス等における配慮 |
| ● 保健・医療 | ● 情報アクセシビリティ | ● 国際協力 |
| ● 教育、文化芸術活動・スポーツ等 | | ● 安全・安心 |
| ● 雇用・就業、経済的自立の支援 | ● 差別の解消及び権利擁護の推進 | |

障害福祉計画

○ ○ ○ ○ ○

障害者総合支援法

内容 障がい福祉計画は、障がい者が地域で自立した生活を行うための支援として、障害福祉サービスや相談支援、就労支援、地域生活への移行等のための基盤整備や、目標量（見込量）を掲げるものです。

<障がい福祉計画に盛り込まれる施策>

- 施設入所者や地域生活への移行に関する目標と方策
- 福祉施設利用者の一般就労への移行に関する目標と方策
- 障害福祉サービス、相談支援、計画相談等の見込量と提供体制の確保に関する事項
- 地域生活支援事業の実施に関する事項

◎ H19～障害者自立支援法 → H25～障害者総合支援法に変更

障害児福祉計画

○ ○ ○ ○ ○

児童福祉法

内容 障がい児福祉計画は、障がい児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための見込量や対策を掲げるものです。

<障がい児福祉計画に盛り込まれる施策>

- 障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

◎ 市町村障害児福祉計画、市町村障害福祉計画は一体のものとして策定することができる。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国の障害者基本法に基づく障がい者計画と、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画及び児童福祉法に基づく障がい児福祉計画について定めたものです。また、市の羅針盤である「糸満市第4次総合計画」を上位計画としているほか、「糸満市地域福祉計画」、「糸満市子ども・子育て支援事業計画」や「糸満市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「健康いとまん21」、「糸満市特定健康診査等実施計画」等の保健福祉分野の各種計画との整合性を図り策定しています。

 ■ 1-3 計画の期間

「糸満市第4次障がい者計画」は平成30年度を初年度とする6年計画を予定しています。また「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」は、3年を1期とする計画の策定が義務付けられているため、平成30年度から32年度までの計画となります。

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
糸満市第4次障がい者計画					
第4次障がい者計画 (障害者基本法に基づく)					
第5期障がい福祉計画 (障害者総合支援法に基づく)			第6期障がい福祉計画 (障害者総合支援法に基づく)		
第1期障がい児福祉計画 (児童福祉法に基づく)			第2期障がい児福祉計画 (児童福祉法に基づく)		



■ 1-4 アンケート調査の実施について

1. 調査の目的

「糸満市障がい者計画」を策定するに当たり、障がい者の生活や自立、障害福祉サービス等の利用についての実態やニーズを把握し、計画策定の基礎資料とする。

2. 調査の実施方法

(1) 調査の対象者

- ・本調査は糸満市内在住の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び20歳～80歳未満の市民を対象とする。

(2) 調査件数の抽出（サンプリング）

- ・身体障がい者：身体障害者手帳所持者より1,200件を無作為に抽出。
- ・知的障がい者：療育手帳所持者全員（700件＝全数調査）。
- ・精神障がい者：地域活動支援センター利用者、相談支援事業所利用者、サービス事業所利用者など、200件程度。
- ・施設入所の方：150件
- ・一般市民：市の住民基本台帳より2,000件を無作為抽出。

(3) 調査方法

- ・身体障がい者、知的障がい者及び一般市民については郵送による配布・回収。
- ・精神障がい者は利用施設や事業所等での直接配布・回収。

(4) 調査期間

- ・平成29年12月～1月に実施

3. 回収状況

	配布件数	回収数（有効回答数）	回収率
在宅の身体障がい者	1,786件	624件	34.9%
在宅の知的障がい者			
在宅の精神障がい者	127件	75件	59.1%
施設入所者	101件	87件	86.1%
一般市民	2,000件	541件	27.1%
合計	4,014件	1,327件	33.1%



第2章 市の障がい者の状況

第2章 市の障がい者の状況



■ 2-1 市の障がい者の現状

1. 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳

身体に障がいのある方で一定の障がいに該当すると認められたとき、身体障害者手帳が交付されます。交付状況を見ると、平成 27 年度では、交付者は 2,242 人であり、等級別では最重度の 1 級が最も高くなっています。障害の種類別では、「肢体不自由」が圧倒的に多く、ついで内部障害となっています。

身体障害者(児)手帳障害種別交付状況

単位：人

障がい種別	視覚	聴覚・平衡	発声・言語	肢体不自由	内部	計
1 級	66	11	0	303	414	794
2 級	29	41	6	335	13	424
3 級	8	24	19	137	188	376
4 級	4	56	8	156	180	404
5 級	12	1	0	88	0	101
6 級	3	95	0	45	0	143
計	122	228	33	1,064	795	2,242

平成 27 年 4 月 1 日現在

身体障害者(児)手帳等級別交付状況

単位：人

障がい等級	平成 23 年		平成 24 年		平成 25 年		平成 26 年	
1 級	747	(29)	755	(30)	758	(34)	783	(36)
2 級	390	(7)	410	(7)	415	(6)	421	(5)
3 級	347	(8)	344	(12)	355	(11)	364	(10)
4 級	334	(10)	363	(9)	374	(8)	391	(7)
5 級	75	(3)	80	(2)	88	(3)	93	(4)
6 級	107	(3)	120	(5)	123	(4)	136	(4)
計	2,000	(60)	2,072	(65)	2,113	(66)	2,188	(66)

各年 4 月 1 日現在

()は 18 歳未満の再掲

(2) 療育手帳

知的障がいと判定された方に対して、各種援助措置を受けやすくするため療育手帳が交付されます。交付状況を見ると、平成 27 年度では交付者数 712 人であり、そのうち大半が比較的軽い B 判定となっています。

療育手帳手帳等級別交付状況

単位：人

障がい等級	平成 23 年		平成 24 年		平成 25 年		平成 26 年		平成 27 年	
A 1	49	(12)	48	(10)	50	(11)	54	(12)	60	(14)
A 2	137	(30)	143	(32)	145	(33)	146	(33)	145	(27)
B 1	190	(40)	191	(37)	206	(48)	221	(55)	241	(66)
B 2	198	(79)	213	(88)	237	(93)	254	(99)	266	(102)
計	574	(161)	595	(167)	638	(185)	675	(199)	712	(209)

各年 4 月 1 日現在

() は 18 歳未満の再掲

(3) 精神保健福祉手帳

何らかの精神疾患(てんかん、発達障害を含みます)により長期に渡り日常生活又は社会生活への制約がある方に対し交付されます。手帳所持者は増加傾向となっており、中程度の 2 級が最も多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳等級別交付状況

単位：人

障がい等級	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
1 級	146	148	149	165	186
2 級	264	284	305	309	314
3 級	46	58	70	71	82
計	456	490	524	545	582

各年 4 月 1 日現在

2. 自立支援給付

(1) 障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用状況を見ると、「就労継続支援 B 型」や「生活介護」の利用が特に多くなっています。また、「施設入所支援」や「計画相談」も比較的高くなっています。

【自立支援給付サービス等一覧】

			単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	利用者	人/月	61	72	83
		利用量	時間/月	916	997	992
	重度訪問介護	利用者	人/月	3	4	4
		利用量	時間/月	423	680	724
	行動援護	利用者	人/月	8	9	8
		利用量	時間/月	121	108	73
	同行援護	利用者	人/月	16	16	16
		利用量	時間/月	368	425	416
	重度障害者等包括支援	利用者	人/月	0	0	0
		利用量	時間/月	0	0	0
日中活動系	生活介護	利用者	人/月	153	155	171
		利用量	日/月	3,292	3,229	3,101
	自立訓練（機能訓練）	利用者	人/月	2	4	6
		利用量	日/月	45	76	93
	自立訓練（生活訓練）	利用者	人/月	13	19	14
		利用量	日/月	190	308	226
	就労移行支援	利用者	人/月	28	26	21
		利用量	日/月	519	439	348
	就労継続支援（A 型）	利用者	人/月	78	89	94
		利用量	日/月	1,484	1,709	1,707
	就労継続支援（B 型）	利用者	人/月	170	196	212
		利用量	日/月	3,233	3,740	3,914
	就労定着支援【新】	利用者	人/月	0	0	0
	療養介護	利用者	人/月	25	27	28
居住系	短期入所（ショートステイ）	利用者	人/月	30	28	27
		利用量	日/月	166	149	161
	自立生活援助【新】	利用者	人/月	0	0	0
	共同生活援助（グループホーム）	利用者	人/月	51	60	59
その他	施設入所支援	利用者	人/月	109	105	105
	計画相談支援	利用者	人/月	76	86	120
	地域移行支援	利用者	人/月	0	0	1
	地域定着支援	利用者	人/月	0	0	0

※平成 29 年度は実績見込み



(2) 障害児通所支援

児童福祉法に基づく障害児通所支援の利用状況を見ると、「放課後等デイサービス」が圧倒的に多くなっています。これに次いで、「児童発達支援」「障害児計画相談」となっています。

【障害児通所支援等一覧】

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	利用者	人/月	42	48	58
	利用量	日/月	674	709	705
医療型児童発達支援	利用者	人/月	5	4	4
	利用量	日/月	101	68	46
放課後等デイサービス	利用者	人/月	117	157	175
	利用量	日/月	1,830	2,577	2,908
保育所等訪問支援	利用者	人/月	0	0	0
	利用量	日/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用者	人/月			
	利用量	日/月			
障害児相談支援	利用者	人/月	25	38	48
医療的ケア児の支援コーディネーター	利用者	人	—	0	0

※平成 29 年度は実績見込み

(3) 補装具の給付

障がい者が日常生活を送る上で、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、購入又は修理に要した費用を一部公費負担する制度です。「装具」が最も高い他、「補聴器」も比較的高くなっています。

補装具の種類別給付状況

単位：件

補装具 種類	平成 24 年		平成 25 年		平成 26 年	
	購入	修理	購入	修理	購入	修理
義肢	2	8	2	3	2	8
装具	42	7	41	8	40	15
座位保持装置	10	10	16	10	6	10
盲人安全つえ	1	0	2	0	6	0
眼鏡	1	0	2	0	2	0
補聴器	19	17	27	24	26	23
車いす	9	19	8	18	14	23
電動車いす	3	15	2	7	1	8
座位保持いす	1	0	3	0	1	1
歩行器	1	0	4	0	2	0
歩行補助つえ	4	0	3	0	4	0
計	93	76	110	70	104	88
給付額	18,170 千円		19,692 千円		16,113 千円	

(4) 自立支援医療費等

①更生医療

18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、その障害を除去・軽減する手術等により確実な治療の効果が期待できると認められる場合に、その治療に要する医療費を一部公費負担する制度です。各年とも、入院は220件程度、外来は240件程度となっています。

更生医療の種類別給付状況

単位：件

区 分		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		入院	外来	入院	外来	入院	外来
肢体不自由		6	6	9	9	4	4
内部	心臓	54	54	48	48	44	45
	腎臓	163	185	167	176	175	184
	肝臓	2	3	1	2	0	1
その他		1	6	2	7	4	9
合計		226	254	227	242	227	243

※件数については、延件数

②育成医療

身体に障がいがある児童またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童への治療を行う場合の医療費を一部公費負担する制度です。

育成医療の種類別給付状況

単位：件

区 分		平成 25 年度		平成 26 年度	
		入院	外来	入院	外来
視覚		8	10	0	0
聴覚・平衡機能		1	1	1	1
音声・言語・そしゃく機能		8	17	10	23
肢体不自由		10	16	10	16
内部	心臓	6	9	4	3
	腎臓	1	1	0	0
	その他	24	24	28	28
合計		58	78	53	71

※件数については、延件数

③精神通院医療

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。

④療養介護医療

常時介護を要する障がい者に対し行われる機能訓練、療養上の管理、看護等(療養介護)のうち、医療に係るものに対し医療費を支給することで、経済的負担を軽減します。

平成 26 年度	
延人数	295 人
給付額	21,241 千円

3. 地域生活支援事業

(1) 地域生活支援事業サービス

地域生活支援事業については、以下のようなサービスを行っています。日常生活用具の「排泄管理支援用具」が圧倒的に高くなっています。

【地域生活支援事業サービス等一覧】

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談支援事業					
障害者相談支援事業	実施箇所数	箇所	1	1	1
	実利用人数	人/年	0	0	0
基幹相談支援センター	実施箇所数	箇所	0	0	0
	実利用人数	人/年	0	0	0
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所数	箇所	0	0	0
	実利用人数	人/年	0	0	0
住宅入居等支援事業	実施箇所数	箇所	1	1	1
	実利用人数	人/年	1	3	3
成年後見制度利用支援事業	実利用人数	人/年	3	3	3
成年後見制度法人後見支援事業	実施箇所数	箇所	0	0	0
	実利用人数	人/年	0	0	0
意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用人数	人/年	100	154	154
手話通訳者設置事業	実施箇所数	箇所	1	1	1
日常生活用具給付等事業	実利用人数	人/年	890	883	883
介護・訓練支援用具	実利用人数	人/年	7	5	5
自立生活支援用具	実利用人数	人/年	10	8	8
在宅療養等支援用具	実利用人数	人/年	12	13	13
情報・意志疎通支援用具	実利用人数	人/年	12	6	6
排泄管理支援用具	実利用人数	人/年	845	850	850
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	実利用人数	人/年	4	1	1
手話奉仕員養成研修事業	修了見込み者数	人/年	15	12	12
移動支援事業	実利用人数	人/年	28	23	23
	延利用時間	時間/年	1,629	1,564	1,564
地域活動支援センター	実施箇所数	箇所	1	1	1
	実利用人数	人/年	313	322	322

※平成 29 年度は実績見込み

(2) その他の任意事業（日中一時支援事業）

障がい者等を一時的に預かることにより、障がい者等に日中活動の場を提供し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の支援を行います。

利用状況

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数（人）	37	60	50
延利用件数（件）	946	1,303	1,502
金額	2,084 千円	2,951 千円	3,301 千円

4. その他事業

(1) 重度心身障害者（児）医療費助成

身体障害者手帳の1級及び2級、療育手帳のA1及びA2を所持している障がい者等に対し、病院等で治療を受けた自己負担額(保険診療分)を助成します。

助成状況		単位：人		
区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
支給実人数	921	935	930	
助成額	96,944 千円	98,824 千円	96,172 千円	

(2) 特別障害者手当、障害児福祉手当

特別障害者手当は、在宅の20歳以上の重度の障がいのある障がい者に対し、障害児福祉手当は重度の障がいを有する児童に手当を支給します。

支給状況		単位：人		
区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
特別障害者手当	55	61	62	
障害児福祉手当	65	63	67	
支給総額	29,602 千円	30,553 千円	31,164 千円	

※支給人数は各年4月時点の人数。

(3) 緊急通報システム

一人暮らしの身体障がい者が、家庭内で急病、事故等の緊急事態に陥ったとき、住居に設置する発信機器を用いて、緊急通報センターへ通報することにより、緊急通報センター、緊急通報協力員等が相互に密接な連携をとりながら、速やかな援助を行います。

利用状況		単位：人		
区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
利用者数	2	3	2	

(4) 救急医療情報キット配布事業

障がい者の世帯に、かかりつけ医療機関情報や持病、家族の連絡先など緊急時に必要な情報を保管する緊急医療情報キットを配布しています。

【対象者】

身体障害者手帳1級・2級所持者、療育手帳所持者、精神障害保健福祉手帳1級所持者、その他必要と認められた者。



■ 2-2 調査から見る現状や課題の整理（計画策定の資料として）

「糸満市障がい者計画」で掲げている基本目標ごとに、アンケート調査結果からわかる現状や課題を整理しました。

施策 1-1 障がい者の総合相談・支援の機能強化

- (1) 総合相談・支援の充実
- (2) 権利擁護の充実
- (3) 適切な情報提供の推進

家族や友人に相談したり情報を入手する障がい者が大半を占めていますが、身体障がい者では医療機関、知的障がい者や精神障がい者ではサービス事業所や施設指導員という声も多くなっています。

相談機関等との情報共有や対応する職員の資質向上も必要となります。

成年後見制度は周知度が低く、周知徹底が必要です。

・ 相談先

- 相談先としては、「家族や親せき」身体障がい者では 68.8%、知的障がい者では 71.2%、精神障がい者では 69.3%と約 7 割を占め、非常に高くなっています。また「友人・知人」が身体障がい者が 27.6%、知的障がい者が 19.0%、精神障がい者では 28.0%で比較的高く、身近な人に相談する傾向が見られます。
- そのほか、身体障がい者では「かかりつけの医師や看護師」が 34.9%、知的障がい者では「相談支援事業所」が 25.2%、「施設の指導員」が 22.6%、「かかりつけの医師や看護師」が 20.4%と高いです。精神障がい者では「相談支援事業所」が 46.7%、「かかりつけの医師や看護師」が 45.3%「施設の指導員」が 41.3%と比較的高くなっています。

・ 成年後見制度の周知度

- 成年後見制度を知っている人は、身体障がい者は 49.1%、知的障がい者は 46.9%、精神障がい者は 34.7%です。
- 制度について「名前も内容も知っている」という回答は、身体障がい者が 24.2%、知的障がい者は 27.9%、精神障がい者では 18.7%と低くなっています。

・ 情報の入手方法

- 身体障がい者では「本や新聞、雑誌、テレビ」が 37.0%、次いで「家族や親戚、友人・知人」が 33.7%、「かかりつけの医師や看護師」が 24.7%となっております。
- 知的障がい者では「サービス事業所等」が 42.9%、次いで「家族や親戚、友人・知人」が 41.2%、「相談支援事業所」が 29.2%と高いです。
- 精神障がい者では「サービス事業所等」が 60.0%と最も高く、次いで「相談支援事業所」が 44.0%、「家族や親戚、友人・知人」が 26.7%となっています。

施策 1-2 保健・医療・福祉の充実と連携

- (1) 障がいの早期発見・早期支援
- (2) 障がいに応じた医療の支援
- (3) 各種手当の支給
- (4) 各種連携の充実強化

発達障害、気になる子への対応も必要です。医療ケアでは、服薬の管理が必要な障がい者も見られます。また、精神障害の市民の理解も必要です。地域生活の上で必要な支援としては、各障害とも、経済的な負担の軽減が最も高く上げられています。

・発達障害と診断されたこと

○知的障がい者では、回答者の 38.5%が「ある」と回答しています。

・現在受けている医療ケア

○医療ケアでは「服薬管理」が比較的高く、身体障がい者で 25.9%、知的障がい者では 14.2%、精神障がい者では 22.7%となっています。また、施設入所者では 60.9%が服薬管理を受けています。

・地域で生活するために必要な支援

- 身体障がい者では、「経済的な負担の軽減」が 55.2%でもっとも高く、次いで「在宅サービスの利用」(38.0%)、「住民の障がいに対する理解」(30.8%)、「在宅での医療ケア」(30.0%)が比較的高いです。
- 知的障がい者では、「経済的な負担の軽減」が 55.8%でもっとも高く、次いで「住民の障がいに対する理解」が 54.9%あります。そのほか、「生活能力向上の訓練」が 48.2%、「相談対応等の充実」が 43.8%、「住まいの確保」が 38.5%、「在宅サービスの利用」が 38.1%で比較的高いです。
- 精神障がい者では、「経済的な負担の軽減」が 49.3%でもっとも高く、次いで「相談対応等の充実」が 44.0%、「住民の障がいの理解」が 38.7%、「生活能力向上の訓練」が 34.7%「住まいの確保」が 30.7%あります。

施策 1-3 身近な地域での障害福祉サービス等の確保

- (1) 自立支援給付サービスの確保
- (2) 地域生活支援サービス等の推進
- (3) 在宅支援サービスの推進

身体障がい者では居宅介護系や自立支援、知的障がい者、精神障がい者では就労支援系や自立支援のニーズが高いです。障がい児では、放課後等デイサービスを中心に、その他のサービスも望まれています。また、サービスの情報を求める声や、手続きが大変という声もあり、サービス情報提供や手続き方法も課題となっています。

・ 障害福祉サービスの利用状況と利用意向

○身体障がい者では、

- ・ 利用しているサービス・・・「相談支援(計画相談も含む)」(15.0%)が高いほか、「自立訓練(機能訓練)」(8.0%)、「居宅介護」(6.5%)、「生活介護」(6.1%)が他と比べ高いです。
- ・ 利用意向・・・「相談支援(計画相談も含む)」(34.6%)、「居宅介護」(25.2%)、「自立訓練(機能訓練)」(24.7%)、「生活介護」(20.8%)、「短期入所」(20.3%)が比較的高いです。

○知的障がい者では、

- ・ 利用しているサービス・・・「相談支援(計画相談も含む)」(38.1%)、「就労継続支援(B型)」(19.0%)が高いほか、「就労移行支援」(7.1%)、「自立訓練(生活訓練)」(5.8%)、「短期入所」(5.8%)も比較的高いです。
- ・ 利用意向・・・「相談支援(計画相談も含む)」(48.7%)、「就労継続支援(B型)」(35.0%)、「就労移行支援」(34.5%)のニーズが高いです。「就労継続支援(A型)」(31.9%)、「自立訓練(生活訓練)」(30.5%)、「短期入所」(27.0%)、「行動援護」(26.5%)も比較的高いです。

○精神障がい者では、

- ・ 利用しているサービス・・・「就労継続支援(B型)」(56.0%)、「相談支援(計画相談も含む)」(54.7%)が高いほか、「就労継続支援(A型)」(26.7%)、「共同生活援助」(16.0%)も比較的高いです。
- ・ 利用意向・・・「相談支援(計画相談も含む)」(49.3%)、「就労継続支援(B型)」(36.0%)、「就労継続支援(A型)」(30.7%)、「就労移行支援」(22.7%)、「自立訓練(生活訓練)」(22.7%)のニーズが高いです。

・ 障害児通所支援の利用状況と利用意向

○身体障がい児では、

- ・ 利用しているサービス・・・「放課後等デイサービス」が利用されています。
- ・ 利用意向・・・「放課後等デイサービス」のほか、「児童発達支援」や「医療型児童発達支援」の希望も見られます。

○知的障がい児では、

- ・ 利用しているサービス・・・「放課後等デイサービス」の利用が多くなっています。そのほか、「児童発達支援」もあります(対象者 16 人)。
- ・ 利用意向・・・「放課後等デイサービス」のほか、「児童発達支援」や「医療型児童発達支援」の希望も割合が高いです。「保育所等訪問支援」(対象者 76 人)は 23.7%の意向となっています。

（施策１－３の続き）

そのほか、身体障がい者は補装具や日常生活用具等の身体機能の補完や自立支援を促すもの及び移動支援が望まれています。
知的障がい者ではスポーツ・レクリエーション教室や日中一時支援、生活訓練など、生活や活動に関する内容が望まれています。
精神障がい者では生活訓練、スポーツ・レクリエーション教室ピアカウンセリングなど、生活や活動に関するものが高くなっています。

・ 地域生活支援事業の利用意向

- 身体障がい者では、「補装具」（25.6%）、「日常生活用具」（24.0%）、「移動支援事業」（23.0%）の利用意向が比較的高いです。
- 知的障がい者では、「スポーツ・レクリエーション教室」（36.3%）、「日中一時支援事業」（33.2%）、「生活訓練事業」（33.2%）の利用意向が高くなっています。
- 精神障がい者では、「生活訓練事業」（32.0%）、「スポーツ・レクリエーション教室」（25.3%）、「ピアカウンセリング」（25.3%）、「日中一時支援事業」（17.3%）、「文化芸術活動」（16.0%）の利用意向が高くなっています。

施策 2-1 共に学ぶ教育環境の確保

- (1)療育・教育相談体制の充実
- (2)保育の充実
- (3)学校教育の充実
- (4)生涯学習等文化活動の充実
- (5)スポーツ・レクリエーション活動の充実

障がい児の保育や教育の充実を望む声が知的障がい者で比較的多くなっています。

知的障がい者や精神障がい者では、スポーツやレクリエーション活動に関する支援等を望む声が高くなっていました。外出の状況では、「趣味・スポーツ」は身体障がい者、知的障がい者では男性の方が多くなっていました。

・障がい児の保育・教育について

○障がい児施策で充実が必要なものとして、「障がい児のための保育・教育の充実」という回答が知的障がい者で21.7%となっており、他の施策よりも高くなっています。

・文化活動やスポーツ活動について

- スポーツやレクリエーション活動などへの支援を望む声は、知的障がい者、精神障がい者で高くなっていました。
- 外出の理由として「趣味・スポーツ活動」という回答は、身体障がい者で高くなっていました。また、知的障がい者では、この回答は男性の方が多くなっていました。

施策 2-2 就労支援の強化と雇用の場の充実

- (1) 障がい者雇用の環境整備
- (2) 一般就労の支援
- (3) 福祉サービスと連携した就労機会の充実

一般就労している障がい者は非常に少なく、非正規のパート・アルバイトによる就労が多いです。就労支援や職場での障がいの理解を図る必要があります。

また、知的障がい者や精神障がい者では、就労継続支援による福祉的就労の希望が高いです。

・ 就労の状況

- 一般就労している人は身体障がい者では 15.3%、知的障がい者では 15.0%、精神障がい者では 4.0%と非常に低いです。
- 就労している人のうち、フルタイムでの就労者は、身体障がい者では 36.4%、知的障がい者では 21.9%であり、身体障がい者に比べて知的障がい者では低くなっています。(精神障がい者はデータが少なく割愛)
- 非正規雇用での「パート・アルバイト」による就労は、知的障がい者で高く 56.3%を占め、身体障がい者では 36.4%となっています。

・ 就労意向

- 一般就労していない人の就労意向率は、身体障がい者では 22.7%、知的障がい者では 21.3%と精神障がい者では 28.1%となっています。
- また、就労継続支援で働きたい(利用したい)という回答が、身体障がい者では 21.6%であるのに対し、知的障がい者では 51.7%、精神障がい者が 61.4%で福祉的就労への意向が高くなっています。

・ 職業訓練の受講の意向

- 職業訓練の受講の意向は、身体障がい者が 9.7%、知的障がい者が 23.0%、精神障がい者が 10.7%で、知的障がい者の方で高くなっています。

・ 障がい者の就労支援で必要なこと

- 障がい者が就労する上では、「障がいについての職場の理解」が必要という回答が最も高いです。身体障がい者では 31.2%、知的障がい者では 54.0%、精神障がい者では 46.7%を占めています。
- 知的障がい者では、そのほかに「通勤手段の確保」や「就労後のフォロー」も高くなっています。
- 精神障がい者では、「勤務形態の配慮」、「通勤手段の確保」、「就労後のフォロー」も高くなっています。

施策 3-1 バリアフリーな環境づくり

- (1) バリアフリーな施設整備
- (2) 住宅環境の整備

外出時の困り事では、バリアフリーに関することや外出にお金がかかること、公共交通機関が少ないことなどが多いです。知的障がい者では、困ったときの対応方法や周囲の目が気になるといった、心理面での心配事が多くなっています。

・ 外出頻度

○身体障がい者の 76.8%、知的障がい者の 87.7%、精神障がい者の 81.4%が外出すると回答しています。毎日外出する人は、身体障がい者が 33.7%、知的障がい者が 55.8%、精神障がい者が 42.7%となっています。

・ 外出時の同伴者

- 身体障がい者と精神障がい者では「一人で外出する」という回答がもっとも高く、身体障がい者は 40.4%、精神障がい者は 59.7%を占めています。
- 知的障がい者では、「父母・祖父母・兄弟」といった親類が 50.5%を占めており、一人で外出する人は 22.0%となっています。

・ 外出の目的

- 外出の目的は、身体障がい者では「病院の受診」が 65.2%でもっとも高いほか、「買い物」が 62.0%あり、これら 2 つが特に高くなっています。
- 知的障がい者では、「通勤・通学・通所」が 70.2%でもっとも高く、次いで「買い物」が 63.3%あり、これら 2 つが特に高くなっています。
- 精神障がい者では、「買い物」が 73.6%でもっとも高く、次いで「病院受診」が 61.1%あり、これら 2 つが特に高いほか、「通勤・通学・通所」も 44.4%あります。

・ 外出時に困ること

- 身体障がい者では、「道路の段差」が 24.0%、「外出にお金がかかること」が 21.8%、「駐車スペースへの不満」が 20.8%とバリアフリーに関する困り事もあげられています。
- 知的障がい者では「困った時にどうすればいいのか心配」が 33.9%でもっとも高いほか、「外出にお金がかかる」が 19.7%、「公共交通機関が少ない」が 19.3%、「周囲の目が気になる」が 17.9%で比較的高いです。
- 精神障がい者では「外出にお金がかかる」が 30.6%、「公共交通機関が少ない」が 22.2%で比較的高いです。

（施策 3-1 の続き）

住まいについては、知的障がい者や精神障がい者で確保の希望があるほか、施設入所者で地域生活を希望したいという声も見られます。住居確保対策も必要となっています。

・ 住まいについて

- 「住まいの確保」を望む声が知的障がい者では 38.5%、と精神障がい者では 30.7%あります。
- 施設入所者では、施設を出て地域生活したいという声が 13.8%あります。
- また、施設入所者で「今後も施設での生活を続けたい理由」としては、「施設にいた方が安心できるから」が 73.6%、「家族の受け入れ体制が整っていないから」が 49.4%を占めています。
- 施設入所者の望む将来の生活形態の希望では、「家族と暮らしたい」が 18.4%であり、グループホームの利用希望は 3.4%程度と低くなっています。

施策3-2 バリアフリーな心づくり

- (1) 広報・啓発活動の充実
- (2) 福祉教育の推進
- (3) ボランティア活動の推進

知的障がい者や精神障がい者では、差別を受けた経験者も多く、地域、職場などでの障がいの理解が必要となっています。理解のためには障がい者との交流機会(特に子供の頃からの)が必要です。

・ 差別を受けたこと

- 身体障がい者では17.4%、知的障がい者が29.2%、精神障がい者では26.7%が差別を経験しています。
- 身体障がい者に比べて知的障がい者、精神障がい者で差別を感じている割合が非常に高く、知的障害や精神障害についての理解等が必要です。

・ 差別を受けた場所

- 差別を受けたのは身体障がい者は「外出先」、知的障がい者は「学校・仕事場」、精神障がい者では「病院などの医療機関」が高くなっています。
- そのほか、知的障がい者では「外出先」精神障がい者では「学校・仕事場」、「仕事を探す時」という回答も高いです。

・ 市民の障がい者問題や福祉への関心

- 障がい者問題や福祉について、「関心がある」は74.5%(403人)あり、ほとんどの市民が関心を示しています。
- 「関心がない」は23.9%(129人)となっています。

・ 障害に関心を持つきっかけ

- 関心を持ったきっかけは、「身近に障がい者がいるから」が46.4%を占めています。また、「自分も障がい者になる可能性があるから」や、「テレビ等障がい者のことを報道しているから」が32.5%となっています。
- 障害が自分の身近であったり、報道等から、関心が高まる傾向が見受けられます。
- 障害の理解のために必要なこととして、市民は障がい者とのふれあう機会をあげる声が多い。特に、「小中学校でのふれあい」があげられています。

・ 障がい者への手助け

- 障がい者への手助けが「できない」という市民では、「どう対応していいかわからない」が多くなっています。

施策 3-3 安心できるコミュニティづくり

- (1) 市政への声の反映と地域コミュニティへの参加促進
- (2) 障がい者団体等の活動促進
- (3) 防災・防犯体制の確立

災害時には一人で避難できない人も多くなっています。
障がい者が安心して暮らせる地域環境の整備が必要です。

・ 災害時の避難

○災害時に自分で避難「できる」という回答は、身体障がい者では 37.3%、知的障がい者では 30.1%、精神障がい者では 58.7%となっています。

・ 近所に助けてくれる人はいるか

○災害時の避難の際に、近所に助けてくれる人がいるか尋ねたところ、「いる」という回答は身体障がい者で 25.2%、知的障がい者では 23.5%、精神障がい者では 41.3%となっています。

・ 災害時に困ること

- 身体障がい者では、「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が 41.6%でもっとも高いです。
- 知的障がい者では、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 45.1%でもっとも高く、次いで「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が 42.5%となります。
- 精神障がい者では、「投薬や治療が受けられない」が 48.0%でもっとも高く、次いで「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が 32.0%となっています。



第3章 事業の実施状況の点検

第3章 事業の実施状況の点検



点検・1 日々の暮らしの基盤の充実

>>点検 1-1 障がい者の総合相談・支援の機能強化

(1) 総合相談・支援の充実

1) 相談支援事業の推進

【担当課：社会福祉課（社会福祉協議会）】

<現状>

平成 21 年度～相談支援事業については糸満市社会福祉協議会へ委託、障害者地域生活支援センター陽だまりによる相談支援

陽だまりに相談支援員を配置

陽だまりを中心とした相談支援体制の強化

自立支援協議会の設置（平成 23 年度～

住宅入居支援事業の実施（平成 23 年度～

市内の指定相談支援事業所が毎月 1 回定例会を開催し、情報交換をおこなっている。

障がい者及び家族への相談支援強化 社会福祉課との連携

専門的な知識を有する職員の配置により、相談支援の充実

自立支援協議会、専門部会におけるネットワークの構築

指定相談支援事業所の定例会を開催することにより、相談支援専門員の質の向上

<課題>

陽だまりが指定管理を行なっている障害者地域活動支援センターの建物の老朽化（昭和 57 年頃建築）
施設管理のあり方

相談支援専門員の安定した人材確保

ピアカウンセラーの人材育成

自立支援協議会の効果的な運営

地域の不動産業者等へ事業の周知を図る

2)生活福祉資金貸付制度の周知

【担当課：社会福祉課（社会福祉協議会）】

<内容>

低所得者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯を対象に資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的に自立し、安定した生活を送れるようにする。

<現状>

平成 29 年度生活福祉資金貸付件数（H30.2.23 現在）

申込み件数 29 件（内 2 件は申込み辞退） 貸付決定件数 27 件

総合支援資金（4 件） 福祉費（6 件） 教育支援資金（3 件）

緊急小口資金（14 件） つなぎ資金（0 件） 土地担保型生活資金（0 件）

資金の貸付けのみだけではなく、関係機関へのつなぎや食料支援などを行うことで、より安定した生活をおくれるよう援助することができた

<課題>

- ・資金貸付後、生活の立て直しに結び付いたように思われるも、再び困窮に陥る世帯がある。（すぐに仕事を辞める。非正規雇用のため、生活が精一杯で償還が滞る。）
- ・福祉資金で対応できない世帯（光熱費・家賃の滞納、医療費が無く通院できない等）に対する支援策の検討

3)各種相談員の確保・充実

【担当課：社会福祉課（社会福祉協議会）】

<現状>

- ・民生委員児童委員の確保

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	備考
実績	82	82	77	定員 92 人

- ・母子保健推進員の確保

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	備考
実績	25	25	25	1自治会1名以上の確保を目標とする

【担当課：健康推進課】

<内容>

母子保健推進員：H29 年 12 月時点 28 人

- ・毎月 1 回定例会の開催（第 1 月曜日午後 2 時～4 時）
- ・沖縄県や小児保健協会等の主催による各種研修会へ参加している

<現状>

○毎週実施されている、乳幼児健診において健診の補助業務（乳幼児の身体計測）

乳児健診：年 10 回、日曜日開催（午前・午後）

1 歳 6 ヶ月児健診：年 20 回、木曜日午後開催

3 歳児健診：年 20 回、木曜日午後開催

- 健診事後教室でのきょうだい児の預かり保育：毎月 1 回、水曜日午前中
- 健康福祉まつりでの歯科コーナーでの紙芝居の実施
- 乳幼児全戸訪問事業、健診未受診者訪問の実施

- ・地域で生活する子育ての先輩方なので、相談のしやすさがある。
- ・地域に住んでいるため、地域のことをよく把握している。

<課題>

- ・母子保健推進員（地域ボランティア）の希望者が少ない。

（２）権利擁護の推進

1)権利擁護についての相談の充実

【担当課：社会福祉課（社会福祉協議会）】

<現状>

地域福祉権利擁護事業については、豊見城地域福祉権利擁護センター（管轄市町 豊見城市、糸満市、八重瀬町）において実施

市内にある障がい者施設職員向け研修の実施（平成 27 年度、平成 28 年度）

民生委員・児童委員向け研修は、未実施

2)成年後見制度の利用促進

【担当課：社会福祉課】

<現状>

現在、市長申し立てによる成年後見制度を利用している障がい者は 3 名

後見人への報酬助成を行っている

3)日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）の利用促進

【担当課：社会福祉課（社会福祉協議会）】

<内容>

高齢や障がいにより判断力が不十分な方の、預金の出し入れや生活に必要な利用料の支払い手続き、福祉サービスの利用援助等を行い、自立した生活が送れるよう支援している。

<現状>

日常生活自立支援事業については、豊見城地域福祉権利擁護センター（管轄市町 豊見城市、糸満市、八重瀬町）において実施

推進員を 4 名配置し、必要に応じて同行訪問や見守り等を連携しながら行っている。

<課題>

- ・ 3 つの市町の中でも糸満市は利用者が多く、また待機者や新規利用についての相談も多い。通常の支援で業務に追われ、新規相談の対応ができない、今以上の利用者を増やすことができない現状。

- ・利用者が成年後見制度へ移行できていない方がいる。
- ・支援員が少ない。

4)障がい者虐待に関する相談支援体制の整備

【担当課：社会福祉課】

<現状>

障害者虐待防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との連携を図っている

(3) 適切な情報提供の推進

1)福祉のしおり等の発行

【担当課：社会福祉課】

<現状>

「障害福祉のしおり」を作成し、毎年、内容の見直しを行い更新している（窓口にて配布）
ボランティアサークルの協力のもと、毎月市の広報を音訳し、利用者及び施設に配付している

2)ホームページ等を通じての情報提供

【担当課：社会福祉課】

<現状>

ホームページにおいて、手話奉仕員養成講座開催のお知らせ等の情報提供を行っているが、定期的な更新については、できていない状況にある

<課題>

ホームページによる情報提供の充実をさらに図っていく

≫点検 1-2 保健・医療・福祉の充実と連携

(1) 障がいの早期発見、早期支援

1) 新生児・乳幼児の健康づくりの支援充実

【担当課：健康推進課】

<内容>

- 未受診者への受診勧奨を継続して実施している。
- 研修会等への参加を奨励している。
- 発達相談事業において、関係課と協力しながら心理士の確保に努めている。

<現状>

- 乳幼児健診の受診率向上に向けて、保育施設等へ健診日程表の配布や対象者への声かけ等協力して実施できている。

<課題>

- 乳幼児健診の受診率が伸び悩んでいる。

2) 親子通園事業の充実

【担当課：児童家庭課】

<内容>

- 心身の発達に不安がある幼児が保護者とともに通園し、親子での活動や小集団の中で丁寧な関わりを通じて基本的な生活習慣の自立と集団生活への適応を促す。

<現状>

- 平成 28 年度利用実績 648 人
- りす組 (3歳未満) 284 人
 - うさぎ組 (3歳以上) 325 人
 - 卒園児 39 人

- 保護者の情報交換の場として、障がい児保育に関する知識、理解の醸成につながる。
- 早い段階で支援を実施することにより、療育体制が確立できる。

<課題>

- 発達障がい児は、それぞれ障害の程度・内容が異なりそれを支援していくにはきめ細やかな配慮と指導が必要である。
- 気になる子は年々増加傾向にあり、現在の職員体制では対応が困難であることから、体制強化と環境整備が必要である。

3)生活習慣病などの予防対策の充実

【担当課：健康推進課】

＜内容＞

- ・特定健診受診率向上に向けて、未受診者への受診勧奨はがき通知を増やした。
3月の保険証切替に合わせて、庁舎内健診を実施した。

＜現状＞

平成28年度 受診率：37.6% 保健指導実施率：69.2%
40歳未満の受診者数：224名（前年比32人減）

平成29年12月時点保健推進員数：29人
微増ながら、特定健診受診率が伸びている。

＜課題＞

保健推進員（地域ボランティア）の希望者がいない。
各自治会へ推薦依頼しているが推薦書を提出する自治会が少ない。

（2）障がいに応じた医療の支援

1)自立支援医療の適正利用の促進

【担当課：社会福祉課】

＜現状＞

「障害福祉のしおり」において自立支援医療制度の周知を図っている

2)重度心身障害者（児）医療費助成の推進

【担当課：社会福祉課】

＜現状＞

「障害福祉のしおり」において重度心身障害者（児）医療費助成の周知を図っている
障害者手帳の等級変更により該当相当の方へは申請手続きの案内を送付している

3)歯科診療の充実促進

【担当課：社会福祉課】

＜現状＞

「障害福祉のしおり」において障がい者歯科診療に関する情報を提供している

（3）各種手当での支給

1)特別障害者手当の支給

【担当課：社会福祉課】

＜現状＞

特別障害者手当の支給をおこなっている（平成28年度65名）
「障害福祉のしおり」において周知を図っている

2)障害児福祉手当の支給

【担当課：社会福祉課】

＜現状＞

障害児福祉手当の支給をおこなっている（平成 28 年度 71 名）

「障害福祉のしおり」において周知を図っている

（４）各種連携の充実強化

1)市保健・福祉・医療等関係課会議の推進

【担当課：社会福祉課】

＜現状＞

市の保健福祉担当部署の連携を図るために、保健・福祉・医療等関係課会議を定期的を開催している

2)発達障がい支援体制の整備・充実

【担当課：社会福祉課】

＜現状＞

市内小中学校校長会において、毎年、発達障がい支援に関するパンフレット等を配付・説明し、意見交換している

市内の幼小中学校関係者及び障がい児福祉サービス事業所関係者が一堂に会し、連携を深めるための意見交換会を開催（平成 29 年度）

【担当課：健康推進課】

＜内容＞

乳幼児健診において、問診や保健相談の中で、発達についての相談ができるよう保健師を配置している。

健診事後教室を開催し、児の発達特性や特徴について保護者と共有しながら支援を行っている。

親子通園事業（ぐんぐん）と連携しながら、親子の育ちを支援している。

＜課題＞

幼児健診（1 歳半、3 歳）において、保健師スタッフ 5 名、状況に応じて 1 名プラスされるため保健師配置が難しい時もある。

【担当課：学校教育課】

＜内容＞

- ・特別支援教育指導コーディネーターの配置
- ・特別支援ヘルパーの配置

＜現状＞

- ・特別支援教育指導コーディネーターによる指導・相談実績

H26 年度：138 回 H27 年度：147 回 H28 年度：158 回

- ・特別支援ヘルパーが支援した児童生徒数

H26 年度：93 人 H27 年度：71 人 H28 年度：80 人

- ・教育上特別な支援を要する障がいのある児童生徒に対し、学校生活上の介助や支援を行うことができる。
- ・特別支援教育やノーマライゼーションの進展から普通教室での障がい児受入も求められる中で、当該ヘルパーを配置することで支援を要する児童生徒の受け入れが円滑に行える。

<課題>

支援を要する児童生徒の増加

3)保幼小の移行支援の充実

【担当課：社会福祉課】

<現状>

市内の幼小中学校関係者及び障がい児福祉サービス事業所関係者が一堂に会し、連携を深めるための意見交換会を開催（平成 29 年度）

【担当課：学校教育課】

<内容>

就学支援委員会の設置

<現状>

- ・平成 29 年 8 月から 11 月までの間、計 7 回開催
- ・関係機関（保育所、幼稚園、小学校、在宅等）からの申請に基づき 220 件の審査を実施
- ・保育所（園）、幼稚園、在宅などから障がいのある子、発達が気になる子等について、適切な支援が実施できる（特別支援ヘルパーの配置、特別支援教室への案内等）

【担当課：健康推進課】

<内容>

幼児健診等から把握された児については、保育園等への情報の共有を保育担当課（児童家庭課）と連携しながら行っている。また、通園している場合には、巡回相談などで保育園等と情報を共有している。

<課題>

関係課の取組みが、個人をとおしたものになっているため、移行支援についての話合いがどのようにすすめられていくのか、よくわからない。

≫点検 1-3 身近な地域での障害福祉サービス等の確保

(1) 自立支援給付サービスの確保

1) 訪問系サービスの確保

【担当課：社会福祉課】

＜現状＞

「障害福祉のしおり」において福祉サービス全般について周知を図っている

市内の指定相談支援事業所が毎月1回開催している定例会において、情報交換、事例検討するなどし、相談支援専門員のスキルアップを図っている

2) 日中活動系サービスの確保

【担当課：社会福祉課】

＜現状＞

「障害福祉のしおり」において福祉サービス全般について周知を図っている

市内の指定相談支援事業所が毎月1回開催している定例会において、情報交換、事例検討するなどし、相談支援専門員のスキルアップを図っている

3) 居住系サービスの確保等

【担当課：社会福祉課】

＜現状＞

「障害福祉のしおり」において福祉サービス全般について周知を図っている

市内の指定相談支援事業所が毎月1回開催している定例会において、情報交換、事例検討するなどし、相談支援専門員のスキルアップを図っている

相談支援事業所と連携し、保証人等が確保できない障がい者に対する居住サポート事業を行っている
(平成28年度利用者3名)

4) サービス等利用計画の適正な作成

【担当課：社会福祉課】

＜現状＞

市内の指定相談支援事業所が毎月1回開催している定例会において、情報交換、事例検討するなどし、相談支援専門員のスキルアップを図っている

5) 地域相談支援サービスの充実

【担当課：社会福祉課】

＜現状＞

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
地域移行支援	0	0	0	1
地域定着支援	0	0	0	0

6) 補装具の普及

【担当課：社会福祉課】

＜現状＞

補装具の支給決定について、担当職員を配置

	者交付	者修理	児交付	児修理	合計
平成 26 年	68	65	22	22	177
平成 27 年	57	56	31	20	164
平成 28 年	62	54	30	19	165

(2) 地域生活支援サービス等の推進

1) コミュニケーション支援事業等の推進

【担当課：社会福祉課】

＜現状＞

手話通訳者を設置（1 名）し、手話通訳者等の派遣を行っている

手話奉仕員養成講座を毎年開催（平成 29 年度は基礎編Ⅱ及び入門編）

2) 日常生活用具給付等事業の普及

【担当課：社会福祉課】

＜現状＞

日常生活用具の支給決定について、担当職員を配置

日常生活用具（点字ディスプレイ）の給付対象者範囲の見直しを実施（平成 29 年度）

3) 移動支援事業等の充実

【担当課：社会福祉課（社会福祉協議会）】

＜現状＞

移動支援事業は、屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に行っている（平成 28 年度実績 23 名）

4) 地域活動支援センターの推進

【担当課：社会福祉課（社会福祉協議会）】

＜内容＞

（社会福祉協議会）市内に住む障がいをもつ方（身体・知的・精神）及び難病、その家族等が気軽に利用できる憩いの場の提供、仲間作りの場、創作・生産活動の場の提供、情報提供など、多様な個々のニーズに応じた地域活動支援センターとしての機能を有し、活動内容など利用者と共に考え事業展開してゆく。また、医療・福祉及び地域社会基盤との連携強化の調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する啓発普及等の役割を担う。

＜現状＞

（社会福祉課）創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動の支援する場としての地域活動支援センターの機能を強化して、障がい者の地域生活を支援している

「障害福祉のしおり」において周知を図っている

地域自立支援協議会において、利用実績等を報告し、意見交換している

（社会福祉協議会）

- ・ 憩い/交流の場の提供や、作業的活動（名刺作り・福祉機器リサイクル作業への参加・南部地区合同福祉バザーへの参加、こころの芸術・文化フェスティバル開催など）、日中活動（パソコン活動・園芸/庭造り活動・手工芸活動など）
- ・ イベント（調理活動・スポーツ活動・買い物・ドライブ・女子会など）
- ・ 利用者の個別支援
- ・ センターPR／広報活動への取り組み
- ・ 南部地区地域活動支援センター連絡会／自立支援協議会地域MTへの参加
- ・ 先進地視察見学
- ・ 各種関係機関・団体への場の提供（連絡会・定例会など）
- ・ 関係機関との連携を行うことで、新規利用者に繋がった。
- ・ イベントを行うことで、普段の憩いの場とは違った環境のもとで交流することで刺激となり、利用者間のコミュニケーション活性に繋がった。
- ・ 個別的な支援を行うことで、利用者各々に合った支援を考えられるようになった。
- ・ 社協だよりにて地活のPR記事を掲載し、周知を行うことができた。
- ・ 小学生の職場体験、大学生の実習前ボランティア、社会福祉士・精神保健福祉士実習を積極的に受け入れ、育成に繋がった。

<課題>

（社会福祉協議会）

- ・ 一日平均利用者数の向上。
- ・ 個別対応を重視すると、利用者数が増えてきた時に十分な時間が取れなくなる場合がある。
- ・ 利用者の人数が多くなると、地活室内の各々の活動の棲み分けが難しくなり、手狭になったり、障害特性上、地活室で過ごせなかったり等、色々な制約が出てきてしまう。
- ・ 利用者より色々なイベント案が提案されたり、他事業所の取り組み等に興味を示すこともあるが、具体的なイメージまで繋げることができず、企画等を行うことが難しく、最終的に職員に任される部分も多い。

5)生活支援事業の充実（本人活動支援事業）

【担当課：社会福祉課（社会福祉協議会）】

<内容>

- ・ 不要になった福祉機器提供を市民等に呼びかけることにより、福祉活動参加の意識の啓発とそこから調達をした資源を活動し、必要な福祉機器を短期間貸与し、在宅療養生活の利便の向上と経済的支援を図る。
- ・ 返却された福祉機器（ポータブルトイレ・車イス・シャワーチェア等）を洗浄・消毒および修理等の作業機会を、障がいのある方へ多く提供できるよう地域活動支援センターと連携し平成23年度より支援センター陽だまりが実施。また、作業を定期的に行い借用希望者にスムーズに貸与を行う。

<現状>

- ・ 福祉機器貸出の周知による資源の活用。
- ・ 月2回の福祉機器の洗浄・修理作業。（多い場合は、作業を増やす対応）
- ・ 貸出・返却のペースに合わせて作業予定を組んだり、洗浄が少ない場合は作業場の環境を整えるため、清掃等を行う事で利用者の労働意識向上へ繋げる。

- ・福祉機器リサイクルの重要性を理解し、洗浄・修理を丁寧に行う事が出来た。
- ・利用者同士で、得意不得意な部分を補って作業を行った。
- ・お互いの体調面を気遣い、声をかけコミュニケーションを図ることで一体感が生まれた。
- ・時間の配分を考えながら作業に取り組むことで、仕事に対する責任を感じやりがいも感じられている。
- ・貸出に向け、借用希望の利用者のニーズに沿えるよう洗浄作業を進めた。

<課題>

- ・貸出した福祉機器の返却連絡。
- ・福祉機器の寄贈が増えたので、保管場所の確保が必要。
- ・福祉機器の洗浄・修理の利用者への周知。

⑥社会参加促進事業の推進

【担当課：社会福祉課（社会福祉協議会）】

<内容>

（声の広報等発行事業）

- ・視覚障がい者の方へ音訳サークルの作成した声の広報CDを配布
- ・ボランティアサークルの交流会にて情報の共有を行う

（スポーツ・レクリエーション教室開催等事業）

- ・スポーツ教室を年2回（8月・2月）開催し、障がい児と障がい者がそれぞれにスポーツ・レクリエーションを楽しみながら、親睦を図る

<現状>

（声の広報等発行事業）

- ・市広報紙・議会だより・社協だより・ボランティアいとまんの音訳
- ・南部地区音訳サークル交流会への参加
- ・関係機関による意見交換会の実施
- ・視覚障がい者が声の広報を通して地域情報を得ることにより 社会参加の促進につながる
- ・他市町村と情報交換する中で音訳ボランティアの意義や個々のやりがいを見つける

（スポーツ・レクリエーション教室開催等事業）

- ・糸満市4ハートふれあいスポーツ教室の開催
- ・普段 関わりの少ない事業所同士の交流がもてた

<課題>

（声の広報等発行事業）

- ・視覚障がいの有無に関わらない音訳サービスの提供
- ・利用者からの意見や要望の聞き取り
- ・ボランティアサークルの作業負担の軽減

（スポーツ・レクリエーション教室開催等事業）

- ・事業所や施設単位の参加のため 在宅の障がい者への参加周知

7) 日中一時支援事業の推進

【担当課：社会福祉課】

＜現状＞

障がいのある人の日中における活動の場を確保することにより、障がいのある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的に実施している
「障害福祉のしおり」において、周知を図っている

(3) 在宅支援サービスの推進

1) 緊急通報システム事業の実施

【担当課：社会福祉課】

＜現状＞

一人暮らしの身体障がい者が緊急事態に陥ったとき、住居に設置する発信機器（貸与）を用いて、緊急通報センターへ通報することにより、緊急通報センター、緊急通報協力員等が相互に密接な連携を取りながら速やかな援助を行う。

24 時間体制で稼働している
(平成 29 年度利用者数 3 名)

2) 難病患者に対する支援の検討

【担当課：社会福祉課】

＜現状＞

在宅療養している難病患者に対し、短期入所、日常生活用具給付事業、居宅介護サービス等を実施しています。

3) 配食・見守りサービスの実施検討

【担当課：社会福祉課】

＜現状＞

重度障がい者等に対する配食サービスの実施には至っていない。

障害福祉サービスの居宅介護サービスにおいて、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事援助を行っている。

4) 救急医療情報キットの普及推進

【担当課：介護長寿課】

＜内容＞

〇一人暮らしの高齢者等に、かかりつけ医療機関や持病、家族の連絡先など緊急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを配布する。

＜現状＞

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
配布数	27 セット	12 セット	12 セット

・高齢者の安全と安心の確保を図ることができた。

<課題>

- 救急キットを配布した後の持病等の情報更新
- 消防署など関係機関との情報共有

【担当課：社会福祉課】

<現状>

重度訪問介護サービスを利用している一人暮らしの障がい者に対し、救急医療情報キットを配付している。



点検・2 学び、働き、憩う環境の充実

>>点検 2-1 共に学ぶ教育環境の確保

(1) 療育・教育相談体制の充実

1)適正就学指導・教育相談の充実

【担当課：健康推進課】

<内容>

- ・就学相談が必要な親子に対して、相談日等の情報提供を行う。

<現状>

- ・相談会の情報提供
- ・市の適正就学委員会への情報提供

【担当課：学校教育課】

<内容>

- ・特別支援教育指導コーディネーターによる学校、保護者への指導・助言・相談

<現状>

市内幼稚園、小中学校、保育園及び保護者への指導・相談回数

H26年度：138回 H27年度：147回 H28年度：158回

特別支援教育指導コーディネーターの指導・相談により、支援が必要な児童生徒等へ特別支援ヘルパーを配置できた。

また、保護者、教職員等へ支援を要する児童生徒等への障がいに対する理解を図ることができる。

<課題>

状況が深刻化してからでは対応が厳しくなるため、早い段階からの適切な指導・支援を重点的に行う必要がある。特別支援教育指導コーディネーターによる現状と課題の分析と現場への助言などにより効果的な支援の充実を図る。

(2) 保育の充実

1)障がい児保育の充実

【担当課：児童家庭課】

<内容>

○障害児保育入所判定委員会を設置し、認可保育施設における障がい児の入所・処遇に適切な措置を検討する。

○障がい児受入を行っている法人認可保育施設に対し、障がい児保育事業に必要な保育士を雇用する為の経費等の補助を行う。

<現状>

平成 28 年度実績

- 施設 7 園
- 人数 13 人（内訳：1 歳児：3 人 2 歳児：1 人 4 歳児：1 人 5 歳児：8 人）
- 金額 12,284,000 円

家庭保育から集団保育に触れさせる機会を提供することにより、発達of気になる子を就学前段階から早期支援できるような環境を作っている。

<課題>

保育施設における障がい児受入ニーズは年々増加しているものの、保育士確保が困難な園は障がい児受入に対して消極的。

2)障がい児学童保育の充実

【担当課：児童家庭課】

<内容>

障がい児受入を行っている児童クラブ（学童）に対し「障害児受入推進事業」として補助を行っている。補助の要件として障がい児担当職員は研修受講を必須としている。

<現状>

平成 28 年度は 16 クラブ中 3 クラブが障がい児受入推進事業を活用している。平成 29 年度は 17 クラブ中 8 クラブが申請しており、増加している。

放課後児童支援員は障がい児担当の研修を受けており、学童保育の質の向上につながっている。

児童クラブでの障がい児受入が年々増加しており、保護者からすると安心して働くことができる。また、児童としては障害の有無にかかわらず交流できる場にもなっている。

<課題>

受入できる児童クラブを増やす。そのためには放課後児童支援員の人員確保が必要。

（3）学校教育の充実

1)特別支援教育の充実

【担当課：学校教育課】

<内容>

- ・市内幼小中における特別支援教育コーディネーターの配置と校内委員会を学校長を中心に行っている。
- ・全幼小中学校職員を対象に特別支援教育講演会を行った。

<現状>

- ・特別支援担当者研修を年 2 回、特別支援学級担任コーディネーター研修を年 1 回開催
- ・全学校において個別の支援計画を作成し、ヘルパー等と連携した支援体制の確立
- ・教育講演会（適応指導教室担当者等研修会）を開催

- ・インクルーシブ教育の推進
- ・学校における通常学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学び場」の確保

<課題>

- ・市内私立幼稚園との連携

2) 交流教育の推進

【担当課：学校教育課】

<内容>

特別支援学校等からの交流依頼に応じて、各幼稚園・小学校・中学校で対応をしている。

<現状>

ろう学校の在園児と市内幼稚園や認定こども園との定期的な交流等

お互いの良さを認め合い、気づき、思いやりを培う教育に有効である。

(4) 生涯学習等文化活動の充実

1) 多様な学習機会の充実

【担当課：生涯学習課】

<内容>

- ①「絵本のひろば」開催市内で読み聞かせを行うボランティア団体の連携を深め、広く市民に読み聞かせを推進するために開催。
- ②「文化祭」(文化協会主催で作品展示と舞台公演をおこなっている)

<現状>

- ①11月の第1日曜日(会場：糸満市中央図書館)で開催。
- ②12月の第2土日(会場：西崎総合体育館)で開催
- ①市内の親子に「絵本のひろば」をとおして、家庭でも親子での読み聞かせをして楽しく過ごすことを提案できた。市内ボランティアの協力を得ることで、市教育委員会として団体との交流をもてた。
- ②日頃の芸術文化活動の成果を広く市民に公開できた。市民文化の振興に寄与した。

<課題>

- ①車いすでの来場者も来場できるよう、会場はエレベーターのある中央図書館で行い、入口付近に車いす用の観覧席を設けているが、特に障がい者を意識した広報活動はおこなっていない。
- ②会場はトイレ等がバリアフリーである体育館で行っているが、入口等に段差がある。

【担当課：生涯学習課支援センター】

＜内容＞

生涯学習支援センター市民講座を28年度は、以下のように計27講座開催を企画した。

成人対象 19 講座 青少年対象 4 講座 親子対象 4 講座

＜現状＞

28年度は27講座を開催し、合計750人が参加した。

成人対象（南山の歴史、料理、韓国語等） 19 講座 506 人

青少年対象（キッズダンス、夏休み絵画等） 4 講座 130 人

親子対象（バルーンアート、折り紙、陶芸等） 4 講座 114 人

各種市民講座を開催することにより、多くの市民に学習の機会を提供し、市民の教養の向上、健康の増進、生きがいづくりにつなげている。

＜課題＞

生涯学習支援センターは現在、暫定的に旧南小学校の特別教室（2階建）を使用して事業を行っているが、エレベーターがないため障がい者や高齢者の利用には不便である。

2) 図書館利用の利便向上

【担当課：中央図書館】

＜内容＞

- ◆対面朗読室等の活用。
- ◆大活字本、障がい者サポートの本、バリアフリー対応（副音声・日本語字幕等）のDVDなどの購入。
- ◆窓口に、筆談用のノートなどを設置。

＜現状＞

- ・対面朗読室の活用：声の広報の録音での利用、対面朗読サービスの継続。
- ・大活字本等バリアフリー関連資料の収集。
- ・声の広報録音のため、ボランティアが対面朗読室を定期的に利用。
- ・発達障がいなど子育てに悩む家庭の勉強・相談の場として会議室を活用。
- ・副音声・日本語字幕など視覚・聴覚にハンデがある利用者のための資料収集。

＜課題＞

- ・対面朗読のサービスを実施しているが利用がない。
- ・大活字本は、通常の図書より、高価で1作品が2～3冊に分冊される。また、DVDも著作権処理の関係で価格が高く、積極的な収集が困難。

(5) スポーツ・レクリエーション活動の充実

1) スポーツ・レクリエーション活動内容の充実

【担当課：社会体育課】

<内容>

- すべての市民の健康・体力づくりを推進することを目的に糸満市障害者支援センター陽だまりと連携し、地域で生活している障がいを持つ方、及び家族を中心に呼びかけ、スポーツ・レクリエーション等を通して親睦を深めること。また、社会参加を促進することを目的に「糸満市4ハートふれあいスポーツ教室」を年2回開催する。
- 地域巡回軽スポーツ教室の中で、各種障がい者及び関係団体向けのレクリエーション教室を実施する。

<現状>

- 各年に2回ふれあいスポーツ教室を実施した。
- 施設の指導員に対しスポーツ推進委員による、軽スポーツやレクリエーション等を指導した。
- 地域巡回軽スポーツ教室の中で次の教室等を実施した。

たまんレクリエーション祭

各障がい者クリニック等でのレクリエーション、ウォーキング、ストレッチ指導

各発達障がい者施設でのレクリエーション指導等

- 障がい者にとってあまりなじみのない軽スポーツやレクリエーション等を行い、楽しく参加していて体を動かしスポーツの楽しさを感じていた。
- 施設の指導員に対し、スポーツ推進委員においては、障がい者が相手という事もあり、指導法・接し方等で個々の資質向上に繋がった。

<課題>

- 市内各障がい者福祉施設及び関係機関との連携及び情報共有

2) スポーツ施設の利便向上

【担当課：社会体育課】

<内容>

- 教育委員会所有の摩文仁児童体育施設、勤労者体育センターのバリアフリー化。

<現状>

- 勤労者体育センターは老朽化のため、取り壊し解体。
- 摩文仁児童体育施設は予算の関係上、バリアフリー化できなかったが、平成30年度以降にかけて、県補助事業にて補修工事（バリアフリー化含む）を申請中。

<課題>

- バリアフリー化予算の確保。

≫点検 2-2 就労支援の強化と雇用の場の充実

(1) 障がい者雇用の環境整備

1)障がいに関する職場の理解促進

【担当課：社会福祉課】

<現状>

障害者就労支援事業所の合同説明会を開催（平成 28 年度、平成 29 年度）

【担当課：商工観光課】

<内容>

今年度、未着手の状況。

2)障がい者雇用に関する助成制度の利用促進

【担当課：商工観光課】

<内容>

○障がい者に対する職業訓練・雇用促進情報の周知。

<現状>

○直接、県に問い合わせとなる内容のため、問い合わせ件数に関しては把握していない。

○HPにて広く周知できる（た）点。

<課題>

○市独自からの呼びかけができていないため、できるよう工夫が必要と感じる。

(2) 一般就労の支援

1)一般就労の支援体制の構築

【担当課：社会福祉課】

<現状>

地域自立支援協議会（仕事部会）において、障がい者雇用について協議した
障がい者就労支援事業所の合同説明会を開催（平成 28 年度、平成 29 年度）
市内の就労支援事業所による連絡会を開催

2)就労移行支援の支給量確保

【担当課：社会福祉課】

<現状>

就労移行支援の実施

平成 26 年度 28 名、平成 27 年度 28 名、平成 28 年度 26 名（一月当たり）

3) 公的機関における雇用機会の確保

【担当課：社会福祉課】

＜現状＞

糸満市役所における障がい者雇用については、法定雇用率を遵守しています。

法定雇用率：2.37% 雇用者数：7 名

4) 一般企業・事業所等の雇用促進

市内の一般企業や事業所に対する障害者雇用の促進は特に実施していない。

(3) 福祉サービスと連携した就労機会の充実

1) 就労継続支援の支給量確保

【担当課：社会福祉課】

＜現状＞

一般企業などでの就労が困難な障がい者等に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う

A型：平成 26 年度 59 名、平成 27 年度 78 名、平成 28 年度 89 名

B型：平成 26 年度 158 名、平成 27 年度 170 名、平成 28 年度 196 名



点検・3 バリアフリーなまちづくりの推進

≫点検 3-1 バリアフリーな環境づくり

(1) バリアフリーな施設整備

1) 沖縄県福祉のまちづくり条例の普及

【担当課：建設課】

<内容>

公営住宅等整備事業に伴い、(仮称) 稲嶺原市営住宅建設事業及び第一市営住宅建替事業を現在実施しており、全住戸のバリアフリー化を図る。

<現状>

実施中の各事業において、設計計画時に全住戸はバリアフリー化を図ると共に、「沖縄県福祉のまちづくり条例」に対応した計画としている。

事業実施中のため、事業の効果として挙がってきていないが、バリアフリー化を行うことにより、入居者等の生活利便の向上や安全性が確保できると思われる。

<課題>

建替事業がある既存市営住宅については、今後の建替えに伴い、バリアフリー化を図っていくが、長寿命化事業（建替えてなく、既存市営住宅の改修事業）の団地についても、今後バリアフリー化の検討が求められる。

2) 道路環境におけるバリアフリーの推進

【担当課：建設課】

<内容>

自治会からの要望で糸満 299 番地先の北南にのびる道路に手すりを設置

<現状>

手すりの設置により安全性を確保

事業実績箇所が坂道となっているので、足腰の弱い方が転倒するリスクを軽減した

<課題>

道路形態の根本的解決はできていない

3) 既存施設の改善

【担当課：総務課】

<内容>

- ・当初からバリアフリー化されている。

4)障がい者福祉マップの作成

【担当課：社会福祉課（社会福祉協議会）】

<課題>

- 地域福祉活動計画の中にも「地域バリアフリー調査実施」とあるが、各団体や事業所等にバリアフリー化の現状や課題について把握できていない。
- どのような方法で、調査を行った方が良いのか、関係者で確認できていない。
- また、バリアフリー法やハートビル法の整備に伴い、高齢者や身体障がい者等に配慮された取り組みがなされていることから、この取り組みについての意義を考える必要がある。

5)手話・点字等の公的施設での普及

【担当課：社会福祉課（社会福祉協議会）】

<現状>

- 手話通訳者を設置（1名）
- 手話通訳奉仕員養成講座の開催（平成29年度は基礎編Ⅱ、入門編）
- 「障害福祉のしおり」において、周知を図っている

（2）住宅環境の整備

1)障がい者に配慮した公営住宅の整備・改善

【担当課：建設課】

<内容>

公営住宅等整備事業に伴い、（仮称）稲嶺原市営住宅建設事業及び第一市営住宅建替事業を現在実施しており、全住戸のバリアフリー化を図ると共に、浴室等への手すり設置や1階についてはベランダのウッドデッキ敷きを図る。

<現状>

実施中の各事業において、設計計画時に全住戸はバリアフリー化を図ると共に、浴室等への適宜手すりの設置、1階には車いす対応住戸としてベランダへのウッドデッキ敷きとした計画としている。

事業実施中のため、事業の効果として挙がってきていないが、バリアフリー化等を行うことにより、入居者等の生活利便の向上や安全性が確保できると思われる。

<課題>

建替事業がある既存市営住宅については、今後の建替えに伴い、バリアフリー化を図っていくが、長寿命化事業（建替えでなく、既存市営住宅の改修事業）の団地についても、今後バリアフリー化の検討が求められる。

2) 公営住宅への優先的入居の検討

【担当課：建設課】

＜内容＞

今後の市営住宅整備事業を実施の中で、障がい者等への優先入居の取扱いについて検討している。

＜現状＞

優先入居に対し、条例等の整備や取扱い要綱等の策定を検討している。

検討中であるため、事業効果が得られていない。

＜課題＞

優先入居に対し、事業実施が求められる。

3) 居住サポート事業の充実と周知

【担当課：社会福祉課】

＜現状＞

相談支援事業所と連携し、保証人等が確保できない障がい者に対する居住サポート事業を行っている
(平成 28 年度利用者 3 名)

4) 住宅改修についての周知

【担当課：社会福祉課】

＜現状＞

「障害福祉のしおり」において、周知を図っている

5) グループホームの推進

【担当課：社会福祉課】

＜現状＞

共同生活援助及び施設入所支援について支給している

共同生活援助：平成 26 年度 45 名、平成 27 年度 51 名、平成 28 年度 60 名

施設入所支援：平成 26 年度 105 名、平成 27 年度 109 名、平成 28 年度 105 名

≫点検 3-2 バリアフリーな心づくり

(1) 広報・啓発活動の充実

1)障がい者週間による啓発広報の充実

【担当課：社会福祉課（社会福祉協議会）】

＜現状＞

市広報において、周知を図っている

障がい者週間の期間中、市役所ロビーにおいて、障がいのある人たちが制作した作品や関係機関の紹介パネルなどを展示する「こころの芸術・文化フェスティバル in いとまん」を開催している

2)各種広報誌、マスメディア等の活用

【担当課：社会福祉課】

＜現状＞

福祉保健概要については、毎年作成し関係機関へ配付しているが、ホームページへの掲載までは至っていない

社会福祉課ホームページにおいて、手話奉仕員養成講座開催のお知らせ等の情報提供を行っているが、十分な情報提供がなされていない

市広報において、障がい者に関連する行事等の情報提供を行っている

3)各種交流イベントの開催

【担当課：社会福祉課（社会福祉協議会）】

＜現状＞

市内在住の身体・知的・精神の障がいを持つ方のスポーツレクリエーションを年2回開催している

障がい者週間の期間中、市役所ロビーにおいて、障がいのある人たちが制作した作品や関係機関の紹介パネルなどを展示する「こころの芸術・文化フェスティバル in いとまん」を開催している

(2) 福祉教育の推進

1)学校における福祉教育の充実

【担当課：学校教育課】

＜内容＞

- ・糸満市ボランティア活動推進校指定事業の実施
- ・学校におけるボランティア活動（特別活動）

＜現状＞

ボランティア活動実績（H28 年度）

- ・古紙回収、ふれあい新春もつちき大会、各種募金活動（共同募金、赤い羽根、歳末たすけ合い等）
糸満中 16 回、西中 8 回、糸南小 8 回、光洋小 10 回、潮平小 12 回、三和中 4 回、潮平中 7 回、兼城小 7 回、米須小 4 回、西崎小 10 回、高嶺小 8 回
- ・児童生徒のボランティアに対する意識の高まり。
- ・福祉体験を通じて視覚・聴覚障がい者、高齢者等について理解を深めることができた。

<課題>

事業未実施の学校がある。

【担当課：社会福祉課（社会福祉協議会）】

<内容>

学校での福祉体験、講話等の実施

<現状>

市内小学校、中学校で福祉体験（車いす体験等）を実施。また、障がい当事者に講師として依頼し、学校とのコーディネートを行っている。

- ・地域福祉コーディネーターと連携しながら実施しているため、地域の人材のコーディネートがしやすくなった。

<課題>

- ・先生方の業務が忙しく、踏み込んだプログラム提案が難しい（安易な体験で終わりがち）

2)一般の福祉教育の充実

【担当課：社会福祉課】

<現状>

障がい者に対する理解を深めるための講演会を開催（平成 28 年度）

障害福祉担当職員が生涯学習ボランティア講座に講師として登録している

（3）ボランティア活動の推進

1)多様なボランティアの養成

【担当課：社会福祉課（社会福祉協議会）】

<現状>

しばらく講座等の実施は行っていない。

ふらっと、こうえん前の 2 ヶ所の拠点ができることにより、地域や支援機関等から様々な情報が集まるため、情報受発信の場になっている。

2)ボランティア活動の支援

【担当課：社会福祉課（社会福祉協議会）】

<現状>

平成 27 年度に公設市場近くに「ボランティア応援センターふらっと」を開設。ボランティアの相談窓口や、居場所として活用されている。様々な人が訪れ、障がいのある方との関わりやボランティア活動の支援等も行っている。

これまで、障がいのある方（あると思われる方も）のボランティア希望者も少なくなかったが、ただ障がいの状況等を把握しないまま外部の活動先へコーディネートするのが難しかった。ふらっとができから、ふらっとで使用済み切手のカット作業や、イベント時のお手伝い等、障がいのある方にも活動の場ができた。また、外部のボランティア活動についても、ふらっとで仲良くなったボランティアがサポートしながら一緒に参加するなど、今まで以上に活動が広がっている。

定期的にふらっとへ通う障がい者も多い（居場所としても活用されている）

≫点検 3-3 安心できるコミュニティづくり

(1) 市政への声の反映と地域コミュニティへの参加促進

1)生活実態・意識調査等の実施

【担当課：社会福祉課（社会福祉協議会）】

<現状>

障がい者計画見直し時において、障がいのある当事者や市民への意識調査等のアンケート調査を実施し、意見を計画づくりへ反映しています

2)地域コミュニティへの参加促進

【担当課：社会福祉課（社会福祉協議会）】

<内容>

- ・障がいをお持ちの方及びそのご家族等の相談に対し、必要な情報提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援や調整等を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行い、障がいをお持ちの方の自立と社会参加の促進を図る。

<現状>

- ・社協主催の民生委員研修会へ参加し、陽だまりの周知活動を行った。
- ・相談内容によっては、地域の見守りを通して民生委員等に声掛けやケース会議に参加してもらい、障がい特性の理解や地域との繋がりを深める。
- ・ケースによっては社協コミュニティソーシャルワーカーや民生委員等と連携を図り、訪問や情報共有、支援の見守りを行っている。
- ・地域の方と密な関わりが強い民生委員が多く、地域から何かあればすぐに情報が届きやすく、社協コミュニティソーシャルワーカーとも情報交換を行いながら対応出来た。
- ・地域での見守り体制や声掛けを行える民生委員が近くに住んでいるので、障がいを持っている家族等は過ごしやすく頼りやすい環境となっている。

<課題>

- ・地域に住んでいる民生委員への声掛けが住民からやりやすい分、色々な相談を受け、対応できない部分が地域の課題として起こっている状況で、民生委員の負担が大きい。
- ・民生委員の配置が難しい地域があり、隣の地区の民生委員への協力も難しい状況。

(2) 障がい者団体等の活動促進

1)障がい者団体等の加入・結成の促進

【担当課：社会福祉課】

＜現状＞

「障害福祉のしおり」において、周知を図っているが、ホームページによる周知までは至っていない

【担当課：健康推進課】

＜内容＞

必要時に、支援対象者へ患者会や家族会の紹介をする。

2)障がい者団体の活動支援

【担当課：社会福祉課（社会福祉協議会）】

＜内容＞

身体障害者協会

- ・沖縄県身体障害者スポーツ大会等、各種スポーツ大会への参加
- ・ピクニック、新年会、宿泊交流会等を実施
- ・その他、県内外の研修会や福祉大会へ参加

手をつなぐ育成会

- ・沖縄県ゆうあいスポーツ大会・研究大会等への参加
- ・親子ミニ運動会・クリスマス会、ピクニック等を実施

＜現状＞

身体障害者協会

- ・沖縄県身体障害者スポーツ大会…34 名
- ・新年会…20 名
- ・会員相互の交流事業の充実、各種スポーツ大会への参加
- ・共同募金活動等への協力を含めた社会活動への参加

手をつなぐ育成会

- ・親子ミニ運動会…46 名
- ・新年会…45 名
- ・交流事業の充実を図り、親子・会員相互の親睦を深める
- ・社協チャリティーへの協力により、知的障がい者に対する理解を深める

＜課題＞

身体障害者協会

- ・会員数、参加者数の減少
- ・啓蒙活動の実施
- ・地域社会との交流

手をつなぐ育成会

- ・会員数、参加者数の減少
- ・南部地区本人会への参加

(3) 防災・防犯体制の確立

1) 緊急時の対応システムの充実

【担当課：消防本部】

<内容>

平成 27 年 12 月 10 日から嘉手納町にある沖縄県消防指令センターにて糸満市内すべての 119 番通報を受理しております。

支援が必要な障がい者の住所情報など事前にシステムに登録することで 119 番を受理した指令員・救急隊員に情報の共有化できるようになりました。また、聴覚障がい者の緊急通報に対応した F A X 119・メール 119 も導入しました。(平成 29 年 12 月現在登録者数 10 名)

<現状>

沖縄県消防指令センターに移行してから現在までの F A X・メール 119 緊急通報は 0 件となっております。

支援が必要な障がい者の住所情報等を事前システムに登録することで救急要請時にいち早く現場に到着することが期待できることは勿論、消防指令センターの指令員や現場に向かう救急隊員にも情報を共有できるメリットがあります。

<課題>

F A X・メール 119 の登録者数が 12 月 20 日現在、10 名となっており当事業への要登録対象者の存在があれば更なる登録者数の増加を積極的に進めなければならない。

【担当課：社会福祉課（社会福祉協議会）】

<現状>

聴覚障がい者の緊急時の対応として、F A X や E メールによる緊急通報ができるように消防署に登録している人は、糸満市内で 10 名います。

<課題>

制度の周知が十分にできていない。

【担当課：総務課】

<内容>

支援が必要な障がい者の住所情報を確認するタブレット地図情報システムを社協(民生委員)と共有し、緊急時に備えた体制作りを構築する。

<現状>

タブレット地図情報システムを社協と共有しており、民生委員と障がい者情報を共有している。

タブレットで地図が確認出来るため、民生委員の引継ぎの際に役立つ。

<課題>

タブレットの数が少なく、民生委員に行き渡らない。

2) 地域防災計画に基づいた災害時要援護者防災対策の推進

【担当課：健康推進課】

＜内容＞

- ・人工呼吸器等の医療機器を在宅で利用する患者がいた場合、前もって消防に情報を提供する等、連携を取る。

【担当課：総務課】

＜内容＞

地域防災計画に基づき策定した要配慮者計画の中で災害時に配慮が必要とされる避難行動要支援者を定義し、対象者を把握した。

今後は対象者毎に個別計画を策定し、社協や自治会、民生委員と連携し、災害時にサポートできる仕組みを作っていく必要がある。

＜現状＞

避難行動要支援者名簿は毎年更新しており、法で定める緊急時の提供の際に備えて準備している。

避難行動要支援者の属性や人数の把握が出来たため、今後の課題が確認できた。

＜課題＞

本市の避難行動要支援者は約 8,000 人存在するため、サポートする人数が圧倒的に不足している状況である。

3) 防災意識の向上

【担当課：総務課】

＜内容＞

自主防災組織の結成を促進するため、防災講話や訓練参加を呼びかけ、防災意識の向上を図り、自助、共助の強化を図る。

＜現状＞

西区、米須、西崎 3 丁目西などの自治会が自主防災組織結成に向けて動き出しており、今後結成が見込まれる。

防災講話等を行うことで、地域の災害対応や防災意識の向上に繋がった。

＜課題＞

自治会での人員不足があり、事務手続きや、訓練の実施について役員の負担が生じるのではないかとという自治会からの懸念があり、結成まで至っていない。

4) 防犯思想の普及と消費者啓発

【担当課：市民生活課】

＜内容＞

- ・消費生活問題に関する啓発活動の実施
- ・防犯上のノウハウ、安全確保等に関する啓発活動の実施

＜現状＞

- ・国民生活センター等から提供される情報を、市広報紙やホームページに掲載
- ・消費生活問題の事例等をのせたカレンダーを作成し、全世帯に配布
- ・毎月行われている自治連絡員会議に警察署職員を招き、防犯上のノウハウ、安全確保等に必要な情報提供を行う

市広報紙やホームページまた全世帯にカレンダーの配布などを行い、糸満市全域に情報提供、啓発活動を行えたと思う

＜課題＞

紙やデータベースの情報提供や啓発活動だったので、内容が難しいものは深く伝わっていない可能性がある



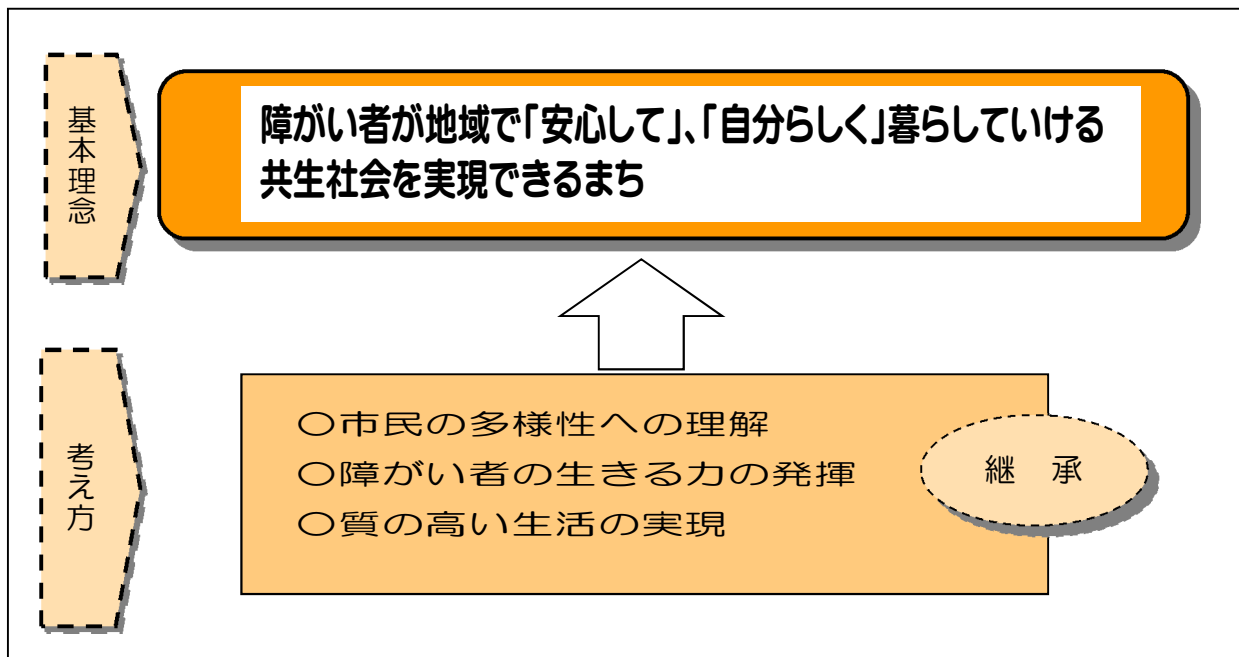
第4章 総論 基本的な考え方

第4章 総論 基本的な考え方

■ 4-1 計画の基本理念

基本理念について

糸満市第4次障がい者計画は、障がい者が地域生活を「安心して」、「自分らしく」暮らしていける共生社会を実現することを目指し、基本理念として『障がい者が地域で「安心して」、「自分らしく」暮らしていける共生社会を実現できるまち』を掲げ、計画を進めてまいります。





市民の多様性への理解

私達一人ひとり、姿形や性格等が様々です。それを個性として捉え、尊重します。そうした個性が集まって、家庭や地域社会を創っています。それが当然の社会として、認識し、理解していきます。そうした様々な個性が存在していることを前提に社会のしくみを形づくっています。

糸満市においても、市民の多様性を前提に社会のしくみをつくっていくことは、当然であり、それを改めて理解し、私達市民一人ひとりが意識していくことが重要です。



障がい者の生きる力の発揮

私達は、一人ひとりが社会で生きていくための力を備えています。自己選択、自己決定、自己責任のもとで主体性をもって暮らしています。また、一方で必要に応じて、支え合うことで社会生活を営んでいます。

糸満市で暮らし、障がいがあっても、主体性が尊重されるとともに、周囲の人達と互いに生きる喜びを分かち合いながら、支え合っていくことが大切であり、そのために、生きる力を存分に発揮していける社会を築くことが重要です。



質の高い生活の実現

私達は、一人ひとりがその人らしい生活を実現していけるよう、社会全体でそれを支えていくことを目指しています。一人ひとりの豊かで快適な生活が、人間性豊かな社会の実現に結びつきます。

糸満市内に生活の基盤を置きながら、障がいがあっても、学び、憩い、働くなど人生のあらゆる場面で、支障がなく、豊かに生活していくことができるようにすることが重要です。



■ 4－2 計画の基本目標

第4次計画での基本目標

1. 日々の暮らしの基盤の充実

障がい者が、日々の生活を快適に過ごすことができるよう、障がい者の暮らしと直結する相談・支援体制を整えるとともに、保健、医療、福祉サービスの充実を図っていきます。また、障がい者の権利擁護、虐待の防止など、人権が守られるように制度の推進を図るほか、保健、医療、福祉が連携した体制の整備に努めます。

2. 学び、働き、憩う環境の充実

障がい者が、意欲を持って学び、働き、楽しく余暇活動等に取り組むことができるように、障がい者、健常者を分け隔てることなく、それぞれの個性（障がい者の特性）に応じて、教育や就労等の支援を進めていきます。とりわけ就労については、経済的な自立生活の基盤となることから、一般雇用につながる就労支援及び関係機関との連携、職場の理解など、支援の強化に取り組めます。

3. バリアフリーなまちづくりの推進

障がい者が感じる社会への障壁（バリアー）を取り除き、共に生きる、人にやさしい社会を実現できるよう、道路や建築物等の空間のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの視点での取り組みを進めるとともに、市民の障がいについての理解、福祉学習等による差別や偏見のないまちづくりに努めていきます。また、地域に暮らす市民が相互に支え合う地域社会を作るほか、災害時の備え、災害時要援護者となる障がい者の対策について、市民、地域、企業、行政等が協働で取り組むことを推進します。





■ 4-3 施策分野について（考え方）

○これまでの本市計画の施策分野は、国の障害者基本計画の項目に基づきながら設定していた。今年度、国では第4次障害者基本計画を策定中で、施策分野案は示されている。本市第4次計画については、新しい国の施策分野に基づきながら、柱立てを再編していく。

施策分野の構成案について

【施策分野の見直しの考え方】

- ・国の第4次基本計画の施策分野を参考に
→構成順が市の現計画と大きく異なるので入れ替えて対応

＜第3次障がい者計画＞

- ①
 - 1-1 相談・情報提供、権利擁護
 - 1-2 保健・医療・福祉
 - 1-3 障害福祉サービス、在宅支援サービス
- ②
 - 2-1 教育、余暇活動
 - 2-2 就労支援
- ③
 - 3-1 バリアフリー、住まい
 - 3-2 福祉教育・ボランティア
 - 3-3 地域環境（防犯・防災、障害者の活動）



●第4次計画の施策分野構成案●

- ①
 - 1 生活支援・意思決定支援
 - 2 情報バリアフリー・意思疎通支援
 - 3 保健・医療
- ②
 - 4 教育
 - 5 雇用・就業、経済的自立支援
 - 6 文化芸術活動・スポーツ
- ③
 - 7 差別の解消・権利擁護・虐待防止
 - 8 安全・安心
 - 9 防災・防犯等

※「行政等における配慮」は2,7に加える

＜国の第4次基本計画の施策分野＞

- 1 安全・安心
- 2 情報アクセシビリティ・意思疎通支援
- 3 防災・防犯等
- 4 差別の解消・権利擁護・虐待防止
- 5 生活支援・意思決定支援
- 6 保健・医療@
- 7 行政等における配慮
- 8 雇用・就業、経済的自立支援
- 9 教育
- 10 文化芸術活動・スポーツ

※下波線は、市の施策分野に現在ない



■ 4-4 計画の施策体系





第5章 障がい者施策の展開

第5章 障がい者施策の展開

施策・1 日々の暮らしの基盤の充実

1. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

<具体的な取組内容・個別施策>

施策内容	担当課
(1) 意思決定支援の推進	
1) 意思決定支援の推進 ◆自ら意思を決定することが困難な障がい者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。	社会福祉課
(2) 相談支援体制の構築	
1) 相談支援事業の推進 ◆市と相談支援事業の委託先と連携し、相談の質の向上を図るほか、専門的な立場で相談・支援を行える専門員の安定的な確保に努めます。 ◆障がい者や家族の経験等に基づいた相談、支援を行えるよう、ピアカウンセリングの人材育成を進め、カウンセリングの充実を図ります。 ◆障がい者等の相談に基づき、適切な支援が行えるよう、関連機関との連携を強化します。 ◆相談支援体制の充実のため、委託相談支援事業を拡充するとともに、基幹相談支援センターの設置による機能強化に努めます。 ◆住宅入居等の支援を推進するため、不動産関連事業所等との情報交換の場を設けるようにしていきます。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
2) 適切なサービス等利用計画作成の促進 ◆障がい者個々の状況やサービス利用の意向等を踏まえたサービス等利用計画案の作成を行い、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定に向けた取り組みを行います。	社会福祉課
3) 各種相談員の確保・充実 ◆地域の身近な相談者となる身体・知的の障がい者相談員、民生委員・児童委員、母子保健推進員等の確保を図るとともに、適切な相談、支援が行われるよう、研修機会の確保に努めます。	社会福祉課 (社会福祉協議会) 健康推進課

(3) 地域移行支援	
1) 地域移行支援、地域定着支援の充実と利用促進 ◆障がい者の地域移行を推進するため、事業所と連携し、地域移行支援や地域定着支援の充実、利用促進を図ります。	社会福祉課
2) グループホームの推進 ◆障がい者が地域移行する際の住まい確保を図るため、共同生活援助(グループホーム)について、提供量の確保を図ります。	社会福祉課
3) 居住サポート事業の充実と周知 ◆保証人がいない、入居後の生活が不安などの理由でアパート入居が困難な障がい者に対し、居住サポート事業による支援を継続して実施します。 ◆本事業について、アパート管理者、不動産業者に障がい者への周知広報・説明会を開催するなど、障がい者の地域移行、居住サポートについて理解の促進を図ります。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの体制整備 ◆精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、相談、障害福祉(居宅介護や地域移行・定着支援など)、医療、生活支援、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いなどを包括的に提供できる体制の整備を図ります。 このため、相談等を通じてつなぎ役となる基幹型相談支援センターの設置に努めるとともに、市の自立支援協議会の「居住・地域移行部会」を活用した関係機関や団体等による協議の場を設けながら、精神障がい者の地域への移行促進を図ります。 また、関係機関が連携し合い、相互に情報共有し、障がい者一人ひとりを支援する対応力の強化(組織の強化)を進めます。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
(4) 障がいのある子ども・子育て家庭に対する支援の充実	
1) 障害児通所支援等のサービス提供の充実 ◆児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援や平成30年度より新しく導入される居宅訪問型児童発達支援などの障害児通所支援について、事業所との連携により、量的、質的充実を図ります。	社会福祉課
2) 医療的ケアを必要とする障がい児への支援 ◆医療的ケアを必要とする障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の連携強化による対応を進めます。このため、自立支援協議会の子ども・療育支援部会を医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として活用します。	社会福祉課 健康推進課
3) 重度の障がい児のサービス利用事業所確保 ◆在宅で生活する重症心身障がい児について、新たに創設された居宅訪問型児童発達支援やその他放課後等デイサービスにおける受け入れ可能事業所の確保に努めます。	社会福祉課

4) 児童発達支援センターの設置推進 ◆障がい児の発達支援について専門的な指導をしたり、集団生活の適応訓練、発達相談等を行う児童発達支援センターの設置を推進します。	社会福祉課
5) 特別支援保育の充実 ◆特別支援保育を円滑に実施することができるよう、保育士の配置と資質向上に努めます。 ◆特別支援保育を担当する職員の確保とともに専門性向上のための研修の実施により、障がい児等の受け入れ態勢の充実を図ります。	保育こども園課
6) 放課後児童対策の充実 ◆学童クラブにおける障がい児の受け入れへの支援を引き続き行い、障がい児の居場所の確保に努めます。 ◆障がい児への適切な対応を図るため、研修等による指導者の養成・資質の向上に努めます。	こども未来課
7) 親子通園事業の充実 ◆親子通園事業の拡充を図ります。 ◆親子通園を終了した親同士によるサークル活動の立ち上げを支援し、障がい児を持つ親の集いの場づくりを進めます。	こども未来課
8) 発達障がい支援体制の整備・充実 ◆発達障がいを早期に発見し、幼児期から成人期まで、それぞれのライフステージ（年齢）や特性に応じて適切な支援が受けられる体制づくりを整備します。 ◆関連する各課の連携を図るため、連絡会を開催し、情報の共有、今後の取り組みの検討等を行います。	社会福祉課、健康推進課、学校教育課、保育こども園課、こども未来課
9) 巡回相談の充実 ◆市内の幼児期の教育・保育施設等に通う乳幼児への巡回相談について、今後も継続するとともに、充実を図ります。	社会福祉課、学校教育課、保育こども園課、こども未来課
(5) 自立支援給付サービスの確保、質の向上	
1) 訪問系サービスの確保 ◆訪問系サービスの提供量の確保を図るとともに周知を行い、必要な方がサービス利用できるように図ります。	社会福祉課
2) 日中活動系サービスの確保 ◆生活介護、自立訓練、就労移行支援等といった、日中活動系サービスの提供量の確保を図るとともに周知を行い、必要な方がサービス利用できるように図ります。	社会福祉課
3) 居住系サービスの確保等 ◆共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援といった居住系サービスについて、提供量の確保を図るとともに周知を行い、必要な方がサービス利用できるように図ります。 ◆相談支援事業所と連携し、保証人等が確保できない障がい者に対する居住サポート事業を行い、一般住宅への入居支援の充実を図ります。 ◆地域自立支援協議会における居住部会での協議と実践を図り、地域定着のサポート体制の構築に努めます。	社会福祉課

4) 医療的ケアを含む支援の充実 ◆常時介護を必要とする障がい者が、自ら選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援が受けられる環境の整備促進を行うとともに、体調の変化等に応じて一時的に利用することができる社会資源の確保に努めます。	社会福祉課
5) サービス等利用計画の適正な作成 ◆利用者のニーズに合ったサービスを提供するため、「サービス等利用計画」の適正な作成に向けた体制を強化します。	社会福祉課
6) 補装具の普及 ◆補装具の支給決定について、専門的な知識を有する人材を確保し、より適切な利用が行われる体制づくりを図ります。	社会福祉課
(6) 地域生活支援事業の充実	
1) 日常生活用具給付等事業の普及 ◆より適切な利用が行われるよう、支給決定に関し、適正な判断ができる体制づくりを図ります。 ◆対象となる支援用具の定期的な見直しを検討します。	社会福祉課
2) 移動支援事業等の充実 ◆障がい者等の外出が円滑に行われるよう、ガイドヘルパーの派遣を進めます。 ◆身体・知的障がい者(児)の外出時の個別的支援では、対象外の通勤・通学の要望が増えており、対応について検討します。	社会福祉課
3) 地域活動支援センターの推進 ◆地域活動支援センターのPRを積極的に行い、利用者の拡大に努めます。 ◆地域自立支援協議会等と連携し、利用者の現状とニーズを再確認し、より適切な支援ができるように努めます。 ◆障害者地域活動支援センターの建物老朽化について、施設管理のあり方を含めた対応を検討します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
4) 生活支援事業の充実(本人活動支援事業) ◆障がい者やその家族の交流機会の拡充を図るため、交流できる場の確保に努めます。 ◆福祉機器リサイクル事業については、事業の周知を図り、利用促進に努めるとともに、事業が円滑に行えるよう、各種福祉機器の寄贈を呼びかけます。また、返却期間の周知など適正な利用を呼びかけます。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
5) 社会参加促進事業の推進 ◆視覚障がい者等への音訳サービスについて、利用者への周知活動を進めるとともに、音訳ボランティアの募集を呼びかけます。(声の広報発行事業)	社会福祉課 (社会福祉協議会)
6) 日中一時支援事業の推進 ◆一時的に見守り等の支援が必要な障がい者(児)の日中の活動の場を確保し、家族の一時的な休息等を図るため、本事業を推進します。 ◆事業の周知により、利用促進を図ります。	社会福祉課

(7) 在宅支援サービスの推進	
1) 緊急通報システム事業の実施 ◆一人暮らしの障がい者が緊急事態に陥ったときの支援を図るため、緊急通報システム事業を実施するとともに、事業の周知、利用拡大を図ります。	社会福祉課
2) 難病患者に対する支援 ◆在宅療養している難病患者に対し、短期入所、日常生活用具給付事業、居宅介護サービス等の提供を今後も行います。	社会福祉課
3) 救急医療情報キットの普及推進 ◆万一の緊急時に本人等が病状を説明できない場合に備え、本人のかかりつけの病院や病名等の医療情報、飲み薬などを含めた個人情報を自宅の冷蔵庫に保管する「救急医療情報キット」の普及を進めます。	介護長寿課 社会福祉課
(8) 障害福祉を支える人材の確保	
1) 専門職の確保 ◆保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等や手話通訳士等の専門職の確保や継続的配置や、研修への参加等による資質向上を図ります。	社会福祉課
2) 障害福祉サービス等に従事する人材の確保、育成支援 ◆障害福祉サービスに従事する人材の確保や育成を推進するため、研修機会の確保や育成に関連する情報提供、他市町村との連携した人材確保方策の検討を行います。	社会福祉課

2. 情報バリアフリーの向上と意思疎通支援の充実

<具体的な取組内容・個別施策>

施策内容	担当課
(1) 情報バリアフリーの向上	
1) 障がい者に配慮した情報提供の充実 ◆障がい者が必要な情報を円滑に入手することができるよう、点字、情報通信機器の活用(電子メール等)声の広報、FMたまん等を活用した情報発信を行うなど、障がい者に配慮した情報提供の充実を図ります。 障がい者や障害施策に関する情報提供や緊急時における情報提供等を行う際には、障がい者に配慮した、わかりやすい情報の提供に努めます。	社会福祉課
(2) 情報提供の充実	
1) 福祉のしおり等の発行 ◆広報いとまんや「障害福祉のしおり」等を通じて障がい者の関連情報を提供します。 ◆視覚障がい者等への情報提供の充実を図るため、声の広報等の利用を促進します。	社会福祉課
2) ホームページ等を通じたの情報提供 ◆市社会福祉課等のホームページによる情報提供を進めるため、内容の充実、定期的な更新に努めます。 ◆各種福祉サービスや制度及び相談支援事業について、FMたまん等を活用して情報発信を進めていきます。	社会福祉課
(3) 意思疎通支援の充実	
1) コミュニケーション支援の充実 ◆聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのある市民が、円滑に意思疎通が行えるよう、市役所内への手話通訳者の設置、手話通訳者・要約筆記奉仕員等の派遣を行います。 ◆通訳者のスキルアップを図る研修の実施を検討します。	社会福祉課
(4) 行政情報のバリアフリー向上	
1) ホームページ等の利用しやすさへの配慮 ◆市のホームページ等による行政情報の電子的提供において、障がい者を含む全ての人の利用しやすさに配慮したウェブバリアフリー等の向上を図ります。	社会福祉課 秘書広報課
2) 災害発生時の障がい者への情報伝達の強化 ◆災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、障害特性に配慮した情報伝達の体制整備を図ります。	社会福祉課 (社会福祉協議会) 総務課

3. 保健・医療の推進

<具体的な取組内容・個別施策>

施策内容	担当課
(1) 障害の早期発見・早期支援	
1) 新生児・乳幼児の健康づくりの支援充実 ◆乳幼児健診を実施していくとともに、健診の間診や保健相談の中で、発達についての相談を行います。また、健診事後教室を開催し、子どもの発達特性や特徴について保護者と共有しながら支援していきます。 ◆スキル向上のため、母子保健推進員や保健師の研修会等への参加を促進します。	健康推進課
2) 生活習慣病などの予防対策の充実 ◆生活習慣病などによる障がいの発生を予防するため、特定健診・特定保健指導の充実及び受診率の向上のため取り組みを行います。 ◆40 歳未満の若年世代の受診率向上を図るため、健診と健康管理の重要性の周知、受診勧奨を呼びかけていきます。 ◆生活習慣病の予防と障がいの発生予防との関連性等について周知、啓発を行います。 ◆各自治会に保健推進員が1名以上配置できるよう、広報活動を行うとともに、自治連絡員との連携強化を図ります。	健康推進課 国民健康保険課
(2) 障がい者の健康保持・増進	
1) 歯科診療の充実促進 ◆障がい者が適切な歯の健康管理が行えるよう、障がい者の歯科診療に関する情報について、社会福祉課ホームページに情報を掲載するほか、市内福祉サービス提供事業所への情報提供も検討します。	社会福祉課
(3) 精神保健対策の充実	
1) 精神保健相談、訪問指導の充実 ◆精神保健相談や訪問指導について精神科病院や保健所との連携強化、相談員の資質向上等により、きめ細かく対応できるように充実を図ります。	社会福祉課 健康推進課
2) 精神保健に関する啓発活動の推進 ◆専門機関と連携しながら、市民講座の開催等による精神疾患の理解や対応の周知等に取り組みます。	社会福祉課 健康推進課
3) ピアサポート・ピアサポーターの充実 ◆精神障がい者に対する当事者による相談活動等を推進するため、ピアサポート・ピアサポーターへの取り組みの充実を図ります。	社会福祉課 (社会福祉協議会) 健康推進課
4) 心の健康を保持するための取り組みの充実 ◆心の健康相談や、うつ等の精神疾患の予防に関する講演会を実施するなど、市民の心の健康づくりに関する取り組みを行うように進めます。	社会福祉課 健康推進課

5) 精神障がい者の地域移行、定着支援の推進 ◆退院可能な精神障がい者の地域への円滑な移行・定着を進められるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の考え方にに基づきながら、精神障がい者の退院後の支援に係る取り組みを推進します。	社会福祉課 健康推進課
6) 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの体制整備 ◆精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、相談、障害福祉(居宅介護や地域移行・定着支援など)、医療、生活支援、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いなどを包括的に提供できる体制の整備を図ります。 このため、基幹型相談支援センターがつなぎ役となり、市の自立支援協議会及び関係機関が連携し合い、相互に情報共有し、障がい者一人ひとりを支援する対応力の強化(組織の強化)を進めます。	社会福祉課 (社会福祉協議会) 健康推進課
(4) 難病患者等への支援	
1) 難病患者への支援の充実 ◆難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るため、相談支援や情報提供の充実、関係機関との連携による対応を行います。 ◆難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮した円滑な対応やサービス提供を実施するように努めます。	社会福祉課 健康推進課



施策・2 学び、働き、憩う環境の充実

1. 教育の振興

<具体的な取組内容・個別施策>

施策内容	担当課
(1) 特別支援教育の充実	
1) インクルーシブ教育システムの構築・推進 ◆障がいのある子どもを含む全ての子どもがともに学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築を進め、共生社会の形成を図ります。	社会福祉課 学校教育課
2) 特別支援教育の充実 ◆支援を要する児童生徒の自立や社会参加に向けて、学校・家庭・地域・行政が連携して、特別支援教育の整備を進め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するための適切な指導や必要な支援を行います。 ◆特別支援教育の充実のため、教職員の資質向上を図るほか、特別支援教育コーディネーターや支援ヘルパー等と連携した支援を進めます。 ◆市内の私立幼稚園との連携を図ります。	学校教育課
3) 教育の場における合理的配慮 ◆教育の場において、障がいのある子どもに対し、その状況に応じた「合理的配慮」を提供します。	学校教育課
4) 校内支援体制の充実 ◆障がい児の適正就学を図るため、就学支援委員会を開催し、適正就学の指導を行うほか、保護者への相談対応等を行います。 ◆巡回障がい児就学相談会を行うほか、特別支援教育指導コーディネーターによる学校、保護者への指導・助言等を行います。	学校教育課
5) 交流教育の推進 ◆健常児と障がい児の交流教育を推進し、幼少期及び学童期からの福祉意識の向上を図ります。	学校教育課
6) 保幼小の移行支援の充実 ◆母子保健、認可保育所（園）、認定こども園、幼稚園、学校で、障がいのある子や気になる子の情報連絡の共有を図るため、保幼小における移行支援の実施・充実により、子どもたちの育ちの様子を小学校に繋げるように進めます。	保育こども園課、社会福祉課、学校教育課、健康推進課
(2) 学校施設のバリアフリー	
1) 既存施設の改善 ◆既存の公共施設のバリアフリー化については、改修が必要な箇所の把握を行い、計画的に改修するように努めます。 ◆未実施の学校施設については、障がい児の就学状況をみながら、適宜バリアフリー化の改修を行います。	施設管理者 学校教育課

(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実	
1) 多様な学習機会の充実 ◆生涯学習関連の各種講座を継続するとともに、障がい者が利用しやすい環境づくりに努めます。 ◆特別支援学校での読み聞かせ・紙芝居等、読書にかかわる団体との交流を進めるほか、その他の取り組みについて検討を行います。	生涯学習課
2) 図書館利用の利便向上 ◆中央図書館の障がい者利用を促進するため、広報いとまんや図書館だよりによる周知を図ります。 ◆「音声・拡大読書機」などの読書補助具について周知を図るほか、今後も新たな読書補助具を導入するよう努めます。	中央図書館

2. 雇用、就業、経済的自立の支援

<具体的な取組内容・個別施策>

施策内容	担当課
(1) 総合的な就労支援	
1) 一般就労の支援体制の構築 ◆地域自立支援協議会における仕事部会において、障がい者雇用、定着支援等についての市の方向性の協議を進めます。 ◆市内の就労支援事業所による連絡会を開催し、行政も加わり、市の障がい者雇用の実態把握や就労支援体制の構築を目指します。 ◆障がい者就労支援事業所の合同説明会を今後も継続して開催し、職場の理解を推進します。	社会福祉課
2) 就労移行支援と定着支援の推進 ◆就労移行支援からの一般就労を進めるため、サービス提供事業所と商工会や企業との連携・情報共有を図るとともに、平成30年度に創設された「就労定着支援」の活用により、一般就労後の定着支援を図ります。	社会福祉課
(2) 障がい者雇用の促進	
1) 障がいに関する職場の理解促進、人権擁護の推進 ◆関係課及び商工会等と連携し、市内企業に対し、障がい者の雇用について理解と協力を呼びかけます。 ◆雇用差別など障害を理由とした人権侵害を受けることのないよう、人権侵害等に関する相談体制の充実に努めます。 ◆職場に対し、障害特性等に関する理解を促す啓発・広報を行うとともに、「合理的配慮」の観点から、短時間労働や在宅就業など、多様な働き方を選択できる環境整備を促進します。	社会福祉課、商工観光課、市民生活課
2) 公的機関における雇用機会の確保 ◆市における障がい者雇用について、法定雇用率を遵守していきます。 ◆関係機関との連携・協力体制のもと、公共施設の管理等委託業務の確保による障がい者の就労機会の拡充を図ります。 ◆就労支援事業所等との連携による障がい者の職場体験（実習）受け入れを行います。	社会福祉課
3) 一般企業・事業所等の雇用促進 ◆企業に障がい者への理解を深めてもらうため、障がい者雇用の成功例を紹介し、継続的な障がい者雇用につながる企業内の人材育成に役立てます。 ◆就業専門員（コーディネーター）の配置を検討します。 ◆建設工事入札参加資格審査や等級格付け基準で、障がい者雇用の加点以外に、障害福祉サービス事業所からの物品購入、役務等の就労委託等を契約した場合に加点する制度の周知を図り、障がい者雇用への理解を深めていきます。 ◆障がい者を実習生として受け入れている企業等の紹介などにより、企業が協力しやすい土壌を作っていきます。	社会福祉課、商工観光課

4) 障がい者雇用に関する助成制度の利用促進 ◆障がい者雇用の際の各種助成制度について企業への周知を図ります。	社会福祉課、商工観光課
(3) 福祉的就労の底上げ	
1) 就労継続支援の提供量確保 ◆一般雇用が難しい障がい者の就労機会の確保を図るため、就労継続支援事業の支給量の確保に努めます。	社会福祉課
2) 福祉的就労の底上げ ◆就労継続支援B型事業所の工賃の向上や市内就労支援事業所の連携による共同受注、経営力強化などを進め、福祉的就労の底上げを図ります。	社会福祉課
(4) 経済的自立の支援	
1) 特別障害者手当の支給 ◆在宅の重度障がい者に対し、著しく重度の障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図るため、手当を支給するとともに、制度についての周知を図ります。	社会福祉課
2) 障害児福祉手当の支給 ◆在宅の重度障がい児に対し、その重度の障がいによって生ずる特別の負担の軽減を図るため、手当を支給するとともに、制度についての周知を図ります。	社会福祉課
3) 特別児童扶養手当の支給 ◆20歳未満の身体や精神に障がいのある児童を養育する父母または養育者に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給を行います。	こども未来課
4) 自立支援医療の適正利用の促進 ◆自立した日常生活に必要な医療を給付するとともに、制度の周知に努めます。	社会福祉課
5) 重度心身障害者(児)医療費助成の推進 ◆障がい者(児)の医療に係る経済的負担の軽減を図るため、重度心身障がい者(児)の医療費の助成と制度の周知を図ります。	社会福祉課
6) 生活福祉資金貸付制度の周知 ◆低所得者世帯などに対して、低利または無利子での資金の貸し付け等を行う本事業について周知を図ります。	社会福祉課 (社会福祉協議会)

3. 文化芸術、スポーツ、余暇活動等の充実

<具体的な取組内容・個別施策>

施策内容	担当課
(1) 文化芸術活動の促進	
1) 障がい者の芸術、文化活動の充実 ◆障がい者の趣味や生きがいをづくりを推進するため、地域生活支援事業の「芸術文化活動振興」等を活用し、日頃の文化芸術活動の発表や展示等の機会を確保します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
(2) スポーツ・レクリエーション活動の充実	
1) スポーツ・レクリエーション活動内容の充実 ◆障がい者が参加するスポーツ教室は、指導員を増員して対応するとともに、障がい者向けの講習会や研究会等により、指導員の資質向上を図ります。	社会体育課
2) スポーツ施設の利便向上 ◆市内のスポーツ施設のバリアフリー化に努め、障がい者が利用しやすいつくりとなるように図ります。 ◆公園については市の施設長寿命化計画にもとづき、西崎運動公園等の改修等を計画的に進めます。	社会体育課 都市計画課
(3) 障がい者関係団体の活動支援	
1) 障がい者団体等の加入・結成の促進 ◆各種団体や機関、市社会福祉課のホームページ等を通じて、当事者団体や家族会の活動を紹介し、加入促進を図ります。	社会福祉課
2) 障がい者団体の活動支援 ◆引き続き、活動の場の確保や活動資金の助成を通じ、障がい者関連団体の活動を支援します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
(4) 障がい者の地域参加、交流の機会確保	
1) 障がい者の地域参加の機会づくり ◆地域の公民館や空き家活用等により、障がい者が集い交流したり、様々な活動をするための拠点確保を図ります。 ◆社会福祉協議会の「ふらっと」や「ふらっと こうえん前」の“気軽に集える場”を障がい者に周知し、地域参加や地域住民との交流が増えるように図ります。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
2) 障がい者のボランティア活動への参加促進 ◆障がい者がボランティアに参加する機会づくりを促進し、地域での役割を持つとともに、地域住民の障がいへの理解や障がい者との交流機会確保を図ります。 ◆促進にあたっては、市社会福祉協議会と連携を図るほか、地域活動支援センターやサービス事業所への働きかけを行います。	社会福祉課 (社会福祉協議会)



施策・3 バリアフリーなまちづくりの推進

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

<具体的な取組内容・個別施策>

施策内容	担当課
(1) 権利擁護の推進、虐待の防止	
1) 権利擁護の体制強化 ◆権利擁護を必要とする障がい者の増加に対応するため、権利擁護の体制強化について検討し、検討結果に基づいて推進します。 ◆障がい者の権利擁護のために、相談支援事業の充実と地域の相談員である民生委員・児童委員への情報提供、研修等により、権利擁護に関する相談と関係機関へのつなぎを強化します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
2) 成年後見制度利用支援事業の周知や利用促進 ◆知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な障がい者の成年後見制度の利用を支援するため、成年後見制度利用支援事業の周知及び市長後見手続きや後見人への報酬助成を行い、必要とする方の制度利用を支援します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
3) 法人成年後見の実施検討 ◆判断力が不十分になった時に、法律面や生活面で支援する成年後見制度について、法人としての成年後見の実施を検討します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
4) 日常生活自立支援事業の利用促進 ◆平成 29 年度現在、本事業は豊見城市社協が基幹型として実施していますが、平成 31 年度から全市町村型への移行が予定されているため、市社協と調整しながら、権利擁護の体制強化とともに本事業の推進方策についても検討と実施を図ります。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
5) 障がい者虐待の予防や早期発見、早期対応の充実 ◆障がい者の虐待防止や虐待への早期対応を図るため、市の障がい者虐待防止センターや障害者虐待防止ネットワーク会議の強化、関係機関との連携を進めます。	社会福祉課 こども未来課 介護長寿課
6) 権利擁護や障がい者虐待の防止に関する普及・啓発 ◆障がい者の権利擁護や虐待の防止及び「障害者虐待防止法」に関して、市民への周知・理解を図るため、啓発パンフレットや市民向け講演会、施設従事者向け研修会等を開催するなど、積極的な普及啓発を行います。	社会福祉課

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進	
1) 差別の禁止や合理的配慮の提供に関する普及啓発 ◆障害者差別解消法やその基本指針等に基づき、障がい者を理由とする不当な差別的扱いの禁止や、障がい者に対する必要かつ合理的な配慮の提供を徹底することなど、障がい者を理由とする差別の解消に向けて着実な取り組みが進むよう、普及啓発を図ります。 また、障がいのある女性、子ども、高齢者については、障がいに加えてさらに複合的な困難な状況に置かれる場合があります。こうした観点も念頭に置き、きめ細かな配慮や支援を行うよう啓発します。 沖縄県が平成26年4月から施行した「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」の周知・啓発活動の取り組みについて、県と連携しながら進めます。	社会福祉課
2) 市の行政機関等における配慮、社会的障壁の除去に係る施策の推進 ◆市の事務・事業の実施に当たっては、障がい者が必要とする社会的障壁を除去するため、建物等のバリアフリー化、情報の取得・利用・発信におけるバリアフリー向上のための施策、市職員への研修等による周知等を行い、障がい者と共生する環境の整備を図ります。	総務課 人事課
3) 職場における差別禁止や合理的配慮の徹底促進 ◆障害に関する職場の理解及び共に働く環境づくりを図るため、職場での障がい者への差別禁止、就労に係る合理的配慮を徹底するよう促します。	社会福祉課
(3) 障がい者への理解・啓発の推進	
1) 障がい者週間による啓発広報の充実 ◆毎年12月3日から9日までの「障がい者週間」について、イベントの充実と開催の周知徹底を市民に対して行い、より多くの市民が参加することで障がい者への理解の機会となるように努めます。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
2) 各種広報誌、マスメディア等の活用 ◆福祉保健概要を作成し、ホームページに掲載して周知に努めます。 ◆市社会福祉課等のホームページを通じて情報提供を進めるため、適宜更新を図っていきます。 ◆市広報での障がい者関連の特集などを掲載し、市民のバリアフリーな意識の向上を図ります。 ◆FMたまんや市広報等を活用し、充実した広報活動に努めます。	社会福祉課
3) 各種交流イベントの開催 ◆障がい者スポーツ・レクリエーションに関する情報を収集し、関係機関と連携して取り組みます。 ◆芸術・文化イベントについて、年に数回開催し、障がい者の日頃の成果発表の機会とともに、市民が障がい者とふれあう機会をより多く持てるように検討します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)

(4) 福祉教育の推進	
1) 学校における福祉教育の充実 ◆福祉体験、福祉講話など、学校における福祉教育について、各学校と社会福祉協議会の連携により今後も継続して実施します。 ◆また、障がい者への手助けの仕方を学ぶ機会を設け、障害の理解を図るとともに、支え合いによる共生社会の実現に寄与します。 ◆健常児と障がい児の交流教育を推進し、幼少期及び学童期からの福祉意識の向上を図ります。	学校教育課 社会福祉課 (社会福祉協議会)
2) 一般の福祉教育の充実 ◆障がい者に対する市民の理解を深めるため、福祉に関する講演会、研修会を計画します。 ◆職員が講師となる出前講座、市民が講師となる生涯学習ボランティア講座を積極的に周知し、受講を呼びかけます。	社会福祉課 (社会福祉協議会) 生涯学習課

2. 安全安心な生活環境の整備

<具体的な取組内容・個別施策>

施策内容	担当課
(1) 住宅の確保	
1) 障がい者に配慮した公営住宅の整備・改善 ◆市営住宅の建設、建替えの際にはバリアフリー化及び手すりの設置や車いす対応など、障がい者にやさしい作りとするように努めます。	建設課
2) 公営住宅への優先的入居の検討 ◆公営住宅への障がい者の優先入居について、関係課と調整を図りながら検討を進めていきます。	建設課 社会福祉課
3) 居住サポート事業の充実と周知（再掲） ◆保証人がいない、入居後の生活が不安などの理由でアパート入居が困難な障がい者に対し、居住サポート事業による支援を継続して実施します。 ◆本事業について、アパート管理者、不動産業者に障がい者への周知広報・説明会を開催するなど、障がい者の地域移行、居住サポートについて理解の促進を図ります。	社会福祉課
4) 住宅改修についての周知 ◆日常生活用具において住宅改修費の給付があることを周知し、利用促進を図ります。	社会福祉課
5) グループホームの推進（再掲） ◆障がい者が地域移行する際の住まい確保を図るため、共同生活援助(グループホーム)について、提供量の確保を図ります。	社会福祉課
(2) 障がい者に配慮したまちづくりの推進	
1) 沖縄県福祉のまちづくり条例の普及	都市計画課 建設課

◆「沖縄県福祉のまちづくり条例」の周知徹底を図るとともに、公共施設のバリアフリー化を推進します。 ◆民間の特定建築物については、障がい者等の利用に配慮するように促します。	社会福祉課
2) 道路環境におけるバリアフリーの推進 ◆市民に対し、広告物や駐車等障害物のない歩道の確保に関する意識の啓発を行います。 ◆道路の段差解消等、道路環境におけるバリアフリーについても推進します。 ◆公共及び民間事業所の障がい者用駐車スペースについて適正利用を呼びかけ、障がい者への利用が配慮されるように啓発を図ります。	都市計画課 建設課 社会福祉課
3) 移動支援の充実 ◆障害福祉サービスの行動援護、同行援護及び地域生活支援事業の移動支援を提供することにより、個別支援型での移動支援を行います。 ◆「いとちゃんバス」等の実施により、交通手段の確保を図ります。	社会福祉課 政策推進課
4) 既存施設の改善 ◆既存の公共施設のバリアフリー化については、改修が必要な箇所の把握を行い、計画的に改修するように努めます。 ◆未実施の学校施設については、障がい児の就学状況をみながら、適宜バリアフリー化の改修を行います。	施設管理者 学校教育課
5) 障がい者福祉マップの作成 ◆自立支援協議会等を活用し、市内のバリアフリー調査を行い、障がい者福祉マップを作成します。 ◆福祉マップを福祉のしおりに入れて障がい者に告知し、マップの活用を図ります。 ◆インターネットや携帯アプリなど、ITを活用したマップ情報の収集・発信を検討し、市内の障がい者のみならず、観光客等の利用も視野に入れた福祉マップ作成に努めます。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
6) 手話・点字等の公的施設での普及 ◆市庁舎（社会福祉課）に手話通訳者を設置します。 ◆手話通訳奉仕員養成講座を今後も継続して実施します。 ◆市の行事等に手話通訳・要約筆記奉仕員を派遣するよう、関係機関への周知を図っていきます。 ◆音訳ボランティアの協力等を得ながら、音声での案内発信など、視覚障がい者に対する対応についても実施を検討・研究します。 ◆関係機関と協力して利用者の掘り起こしを図ります。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
(3) ボランティア活動等の推進	
1) 多様なボランティアの養成 ◆社会福祉協議会のボランティアセンターを中心に、ボランティアの登録、ボランティアの依頼を受け、ボランティアの派遣にかかる調整を図ります。 ◆多くの市民がボランティアに参加できるように情報提供等を行っていきます。	社会福祉課 (社会福祉協議会)

◆ボランティア応援センター「ふらっと」における身近な場所でのボランティア活動支援を今後も継続するとともに、障がい者によるボランティア参加の機会も設けていきます。 ◆ボランティア協力校との連携によるボランティア活動の推進を図ります。	
2) ボランティア活動の支援 ◆ボランティアセンターに登録している団体への助成を継続します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
3) 障がい者のボランティア活動への参加促進(再掲) ◆障がい者がボランティアに参加する機会づくりを促進し、地域での役割を持つとともに、地域住民の障がいへの理解や障がい者との交流機会確保を図ります。 ◆促進にあたっては、地域活動支援センターやサービス事業所への働きかけを行います。	社会福祉課 (社会福祉協議会)

3. 防災、防犯等の推進

<具体的な取組内容・個別施策>

施策内容	担当課
(1) 防災対策の推進	
1) 緊急時の対応システムの充実 ◆聴覚障がい者の緊急通報に対応した、FAXによる119番通報やEメールによる緊急通報について周知を図ります。	消防本部 社会福祉課
2) 地域防災計画に基づいた避難行動要支援者防災対策の推進 ◆地域防災計画に基づき、災害時における要援護者への詳細な情報提供、避難等について対策を進めます。 ◆要援護者の支援連絡体制マニュアルに基づき、関係機関と連携した支援体制、緊急時の対応を行います。 ◆避難行動要支援者支援計画に基づき、避難支援が必要な方の登録を今後も進めるとともに、対象者ごとの「個別計画」を策定し、社協や自治会、民生委員と連携し、災害時にサポートできる仕組みを構築していきます。 ◆地域に避難行動要支援者が居住することを知らせるため、地域ぐるみで要援護者も参加した防災訓練の実施を検討します。	総務課 消防本部 社会福祉課 (社会福祉協議会) 介護長寿課 健康推進課
3) 防災意識の向上 ◆自主防災組織の立ち上げの支援及び活動促進を図り、地域における防災意識の向上を図ります。 ◆当事者団体、家族会等に向けた防災講演を行い、知識の普及に努めます。	総務課
4) 福祉避難所の確保 ◆一次避難所（一般の避難所）で過ごすのが困難で、特別な支援が必要な障がい者等向けに設けられる福祉避難所の確保を図ります。	総務課 社会福祉課
(2) 防犯対策の推進	
1) 防犯思想の普及と消費者啓発 ◆国民生活センター等の提供している消費者啓発活動の周知を図ります。 ◆防犯上のノウハウ等、安全確保に必要な情報提供を警察と連携して、当事者への周知を図ります。	市民生活課



第6章 障がい福祉計画

第6章 障がい福祉計画



■ 6-1 成果目標

1. 目標値設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行を進めるため、平成32年度末までに、平成29年3月31日時点の全施設入所者数105人の4%にあたる4人の地域生活移行を目指します。

	数値	備 考
現入所者数(A)	105 人	平成28年度末 (H29. 3. 31現在) の入所者数
目標年度入所者数(B)	101 人	平成32年度末の見込み
削減見込目標値(C)	4 人 4%	(C) = (A) - (B) = (E) - (D) の値 (国指針：目標 2 %以上削減)
新規入所者数(D)	6 人	平成30年～平成32年度末までの新規入所者の見込
退所者数(E)	10 人	平成30年～平成32年度末までの退所者の見込
地域移行目標数(F)	4 人 4%	(E)のうち、地域移行目標者 (国指針：目標 9 %以上移行)

〈削減見込み数及び地域移行者数設定の根拠（考え方）〉

- ・施設入所者は、現状としてなかなか削減できない状況にあり、第5期計画の削減数は4人（平成30年度0人、31年度2人、32年度2人）を目標とします。
- ・地域移行者数は、地域移行支援のサービス利用による移行者数を3人（各年1人ずつ）、その他の移行者数を1人とし、計4人を地域移行の目標とします。
地域移行についての目標数が国が示している指針より大幅に下回っています。現時点では、国指針による目標達成が厳しい状況ですが、第5期計画期間中に、医療関係者やサービス事業所等の連携を図り、地域移行推進の環境を整備していきます。

〈施設入所者の地域生活への移行に係る方策〉

- ・医療関係者やサービス事業所等関係者による意見・情報交換できる場を設け、連携を図ることにより積極的に地域移行できる体制を整えます。
- ・地域移行支援のサービス利用推進を図ります。
- ・グループホームの整備や居住サポート事業の充実・周知により、住まいの確保を図ります。
- ・地域生活では、地域住民の障がい者に対する理解・協力が不可欠であるため、障がい者に関する啓発活動も推進します。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、一般就労へ移行する者の人数について、平成 32 年度には、平成 28 年度の年間実績(5人)の 1.6 倍にあたる 8 人の移行を目指します。

就労移行支援事業の利用者について、平成 32 年度には、平成 28 年度末の年間実績(26人)の 1.15 倍にあたる 30 人の利用を目指します。

就労移行支援事業所の就労移行率について、平成 32 年度には就労移行率 3 割以上の事業所数 1 か所(市内事業所の 25.00%)を目指します。

① 福祉施設から一般就労への移行者数

	数値	備 考
平成28年度の年間一般就労移行者数	5人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度(平成32年度)における年間一般就労移行者数	8人 1.6倍	平成32年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数(国指針:平成28年度実績の1.5倍以上)

② 平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数

	数値	備 考
平成28年度末の就労移行支援事業所の利用者数	26人	平成28年度末の就労移行支援事業所の利用者数
目標年度(平成32年度末)における障害者就労移行支援事業所の利用者数	30人 1.15倍	平成32年度末の障害者就労移行支援事業所の利用者数(国指針:平成28年度末の2割以上(20%以上)の増加)

③ 平成 32 年度末における糸満市内の就労移行支援事業所の就労移行率

	数値	備 考
平成27年度末の市内就労移行支援事業所の事業所数	4か所	平成27年度末の就労移行支援事業所の市内事業所数(県提供資料から転記)
平成27年度末の市内就労移行支援事業所の就労移行率が3割以上の事業所数	0か所 0.00%	平成27年度末の就労移行支援事業所の市内事業所数(県提供資料から転記)
平成32年度末の市内就労移行支援事業所数(見込み)	4か所	平成32年度末の就労移行支援事業所の市内事業所数 ・増加の見込みがある場合、平成27年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、平成27年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
平成32年度末の市内就労移行支援事業所の就労移行率が3割以上の事業所数	1か所 25.00%	国指針:平成32年度末の市内障害者就労移行支援事業所の就労移行率が3割以上の事業者が全体の5割以上

〈① 福祉施設から一般就労への移行者数設定の根拠(考え方)〉

- ・平成 28 年度の一般就労移行者数 5 人に加え、就労移行支援のサービス利用者で一般就労に移行する者が 3 人増加すると見込み、計 8 人を目標とします。

〈②平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数設定の根拠（考え方）〉

- ・平成 29 年度の実績見込数 21 人から各年 3 人増、3 か年で 9 人増と見込み、計 30 人を目標とします。

〈③平成 32 年度末における就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所数の設定根拠（考え方）〉

- ・就労移行支援を実施している市内 4 事業所のうち、就労移行率 3 割以上の事業所は 0 か所であるため、第 5 期計画では 1 か所を目標とします。
- ・平成 27 年度の利用者が 28 人、事業所数が 4 か所であり、1 事業所あたり 7 人が利用している計算となります。就労移行率 3 割以上を達成するためには、市内の 1 事業所で 2 人（2.1 人）が就労移行することが目標となります。

〈一般就労への移行及び就労移行支援事業所からの就労移行増に係る方策〉

- ・市内の就労支援事業所や就労継続支援事業所と企業が情報提供・共有の場を設け、障がい者雇用について意見交換し、求められる人材の把握及び企業への情報発信などを図ります。このため商工会等との連携強化を図ります。
- ・就労移行支援事業所において、一般就労に必要な知識の取得や能力の向上のために必要な訓練などをおこない、求職活動に関する支援も行います。
- ・就労移行支援の利用促進を行うほか、事業所の強化を図るため、研修機会確保や事例研究等を自立支援協議会と協力しながら行います。

④ 就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率

	数値	備 考
平成32年度支援開始時点における就労定着支援利用見込み者数	2人	平成32年度の就労定着支援事業による支援開始時点における利用者の見込み人数
平成32年度末の職場定着人数	1人 50.00%	平成32年度末の就労定着支援事業の開始から1年後(年度末)における職場定着人数 国指針:就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率を8割以上

〈職場定着率の目標達成のための方策〉

- ・新しいサービスであるため、サービスの内容等について周知広報を図ります。
- ・サービスの実施状況について事業所と情報共有しながら、課題把握や課題に対する改善について、自立支援協議会とも連携しながら検討・調整等を行います。
- ・職場や自宅等へ訪問し、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

（３）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

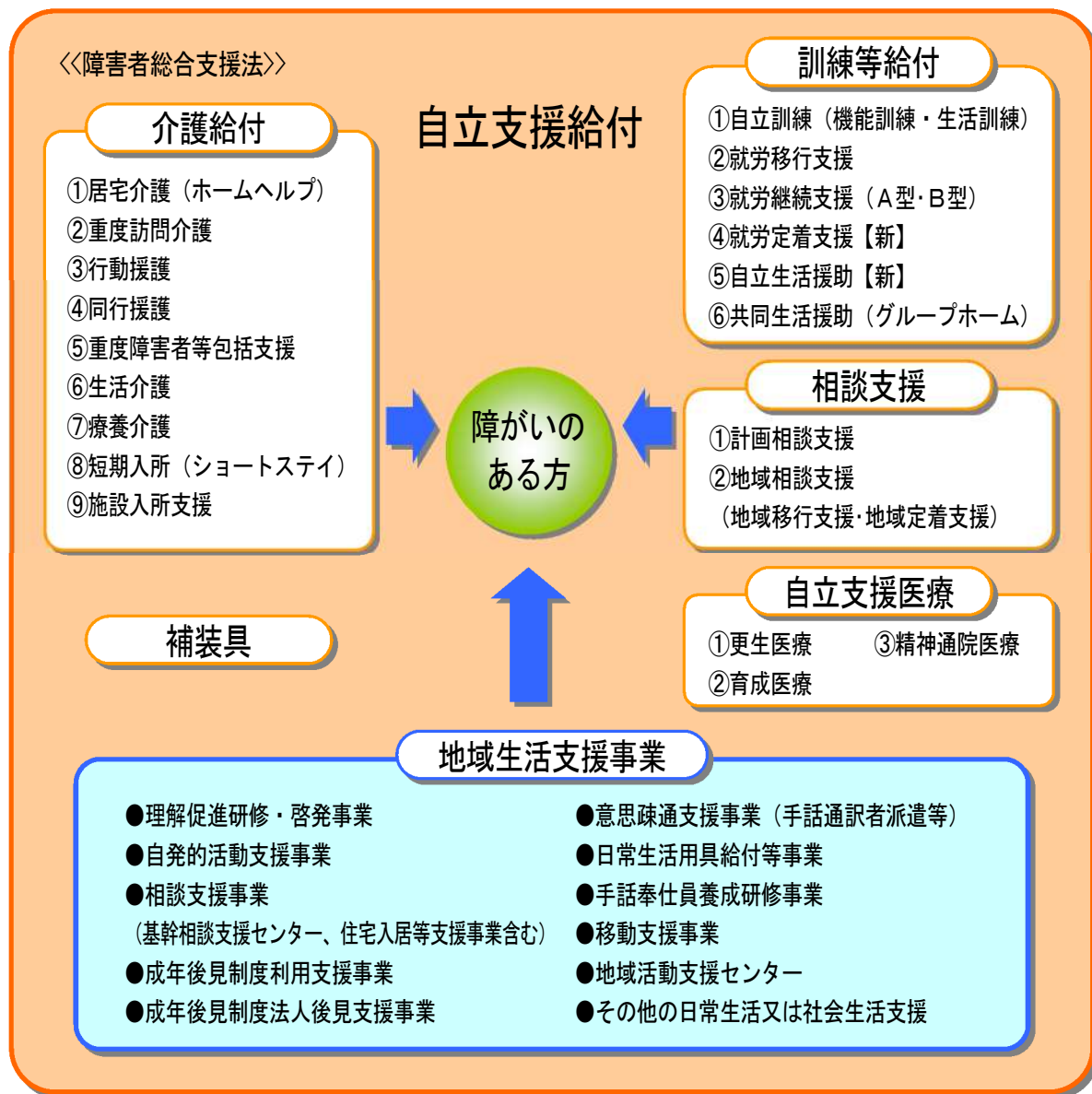
	設置方法	設置時期	備 考
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	単独設置	平成30年	国指針：市町村ごとに設置。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

② 設置方法の詳細

	設置方法	具体的内容
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	既存組織活用	糸満市地域自立支援協議会専門部会である「居住・地域移行部会」を活用する。



■ 6-2 障害福祉サービス等の体系



障害児通所支援＜＜児童福祉法＞＞

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援【新】

障害児相談支援

※障がい児の入所施設については、都道府県が実施主体です。



■ 6-3 自立支援給付サービス

1. 訪問系サービス

現在のサービス利用者数、障がい者等のニーズ、平均的な利用量等を勘案して1か月当たりの利用者数及び利用量を見込んでいます。

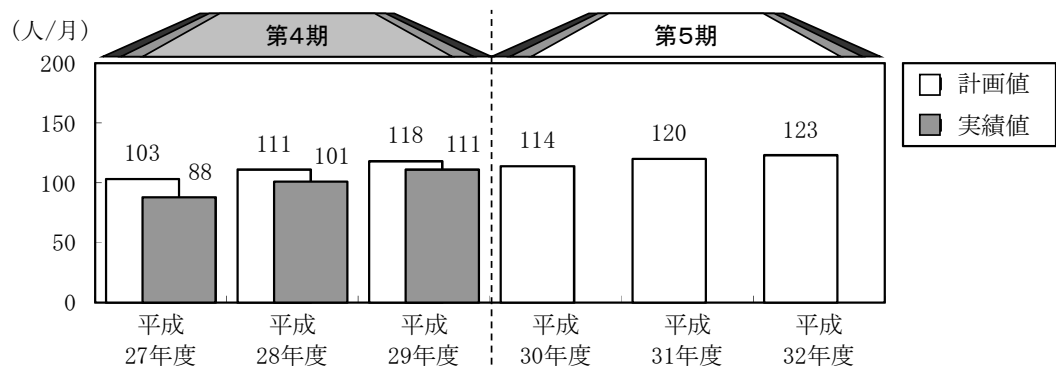
● 訪問系サービス

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	103	111	118	114	120	123
実績値	人/月	88	101	111	—	—	—
計画と実績の差		△15	△10	△7			

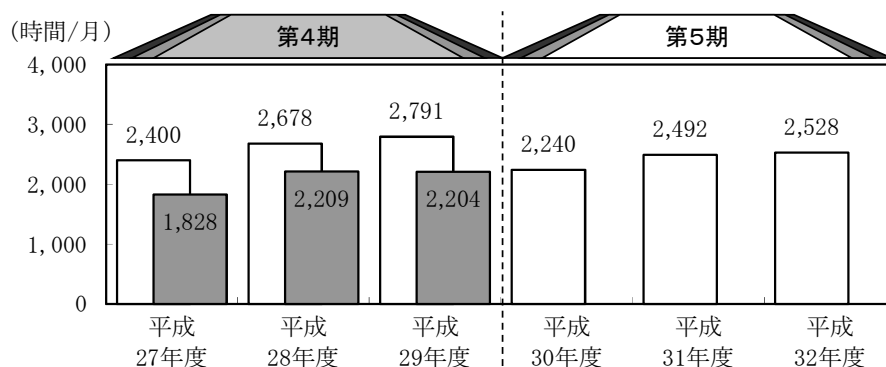
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	時間/月	2,400	2,678	2,791	2,240	2,492	2,528
実績値	時間/月	1,828	2,209	2,204	—	—	—
計画と実績の差		△572	△469	△587			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。(1)～(5)の合算値

【利用者数】



【利用量】



(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

障がい者の自宅にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助及び通院介助を行います。

第4期においては、利用者数はやや計画値より低く、また利用量は実績が計画値を大きく下回っています。

【見込み量の算出根拠】

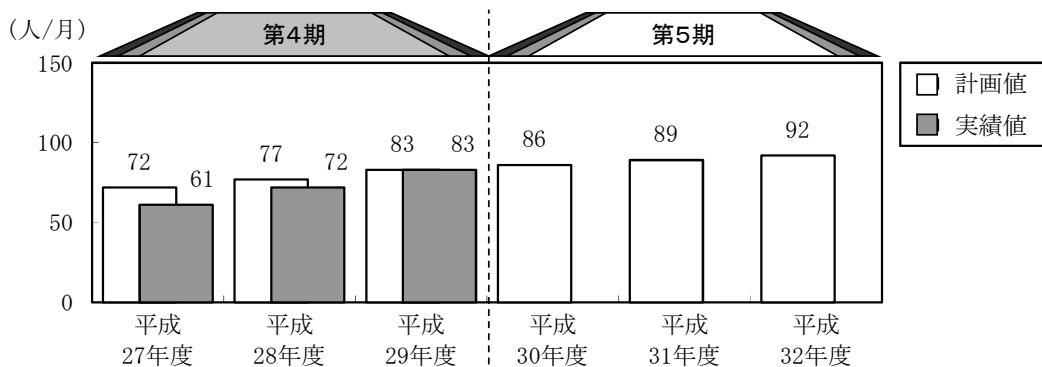
利用者の実績は増加傾向にあることから、第5期では3人増と見込んでいます。また、利用量は、一人あたり月 12 時間利用するものとして算定しています。

利用者数	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	人/月	72	77	83	86	89	92
実績値	人/月	61	72	83	—	—	—
計画と実績の差		△11	△5	0			

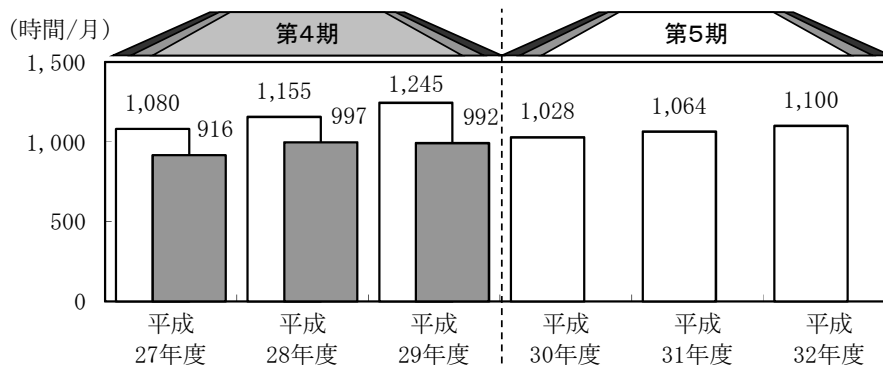
利用量	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	時間/月	1,080	1,155	1,245	1,028	1,064	1,100
実績値	時間/月	916	997	992	—	—	—
計画と実績の差		△164	△158	△253			

資料：社会福祉課 ・平成 29 年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



(2) 重度訪問介護

常時介護を必要とする重度の肢体不自由者に対して、居宅における入浴・排せつ・食事などの介護に加え、外出時における移動支援等を総合的に行います。

第4期においては、利用者数はやや計画値より低く、また利用量は計画値を大きく下回っています。

【見込み量の算出根拠】

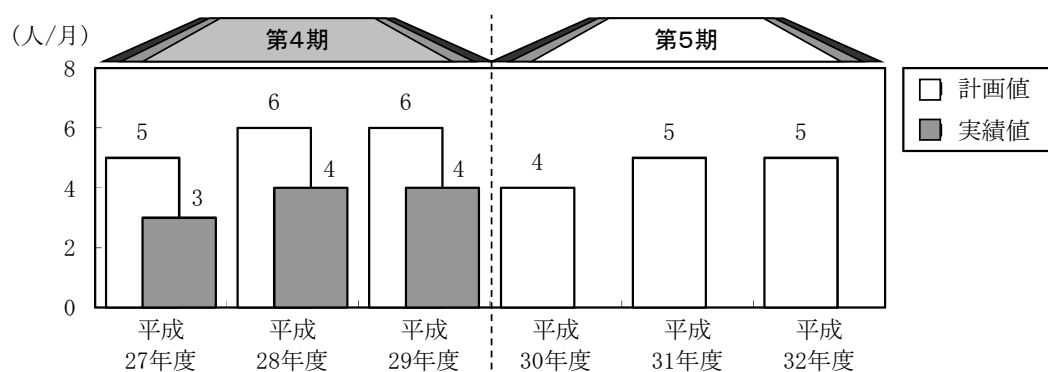
利用者実績は3か年で1人増となっています。第5期でも同様の増加とし、平成32年で5人と見込んでいます。利用量は、一人あたり月181時間利用するものとして算定しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	5	6	6	4	5	5
実績値	人/月	3	4	4	—	—	—
計画と実績の差		△2	△2	△2			

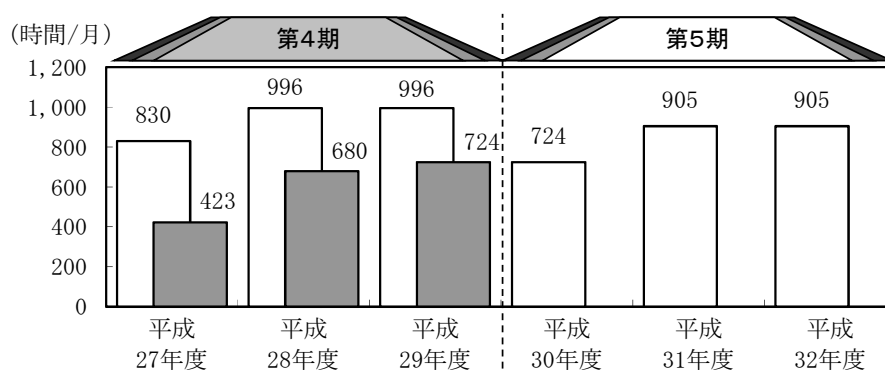
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	時間/月	830	996	996	724	905	905
実績値	時間/月	423	680	724	—	—	—
計画と実績の差		△408	△317	△272			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



(3) 行動援護

知的障害や精神障害等により自己判断能力が制限されている方が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出支援を行います。

第4期においては、利用者数、利用量とも実績が計画を下回っており、また利用量は減少傾向で推移しています。

【見込み量の算出根拠】

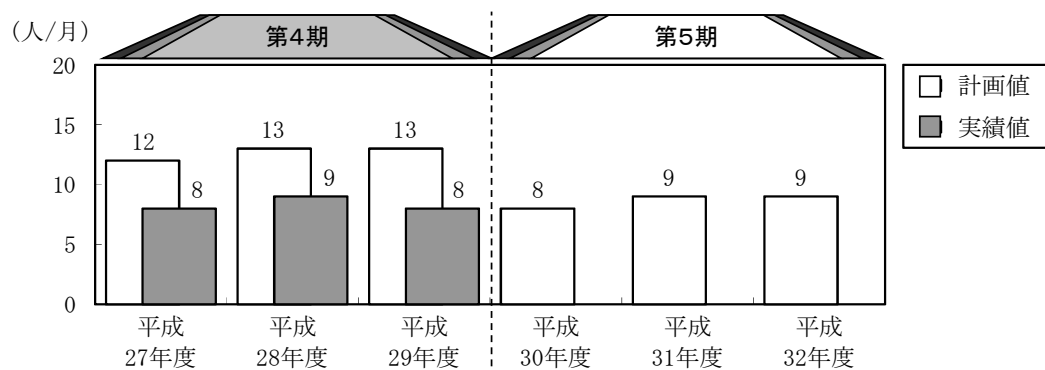
利用者実績は横ばいで推移しており、第5期もこれを勘案して平成32年は9人の利用と見込んでいます。利用量は、一人あたり月9時間利用するものとして算定しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	12	13	13	8	9	9
実績値	人/月	8	9	8	—	—	—
計画と実績の差		△4	△4	△5			

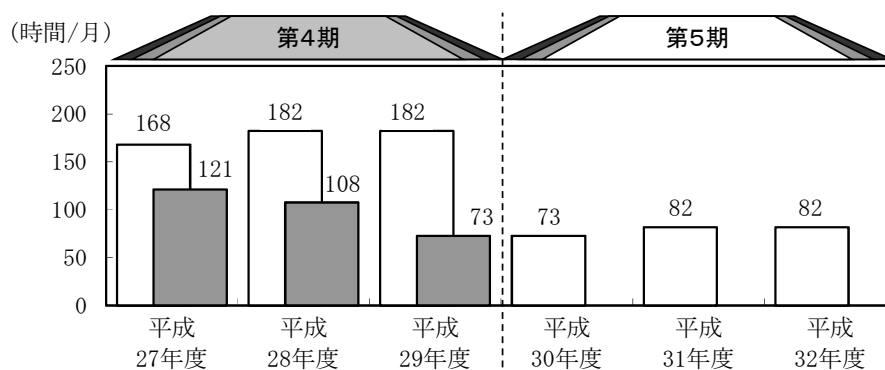
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	時間/月	168	182	182	73	82	82
実績値	時間/月	121	108	73	—	—	—
計画と実績の差		△47	△75	△110			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



(4) 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時に同行し、移動の援護を行います。

第4期においては、利用者数はほぼ計画通りであり、横ばいで推移しています。利用量は実績が計画値を上回っております。

【見込み量の算出根拠】

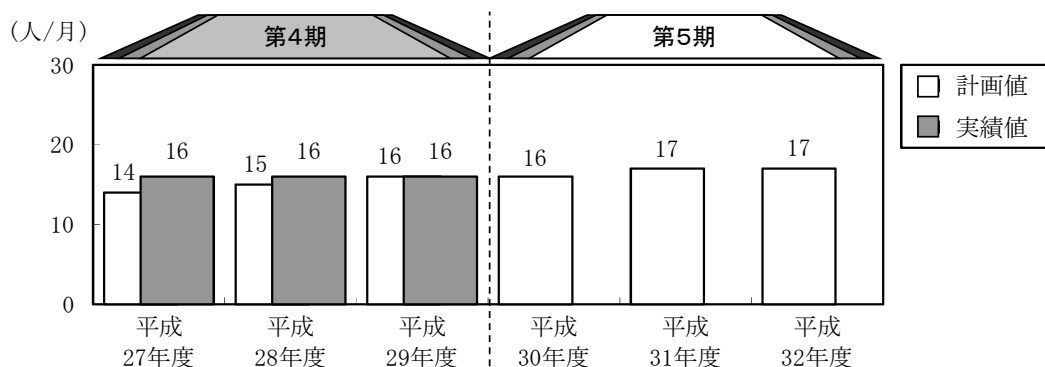
利用者実績は横ばいで推移しており、これを勘案して第5期では平成32年に17人の利用を見込んでいます。利用量は、一人あたり月26時間利用するものとして算定しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	14	15	16	16	17	17
実績値	人/月	16	16	16	—	—	—
計画と実績の差		2	1	0			

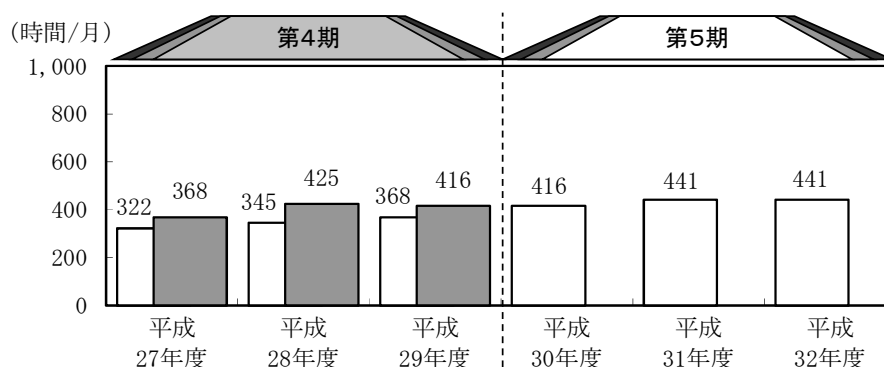
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	時間/月	322	345	368	416	441	441
実績値	時間/月	368	425	416	—	—	—
計画と実績の差		46	80	48			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



(5) 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする重度障がい者に対し、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

平成 29 年度現在、県内には事業所がないため、利用実績は 0 人となっています。

【見込み量の算出根拠】

第5期では、いろいろなサービスを組み合わせて利用することによって同等のサービスを提供していく予定であり、本サービスの見込みは0人としています。

利用者数	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	人/月	0	0	0	0	0	0
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

利用量	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	時間/月	0	0	0	0	0	0
実績値	時間/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：社会福祉課 ・平成 29 年度は、見込みの数値。

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常時介護が必要な障がい者に対して、昼間、施設において、入浴・排せつ・食事等の介護を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供します。

第4期の利用実績は、ほぼ計画通りです。また、利用者数は微増、利用量は微減傾向で推移しています。

【見込み量の算出根拠】

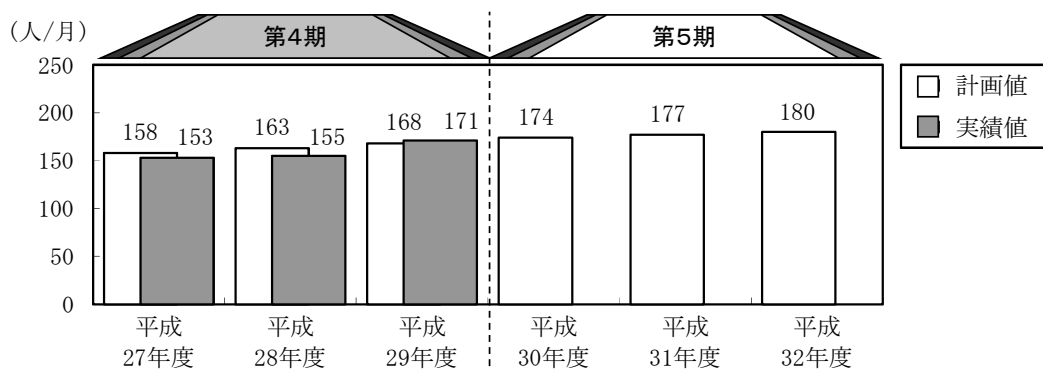
利用者実績は微増で推移しており、第5期では実績に基づき、年3人ずつ増加と見込んでいます。利用量は、一人あたり月18日利用するものとして算定しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	158	163	168	174	177	180
実績値	人/月	153	155	171	—	—	—
計画と実績の差		△5	△8	3			

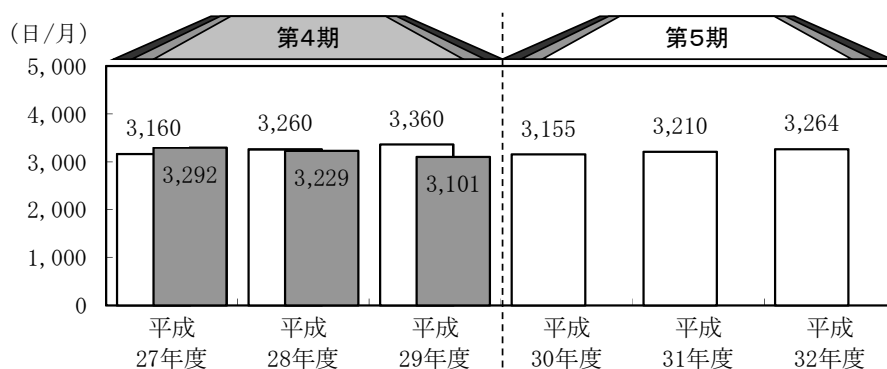
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	日/月	3,160	3,260	3,360	3,155	3,210	3,264
実績値	日/月	3,292	3,229	3,101	—	—	—
計画と実績の差		132	△31	△259			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



(2) 自立訓練（機能訓練）

地域において自立した生活が送れるよう、理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練を行います。

第4期では計画値は横ばいで見込んでいましたが、実績は増加で推移しています。

【見込み量の算出根拠】

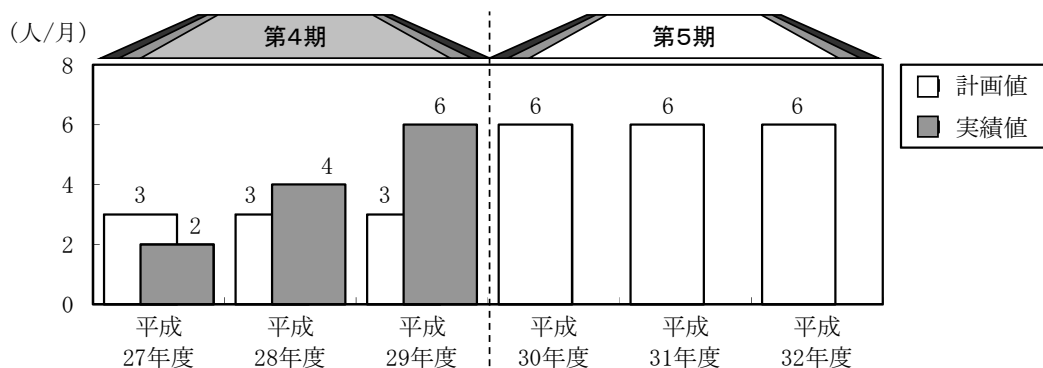
利用実績は増加で推移していますが、第5期では平成 29 年の実績に基づき、横ばいになると見込んでいます。利用量は一人あたり月 15.5 日利用するものとして算定しています。

利用者数	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	人/月	3	3	3	6	6	6
実績値	人/月	2	4	6	—	—	—
計画と実績の差		△1	1	3			

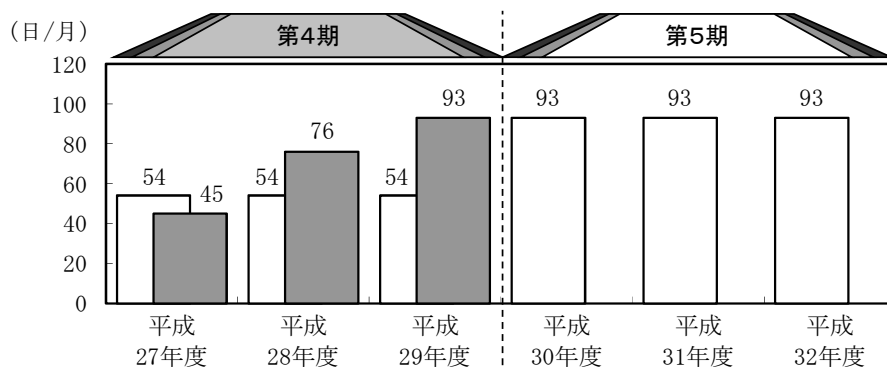
利用量	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	日/月	54	54	54	93	93	93
実績値	日/月	45	76	93	—	—	—
計画と実績の差		△9	22	39			

資料：社会福祉課 ・平成 29 年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



(3) 自立訓練（生活訓練）

自立した地域生活を営むことができるよう、食事や家事等、日常生活能力を向上するための支援を行います。

第4期では計画値に比べて実績が上回っています。

【見込み量の算出根拠】

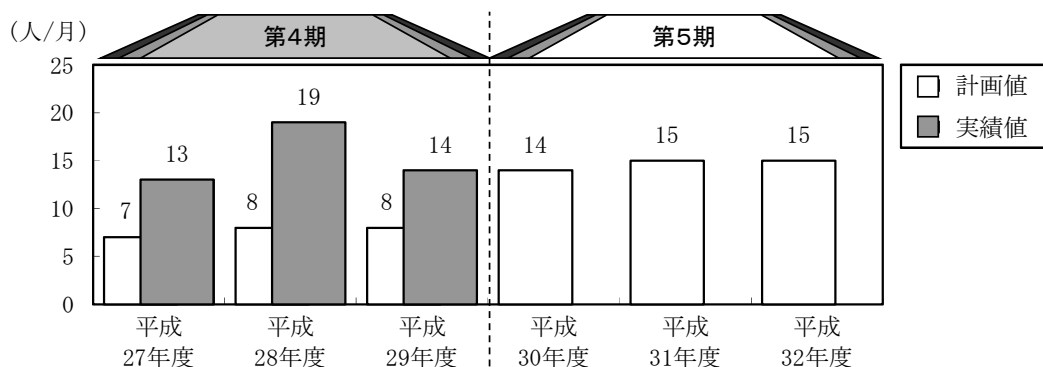
利用実績は増減を繰り返す推移となっており、第5期では平成 29 年の実績に基づいて、概ね横ばいで設定しています。利用量は、一人あたり月 16 日程度利用するものとして算定しています。

利用者数	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	人/月	7	8	8	14	15	15
実績値	人/月	13	19	14	—	—	—
計画と実績の差		6	11	6			

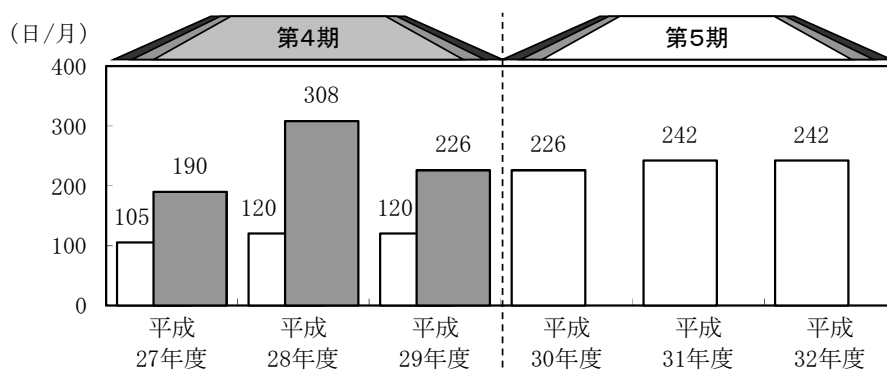
利用量	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	日/月	105	120	120	226	242	242
実績値	日/月	190	308	226	—	—	—
計画と実績の差		85	188	106			

資料：社会福祉課 ・ 平成 29 年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



(4) 就労移行支援

一般企業への就労を希望する障がい者に対して、一定期間、事業所における生産活動及び企業における実習等を通じて、就労のための訓練を行います。

第4期の実績値は、計画を大幅に下回っており、また概ね減少する傾向が見られます。

【見込み量の算出根拠】

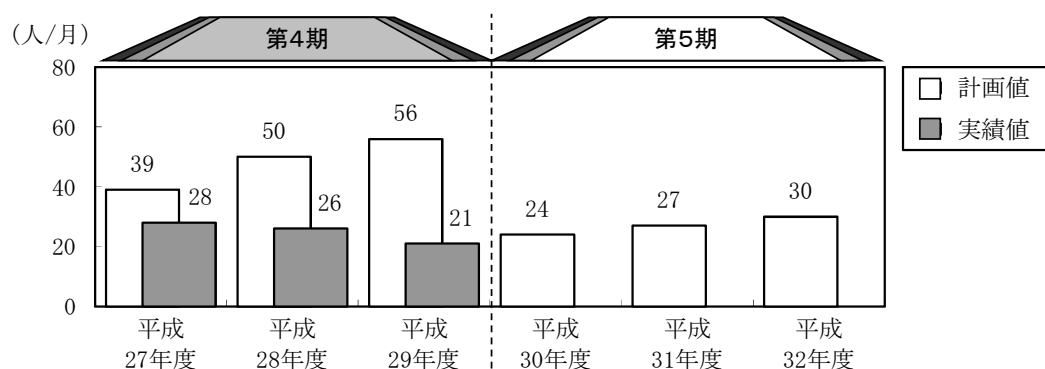
利用実績は減少で推移していますが、平成 30 年度から「就労定着支援」が創設されるため、第5期の利用人数は減少ではなく3人増で見込んでいます。利用量は、一人あたり月 16 日利用するものとして算定しています。なお、就労移行支援からの就労移行者数は、平成 28 年度で 1 人と非常に低くなっています。

利用者数	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	人/月	39	50	56	24	27	30
実績値	人/月	28	26	21	—	—	—
計画と実績の差		△11	△24	△35			

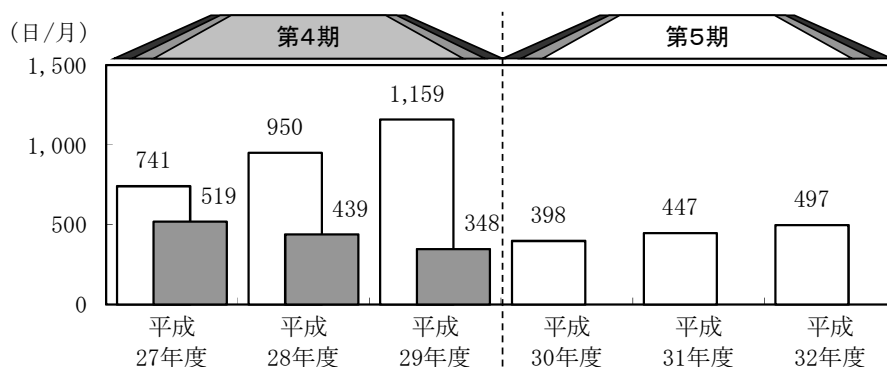
利用量	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	日/月	741	950	1,159	398	447	497
実績値	日/月	519	439	348	—	—	—
計画と実績の差		△222	△511	△811			

資料：社会福祉課 ・平成 29 年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



(5) 就労継続支援（A型）

一般企業での就労が困難な方に雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

第4期の利用実績は計画値を大きく上回っており、また各年増加で推移しています。

【見込み量の算出根拠】

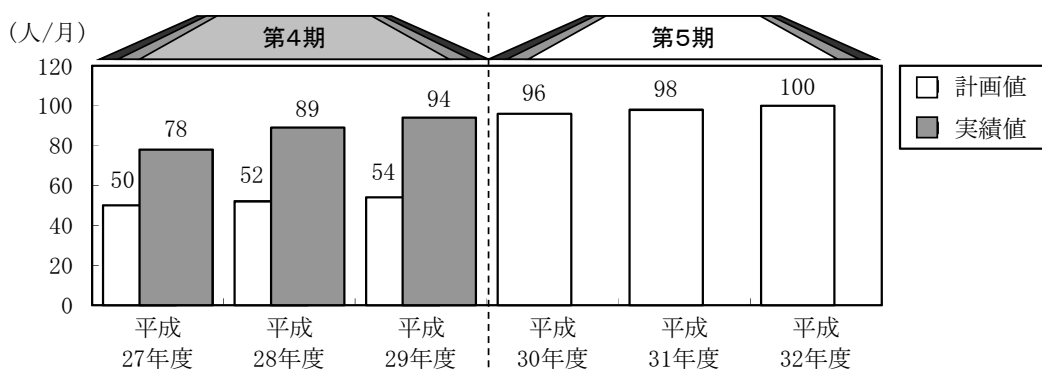
利用実績は増加で推移しております。第5期の利用人数は、市内事業所数はあまり増加しないと見込み、各年2人増としています。利用量は、一人あたり月18日利用するものとして算定しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	50	52	54	96	98	100
実績値	人/月	78	89	94	—	—	—
計画と実績の差		28	37	40			

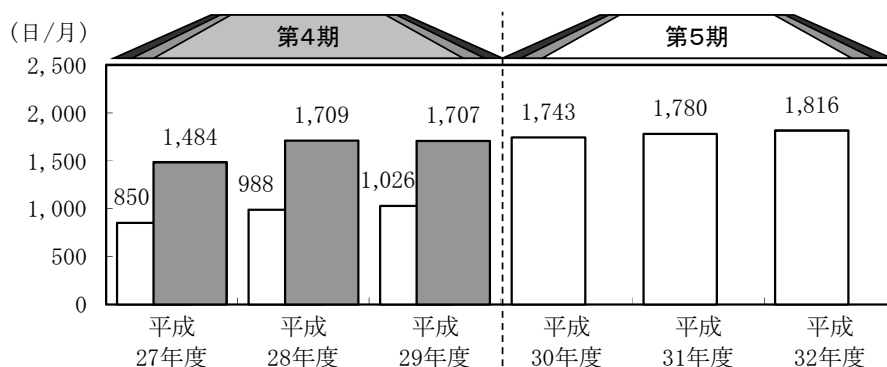
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	日/月	850	988	1,026	1,743	1,780	1,816
実績値	日/月	1,484	1,709	1,707	—	—	—
計画と実績の差		634	721	681			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



（６）就労継続支援（Ｂ型）

一般企業での就労が困難な方に対し、雇用契約を結ばない形ではあるが、就労の機会を提供し、一般雇用への移行に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

第４期の利用実績は、平成 28 年度と 29 年度では計画値を上回っており、また増加で推移しています。

【見込み量の算出根拠】

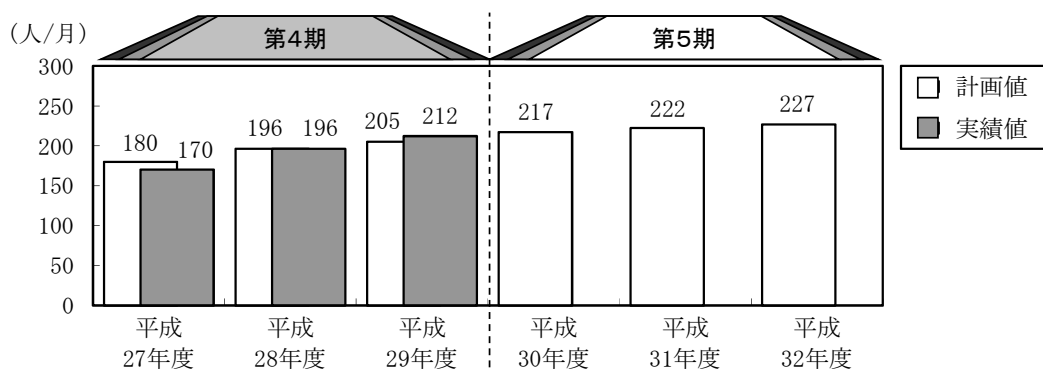
利用者実績は増加で推移しており、第５期では各年５人増と見込んでいます。利用量は、一人あたり月 18 日利用するものとして算定しています。

利用者数	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	人/月	180	196	205	217	222	227
実績値	人/月	170	196	212	—	—	—
計画と実績の差		△10	0	7			

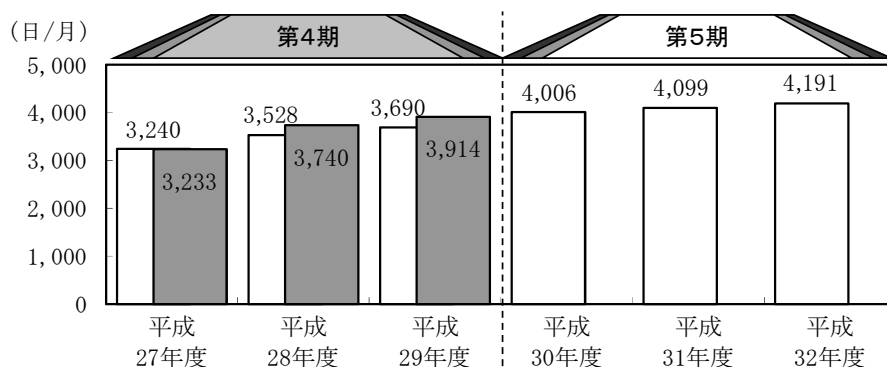
利用量	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	日/月	3,240	3,528	3,690	4,006	4,099	4,191
実績値	日/月	3,233	3,740	3,914	—	—	—
計画と実績の差		△7	212	224			

資料：社会福祉課 ・平成 29 年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



(7) 就労定着支援【新】

就労定着支援は第5期計画より新しく導入されたサービスです。一般就労に移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問等により、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

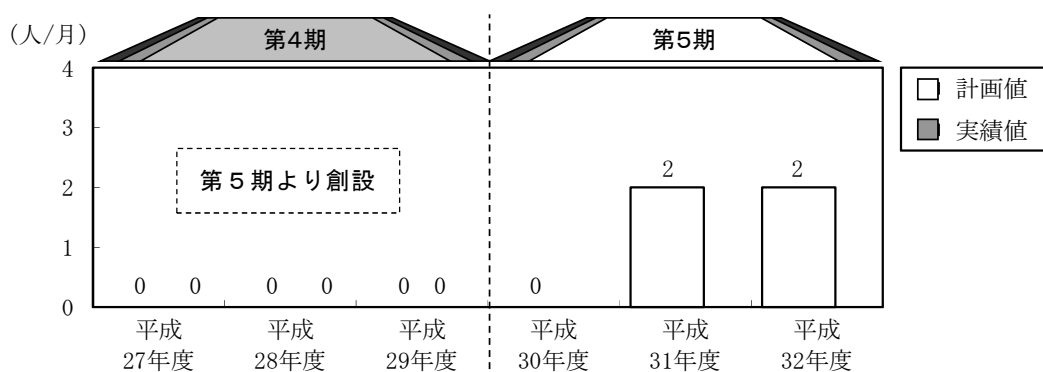
【見込み量の算出根拠】

就労定着支援のサービス開始に向けて準備を進め、2年目ごろから開始することで見込んでいます。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	—	—	—	0	2	2
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



(8) 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において、機能訓練やレクリエーション活動、療養上の管理、看護、介護等を行い、身体能力及び日常生活能力の維持、向上を目指します。

第4期の利用実績は、微増傾向で推移しており、平成28年度と29年度はわずかに計画値を上回っています。

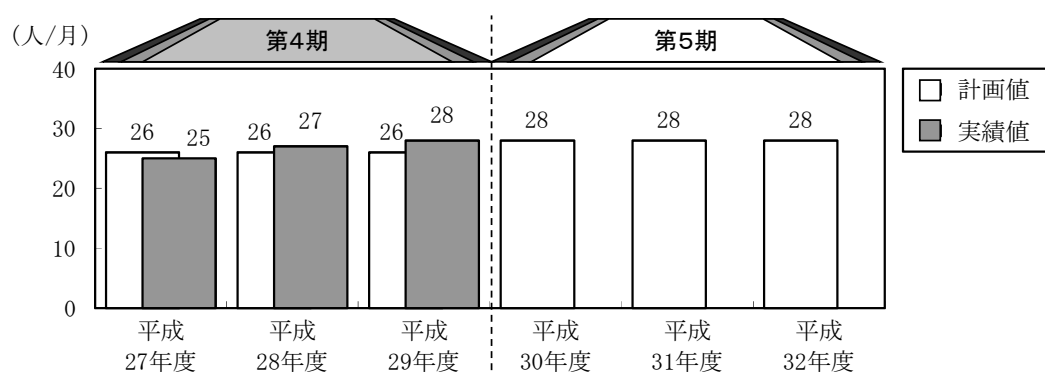
【見込み量の算出根拠】

利用者数は微増で推移していますが、第5期の利用者数は平成29年の実績を維持するものとして、横ばいで算定しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	26	26	26	28	28	28
実績値	人/月	25	27	28	—	—	—
計画と実績の差		△1	1	2			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



(9) 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する方が病気等により一時的に自宅での介護が困難になった場合に、短期間、夜間も含めて、施設において入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

第4期の利用者実績は概ね計画通りですが、利用量は実績が計画値を下回って推移しています。

【見込み量の算出根拠】

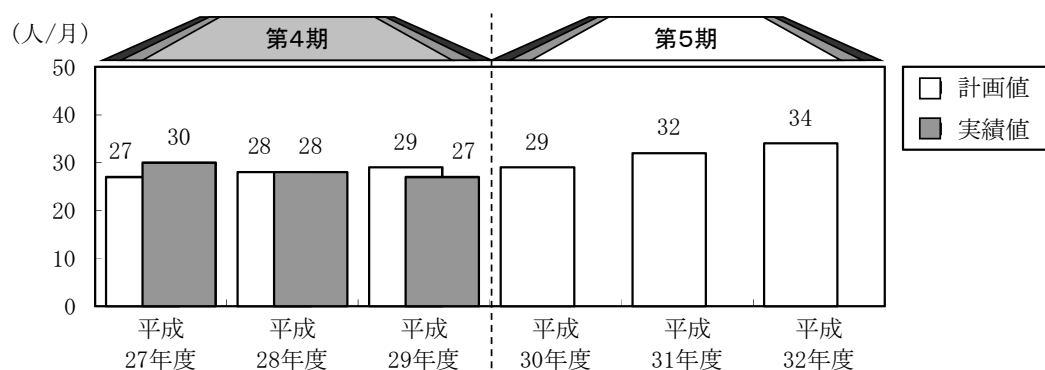
利用者数の実績は、微減で推移していますが、第5期は平成 29 年度の実績に基づきながら、やや増加するものとして見込んでいます。利用量は、一人あたり月 6 日利用するものとして算定しています。

利用者数	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	人/月	27	28	29	29	32	34
実績値	人/月	30	28	27	—	—	—
計画と実績の差		3	0	△2			

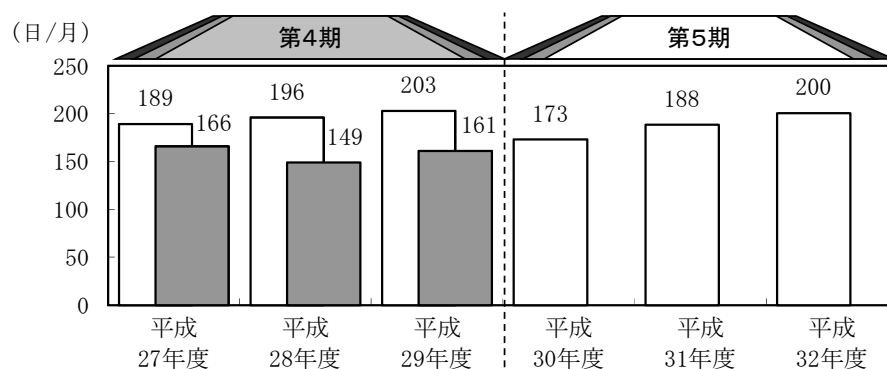
利用量	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	日/月	189	196	203	173	188	200
実績値	日/月	166	149	161	—	—	—
計画と実績の差		△23	△47	△42			

資料：社会福祉課 ・平成 29 年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



3. 居住系サービス

(1) 自立生活援助【新】

自立生活援助は、第5期計画より新しく導入されたサービスです。障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等に対し、一定期間、定期的な巡回訪問・随時対応による必要な支援を行います。

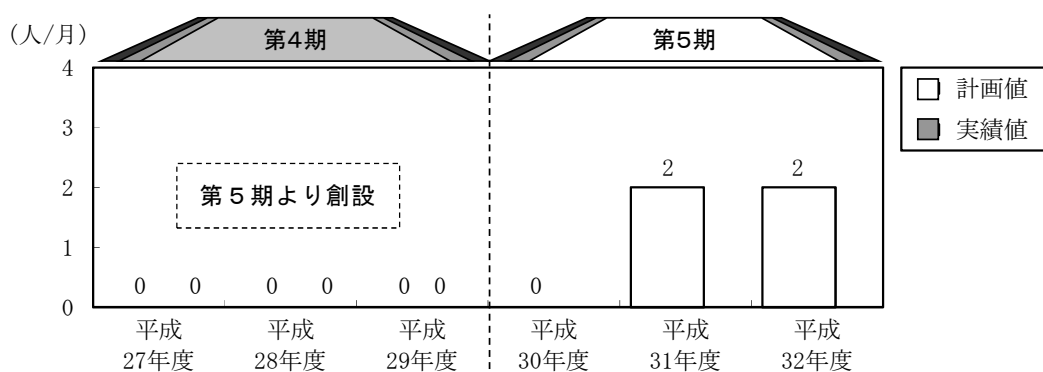
【見込み量の算出根拠】

第5期は、自立生活援助サービス開始に向けて準備を進め、平成31年度から開始する見込みで設定しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	—	—	—	0	2	2
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



(2) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居において、相談支援や日常生活上の援助を行います。

第4期の実績は、計画値を上回っており、平成28年度、29年度は60人程度が利用しています。

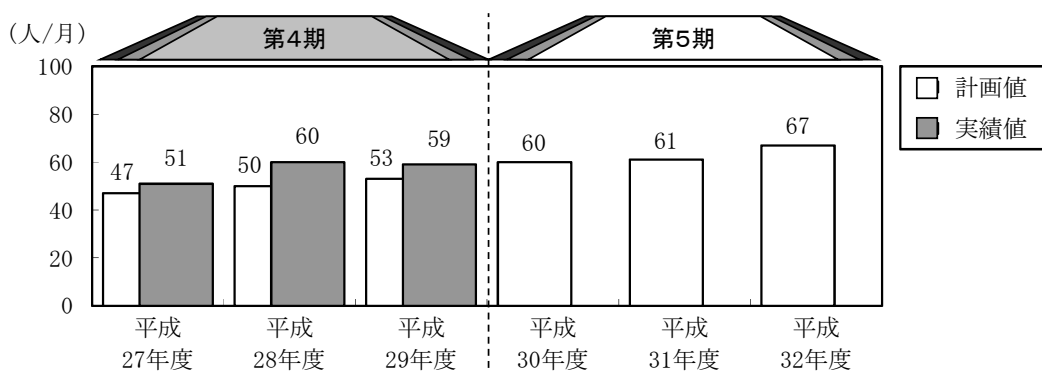
【見込み量の算出根拠】

第5期は、平成30年度と31年度に各年1人増加で見込んだほか、地域移行する障がい者の住まいの確保を図るため、平成32年度にグループホーム1か所（6人分）の整備を行います。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	47	50	53	60	61	67
実績値	人/月	51	60	59	—	—	—
計画と実績の差		4	10	6			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



(3) 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護とともに、日常生活上の相談支援を行います。

第4期の実績では、やや計画値を上回っていますが、人数は減少傾向で推移しています。第4期の入所者削減目標は96人となっていますが、実績は105人でとどまっています。

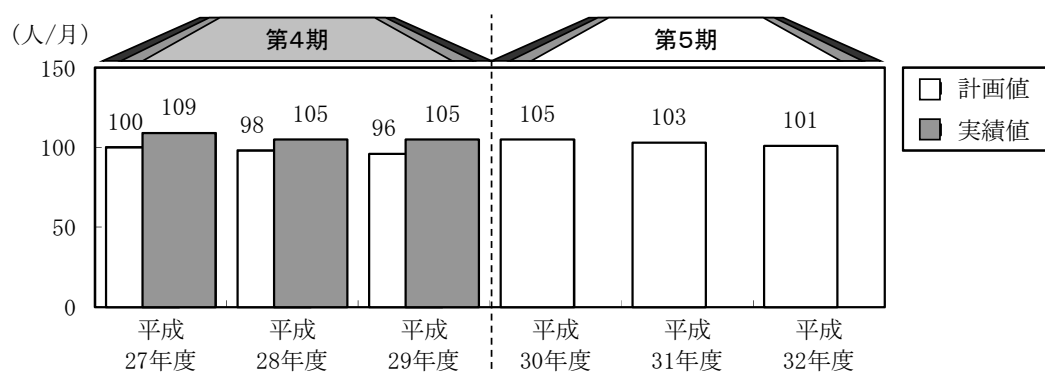
【見込み量の算出根拠】

利用者の実績は減少傾向となっていることから、この傾向を勘案し、地域移行に向けて各年2人ずつ減として見込んでいます。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	100	98	96	105	103	101
実績値	人/月	109	105	105	—	—	—
計画と実績の差		9	7	9			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



4. 相談支援

(1) 計画相談支援

障害福祉サービスの利用等について相談に応じ、助言や情報提供、「サービス利用計画」の作成を行います。

第4期では、平成27年度と28年度は計画値を大きく下回っていますが、29年度ではほぼ計画通りとなっています。

計画相談の事業所数は、平成28年度に1か所閉鎖しましたが、平成29年度に3か所増加しており、前年度より多くの計画相談に対応できています。

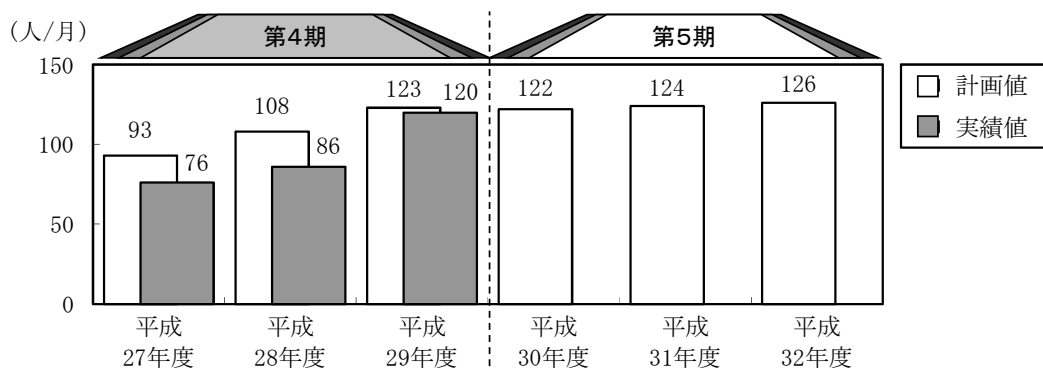
【見込み量の算出根拠】

第5期は、平成29年度の利用者実績に基づきながら、サービス利用者増に伴い各年2人ずつ増加で見込んでいます。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	93	108	123	122	124	126
実績値	人/月	76	86	120	—	—	—
計画と実績の差		△17	△22	△3			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



(2) 地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がい者に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。市内には2事業所があります。

第4期では、平成29年度に1人の実績があるのみであり、またこの実績は市外事業所の利用となっています。

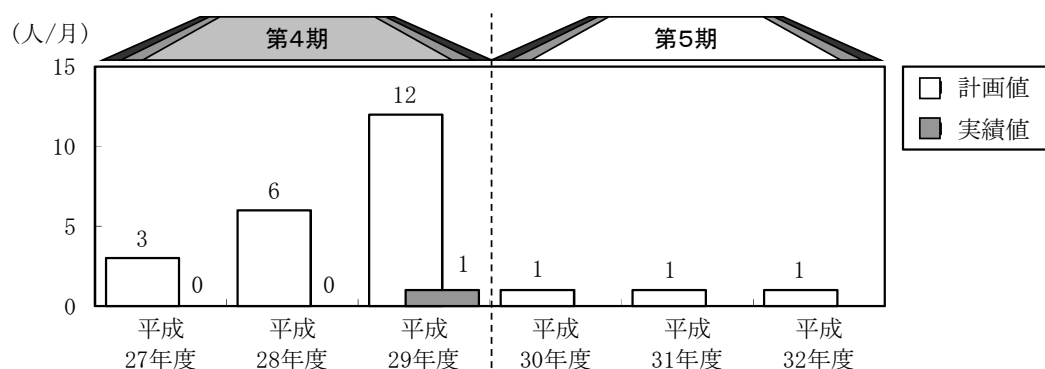
【見込み量の算出根拠】

利用実績が非常に低くなっており、第5期については、平成29年度の利用者数を横ばいとして見込んでいます。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	3	6	12	1	1	1
実績値	人/月	0	0	1	—	—	—
計画と実績の差		△3	△6	△11			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



(3) 地域定着支援

居宅で一人暮らししている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

第4期では利用実績が0人となっています。

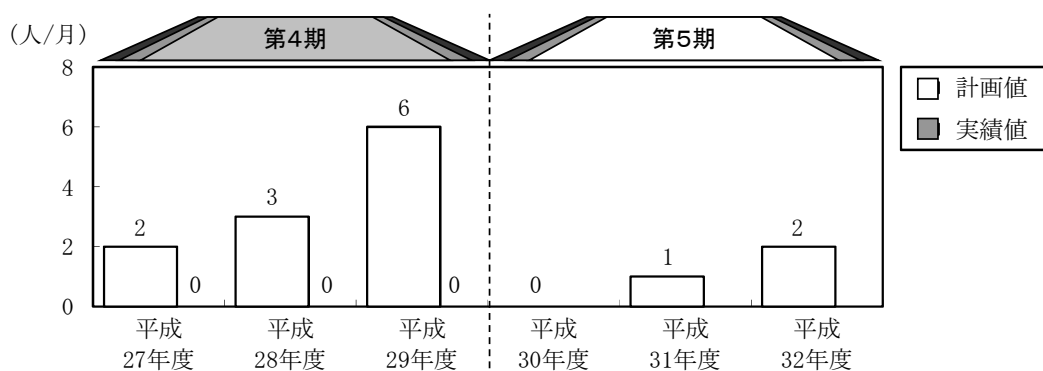
【見込み量の算出根拠】

現状利用実績がないことを踏まえながら、第5期の2年目からサービス開始として見込んでいます。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	2	3	6	0	1	2
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		△2	△3	△6			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【自立支援給付サービス等一覧】

			単位	実績			見込み		
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ)	利用者	人/月	61	72	83	86	89	92
		利用量	時間/月	916	997	992	1,028	1,064	1,100
	重度訪問介護	利用者	人/月	3	4	4	4	5	5
		利用量	時間/月	423	680	724	724	905	905
	行動援護	利用者	人/月	8	9	8	8	9	9
		利用量	時間/月	121	108	73	73	82	82
	同行援護	利用者	人/月	16	16	16	16	17	17
		利用量	時間/月	368	425	416	416	441	441
日中活動系	生活介護	利用者	人/月	153	155	171	174	177	180
		利用量	日/月	3,292	3,229	3,101	3,155	3,210	3,264
	自立訓練 (機能訓練)	利用者	人/月	2	4	6	6	6	6
		利用量	日/月	45	76	93	93	93	93
	自立訓練 (生活訓練)	利用者	人/月	13	19	14	14	15	15
		利用量	日/月	190	308	226	226	242	242
	就労移行支援	利用者	人/月	28	26	21	24	27	30
		利用量	日/月	519	439	348	398	447	497
	就労継続支援 (A型)	利用者	人/月	78	89	94	96	98	100
		利用量	日/月	1,484	1,709	1,707	1,743	1,780	1,816
	就労継続支援 (B型)	利用者	人/月	170	196	212	217	222	227
		利用量	日/月	3,233	3,740	3,914	4,006	4,099	4,191
	就労定着支援【新】	利用者	人/月	0	0	0	0	2	2
	療養介護	利用者	人/月	25	27	28	28	28	28
	短期入所 (ショートステイ)	利用者	人/月	30	28	27	29	32	34
		利用量	日/月	166	149	161	173	188	200
居住系	自立生活援助【新】	利用者	人/月	0	0	0	0	2	2
	共同生活援助 (グループホーム)	利用者	人/月	51	60	59	60	61	67
	施設入所支援	利用者	人/月	109	105	105	105	103	101
その他	計画相談支援	利用者	人/月	76	86	120	122	124	126
	地域移行支援	利用者	人/月	0	0	1	1	1	1
	地域定着支援	利用者	人/月	0	0	0	0	1	2

※平成 29 年度は実績見込み

5. サービス見込量確保のための方策

第5期障がい福祉計画において、見込量に対する供給量を確保するため、サービスごとの利用状況把握を十分に行いながら、サービスの供給量が不足しないよう事業所との連携を図ります。

また、サービス量の確保とともに、質的向上を進めていくことも不可欠であるため、利用者の声を把握することに努めながら、状況に応じて事業所への指導を行うなど、質の低下を防ぎ、障がい者が安心して利用できる環境づくりに努めます。

自立生活援助や就労定着支援といった新しいサービスについては、サービス内容の周知を図るほか、事業所に対してもサービス内容や利用ニーズなどの情報提供を行い、参入促進を図ります。



■ 6－4 地域生活支援事業サービス

障がい者の日常生活、社会生活を支援するため、地域の特性や利用者の状況に応じた取り組みを行うものです。国からの必須事業と、市町村の判断で実施する任意事業とがあります。

1. 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、地域住民を対象に、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

【実施に関する考え方】

障がいや障がい者についての理解を深めるための事業ですが、本事業は平成 25 年 4 月の障害者総合支援法改正により、新たに必須事業に盛り込まれたものです。市では、これまで計画していませんでしたが、第5期計画より取り組む方針とします。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を図ることを目的として、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する事業を行います。

【実施に関する考え方】

障がい者やその家族、地域住民等の活動支援を行う事業ですが、本事業は平成 25 年 4 月の障害者総合支援法改正により、新たに必須事業に盛り込まれたものです。市では、これまで計画していませんでしたが、第5期計画より取り組む方針とします。

(3) 相談支援事業

(3) - 1 障害者相談支援事業

障がいのある方の自立した日常生活、社会生活上の相談・情報提供を行うほか、専門機関の紹介、権利擁護、ピアカウンセリング、地域自立支援協議会の運営等を行います。

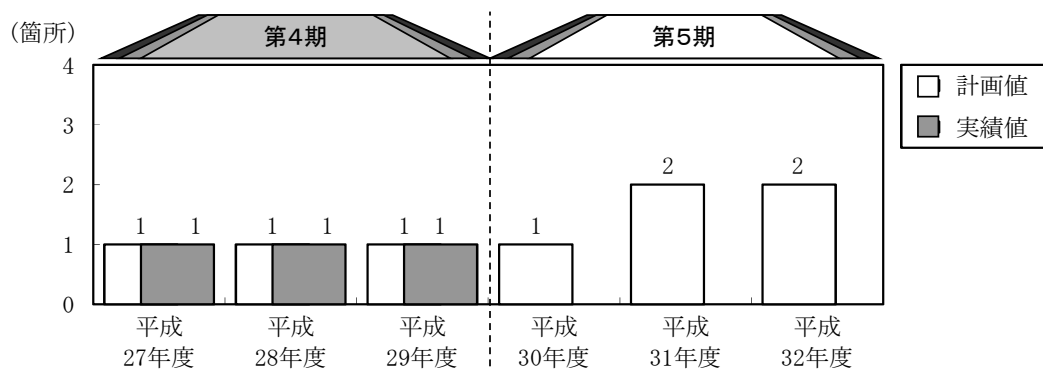
【実施に関する考え方】

第4期では委託相談支援事業所は1か所となっています。第5期においては2か所に増加することで見込んでいます。

実施箇所数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	箇所	1	1	1	1	2	2
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



(3) - 1 - 1 基幹相談支援センター

保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職員を配置するとともに、障がい者等の多岐に及ぶ相談に応じるとともに関係機関等との連携を図ることにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するセンターです。

【実施に関する考え方】

第5期では委託相談支援事業所を2か所に増加することを見込んでおり、これに合わせて基幹相談支援センターの設置に努めます。

実施箇所数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	箇所	—	—	—	0	1	1
実績値	箇所	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

実利用人数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/年	—	—	—	0	20	30
実績値	人/年	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

(3) - 1 - 2 基幹相談支援センター等機能強化事業

実施箇所数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	箇所	—	—	—	0	1	1
実績値	箇所	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

実利用人数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/年	—	—	—	0	20	30
実績値	人/年	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

(3) - 1 - 3 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対して、入居に必要な調整、家主等への相談・助言などの支援を行う事業です。

【実施に関する考え方】

第4期では利用人数が3人程度となっています。第5期においては、同程度から1人増加の4人の利用を見込んでいます。

実施箇所数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	箇所	—	—	—	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		1	1	1			

実利用人数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/年	—	—	—	3	4	4
実績値	人/年	1	3	3	—	—	—
計画と実績の差		1	3	3			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められた、知的障がい者や精神障がい者で、成年後見制度の申し立てに要する費用等及び後見人等の報酬等について、補助を受けなければ制度の利用が困難な者に対し、費用の全部又は一部を補助することにより障がい者の権利擁護を図ることを目的に実施しています。

【実施に関する考え方】

第4期では各年3人の利用となっており、第5期においても3人～4人の利用で見込んでいます。

実利用人数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/年	1	2	4	3	4	4
実績値	人/年	3	3	3	—	—	—
計画と実績の差		2	1	△1			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人が成年後見人になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う取り組みです。

【実施に関する考え方】

現状で法人後見を実施しているところがないため、実施に向けて進め、計画最終年に 1 か所で実施、利用人数 2 人を見込んでいます。

実施箇所数	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	箇所	—	—	—	0	0	1
実績値	箇所	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

実利用人数	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	人/年	—	—	—	0	0	2
実績値	人/年	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：社会福祉課 ・平成 29 年度は、見込みの数値。

(6) 意思疎通支援事業

(6) — 1 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

「手話通訳者の派遣」、「要約筆記者派遣事業」を実施しています。

【実施に関する考え方】

第 4 期は計画値を下回る利用状況となっていますが、第 5 期では、実績値に基づきながら、横ばいで推移すると見込んでいます。

実利用人数	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	人/年	261	291	308	155	155	155
実績値	人/年	100	154	154	—	—	—
計画と実績の差		△161	△137	△154			

資料：社会福祉課 ・平成 29 年度は、見込みの数値。

※数値は、「手話通訳者派遣事業」「要約筆記者派遣事業」の合算。

(6)－2 手話通訳者設置事業

【実施に関する考え方】

第4期では手話通訳者は1人配置されており、第5期において同様に1人配置と見込んでいます。

実施箇所数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	箇所	—	—	—	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		1	1	1			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

(7) 日常生活用具給付等事業

日常生活を営む上での便宜を図るため、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の給付や貸与を行います。これまで実施してきた事業を踏まえながら、サービス提供を実施します。また、障がい者の希望に対応した用具が提供できるよう、ニーズ把握に努めます。

日常生活用具給付等事業の用具の種類は、以下の6つに分類されます。

種 類	内 容
①介護訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器等
②自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置等
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
④情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭等
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	設置に小規模な住宅改修を伴う用具

日常生活用具給付事業

実利用人数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/年	1,024	1,114	1,213	894	900	911
実績値	人/年	890	883	883	—	—	—
計画と実績の差		△134	△231	△330			

※日常生活用具給付事業は、「①介護訓練支援用具」、「②自立生活支援用具」、「③在宅療養等支援用具」、「④情報・意思疎通支援用具」、「⑤排泄管理支援用具」、「⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)」の合算。

(7) - 1 介護・訓練支援用具

【実施に関する考え方】

介護訓練支援用具では、第4期の5～7人程度の利用状況を踏まえて、第5期は6～7人の利用と見込んでいます。

実利用人数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/年	7	7	7	6	6	7
実績値	人/年	7	5	5	—	—	—
計画と実績の差		0	△2	△2			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

(7)－2 自立生活支援用具

【実施に関する考え方】

自立生活支援用具では、第4期の8～10人程度の利用状況を踏まえ、第5期では、9～10人程度が利用すると見込んでいます。

実利用人数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/年	18	18	18	9	9	10
実績値	人/年	10	8	8	—	—	—
計画と実績の差		△8	△10	△10			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

(7)－3 在宅療養等支援用具

【実施に関する考え方】

在宅療養等支援用具では、第4期の12～13人の利用状況を踏まえ、第5期では、14～15人程度が利用すると見込んでいます。

実利用人数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/年	8	8	8	14	14	15
実績値	人/年	12	13	13	—	—	—
計画と実績の差		4	5	5			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

(7)－4 情報・意思疎通支援用具

【実施に関する考え方】

情報・意思疎通支援用具では、第4期の平成28年度と29年度が各6人の利用となっていることを踏まえ、第5期では、7～8人程度が利用すると見込んでいます。

実利用人数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/年	8	8	8	7	7	8
実績値	人/年	12	6	6	—	—	—
計画と実績の差		4	△2	△2			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

(7)－5 排泄管理支援用具

【実施に関する考え方】

排泄管理支援用具は、第4期では計画値を大きく下回り、850人程度となっています。第5期では、平成29年の利用状況に基づきながら微増傾向で設定しています。

実利用人数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/年	978	1,068	1,167	856	862	868
実績値	人/年	845	850	850	—	—	—
計画と実績の差		△133	△218	△317			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

(7)－6 居住生活動作補助用具(住宅改修費)

【実施に関する考え方】

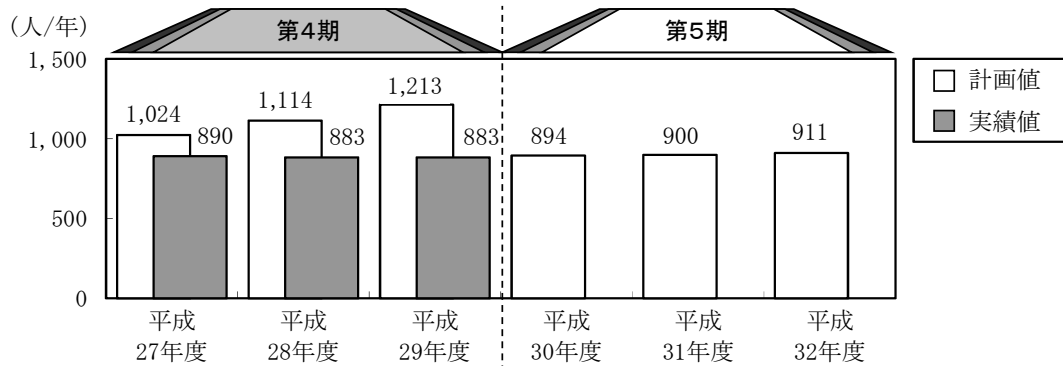
居住生活動作補助用具は、第4期では平成28年度と29年度で利用者数が1人となっており、これに合わせて第5期では各年2～3人で見込んでいます。

実利用人数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/年	5	5	5	2	2	3
実績値	人/年	4	1	1	—	—	—
計画と実績の差		△1	△4	△4			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

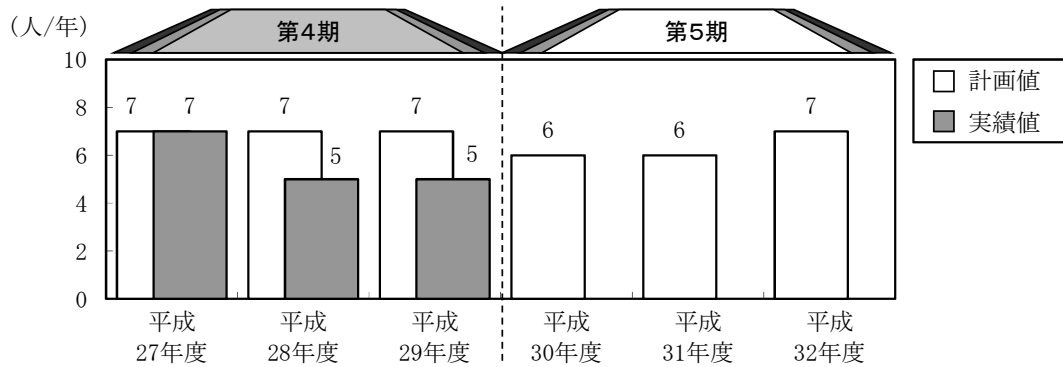
(7) 日常生活用具給付等事業

【実利用人数】



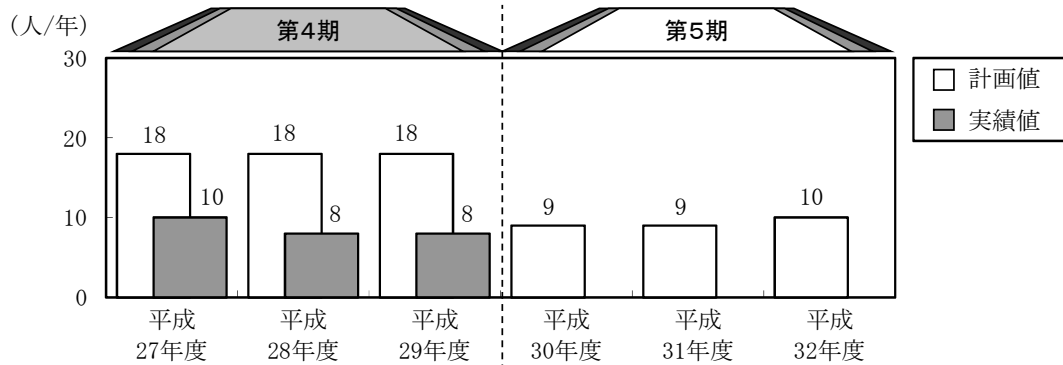
(7)-1 介護・訓練支援用具

【実利用人数】



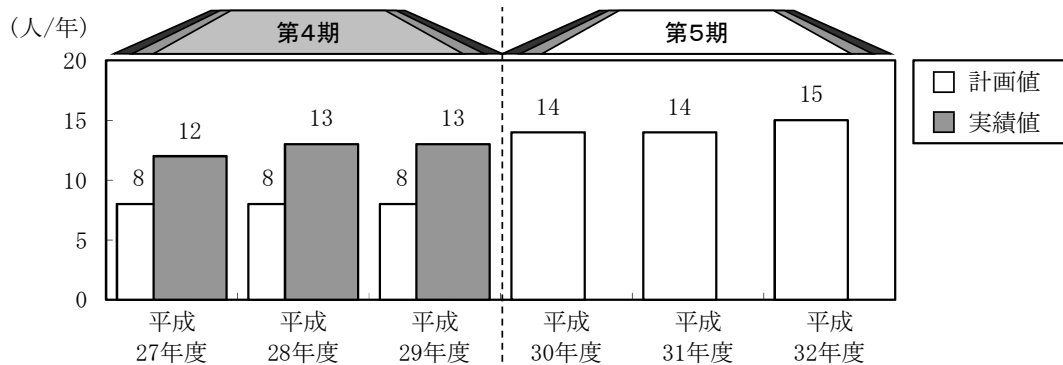
(7)-2 自立生活支援用具

【実利用人数】



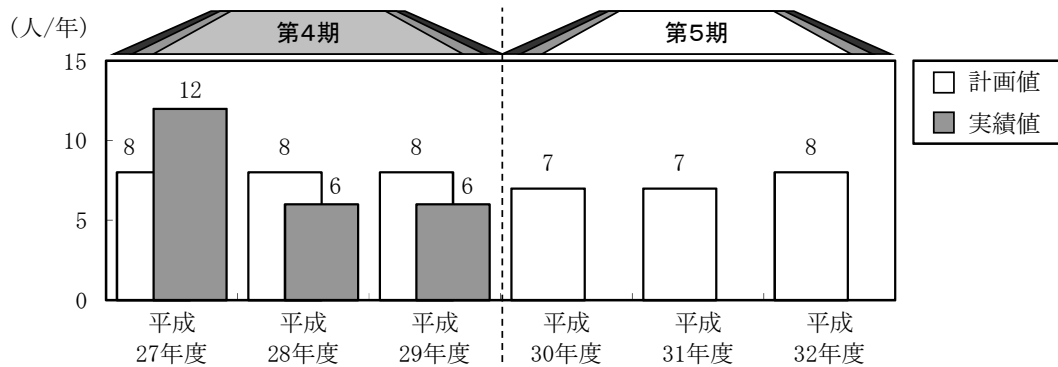
(7)-3 在宅療養等支援用具

【実利用人数】



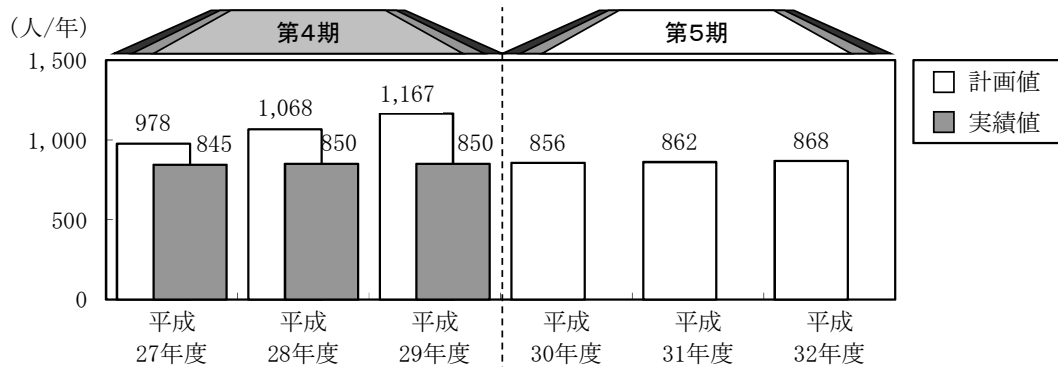
(7)-4 情報・意思疎通支援用具

【実利用人数】



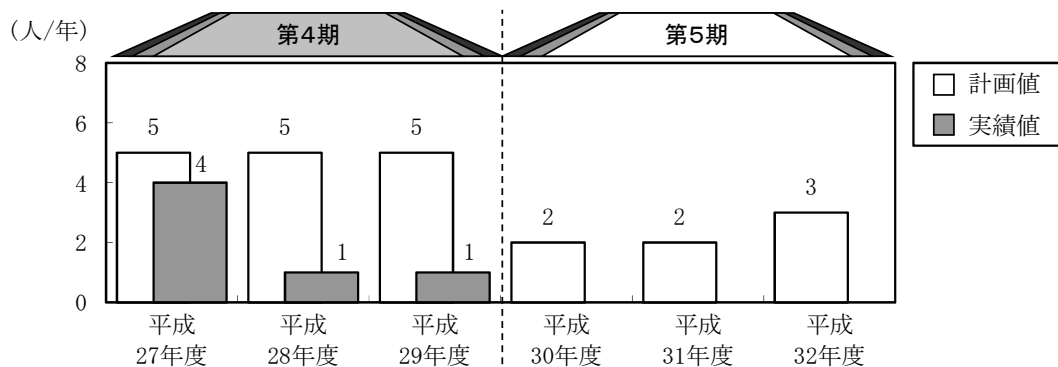
(7)-5 排泄管理支援用具

【実利用人数】



(7)-6 居住生活動作補助用具（住宅改修費）

【実利用人数】



(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等の交流活動の促進のため、手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

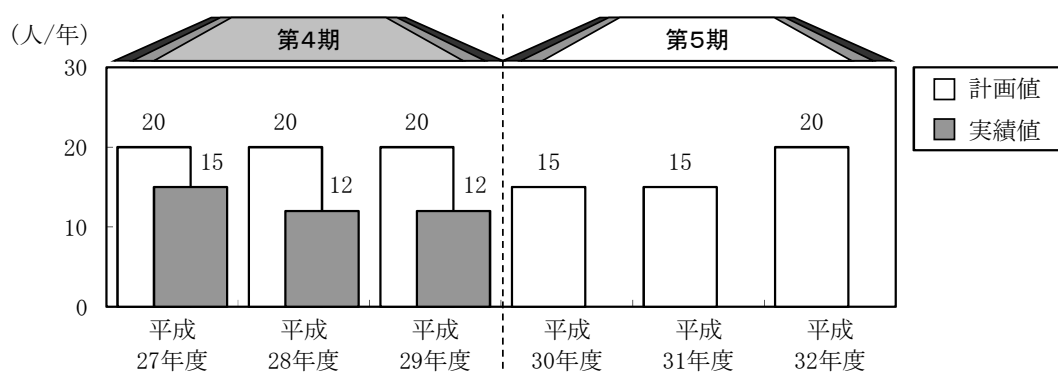
【実施に関する考え方】

第4期では12人～15人が研修修了者となっており、計画値を下回っています。第5期においては、現状を踏まえながら、15人～20人程度が利用するものと見込んでいます。

修了見込み者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/年	20	20	20	15	15	20
実績値	人/年	15	12	12	—	—	—
計画と実績の差		△5	△8	△8			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【修了見込み者数】



(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者の地域における社会参加を促進するため、外出の際の移動を支援する事業です。

【実施に関する考え方】

第4期の計画値が高くなっていますが、これは、第3期で「車両移送型」の支援が終了したため、第4期において車両移送型を利用していた方が個別支援型に移行することで数値を見込んでいたためです。実際は見込みほどの増加がありませんでした。

第5期では、第4期の実績に基づいて25人～30人程度を見込んでいます。

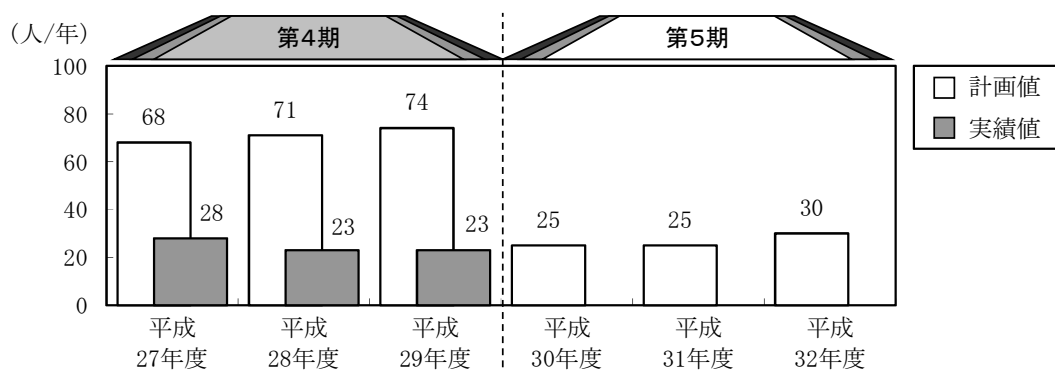
実利用人数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/年	68	71	74	25	25	30
実績値	人/年	28	23	23	—	—	—
計画と実績の差		△40	△48	△51			

延利用時間	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	時間/年	3,077	3,590	4,189	1,600	1,600	1,700
実績値	時間/年	1,629	1,564	1,564	—	—	—
計画と実績の差		△1,448	△2,026	△2,625			

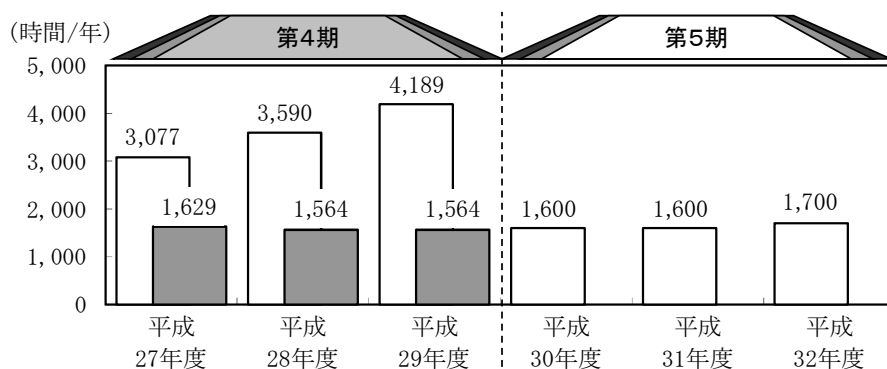
資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

※移動支援事業は「個別支援型」を実施。「グループ支援型」と「車両移送型」は実施予定なし。

【実利用人数】



【延利用時間】



(10) 地域活動支援センター

【基礎的事業】 創作活動、生産活動、社会との交流促進等を実施する。	+	【機能強化事業】 地域活動支援センターの機能を強化する事業として次の 3 種類の事業があります。
		〔機能強化事業Ⅰ型〕 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。
		〔機能強化事業Ⅱ型〕 地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
		〔機能強化事業Ⅲ型〕 ①地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による「小規模作業所」の実績を概ね 5 年以上有し、安定的な運営が図られている。 ② このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能。

【実施に関する考え方】

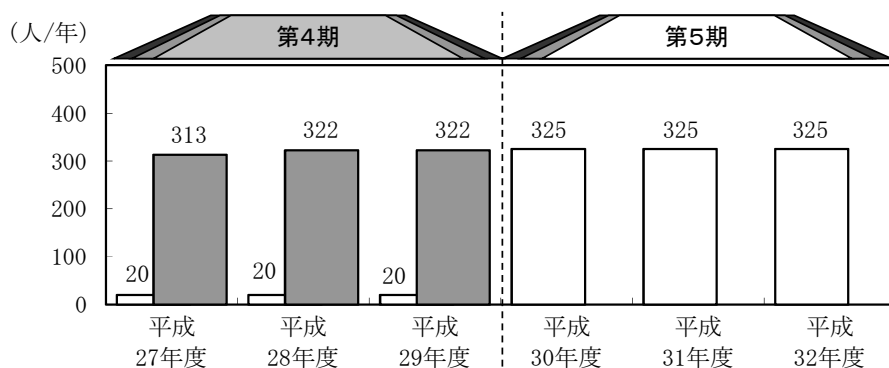
第 4 期では設置か所は現行の 1 か所となっており、第 5 期においても同様の見込みとしています。

実施箇所数	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

実利用人数	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	人/年	20	20	20	325	325	325
実績値	人/年	313	322	322	—	—	—
計画と実績の差		293	302	302			

資料：社会福祉課 ・平成 29 年度は、見込みの数値。

【実利用人数】



【地域生活支援事業サービス等一覧】

		単位	実績			見込み				
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度		
相談支援事業										
	障害者相談支援事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	2	2	
		基幹相談支援センター	実施箇所数	箇所	0	0	0	0	1	1
			実利用人数	人/年	0	0	0	0	20	30
	基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施箇所数	箇所	0	0	0	0	1	1	
		実利用人数	人/年	0	0	0	0	20	30	
	住宅入居等支援事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1	
		実利用人数	人/年	1	3	3	3	4	4	
成年後見制度利用支援事業	実利用人数	人/年	3	3	3	3	4	4		
成年後見制度法人後見支 援事業	実施箇所数	箇所	0	0	0	0	0	1		
	実利用人数	人/年	0	0	0	0	0	2		
意思疎通支援事業										
	手話通訳者・要約筆 記者派遣事業	実利用人数	人/年	100	154	154	155	155	155	
	手話通訳者設置事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1	
日常生活用具給付等事業	実利用人数	人/年	890	883	883	894	900	911		
	介護・訓練支援用具	実利用人数	人/年	7	5	5	6	6	7	
	自立生活支援用具	実利用人数	人/年	10	8	8	9	9	10	
	在宅療養等支援用具	実利用人数	人/年	12	13	13	14	14	15	
	情報・意志疎通支援用具	実利用人数	人/年	12	6	6	7	7	8	
	排泄管理支援用具	実利用人数	人/年	845	850	850	856	862	868	
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	実利用人数	人/年	4	1	1	2	2	3	
手話奉仕員養成研修事業	修了見込み 者数	人/年	15	12	12	15	15	20		
移動支援事業	実利用人数	人/年	28	23	23	25	25	30		
	延利用時間	時間/年	1,629	1,564	1,564	1,600	1,600	1,700		
地域活動支援センター	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1		
	実利用人数	人/年	313	322	322	325	325	325		



第7章 障がい児福祉計画

第7章 障がい児福祉計画



■ 7-1 成果目標

1. 目標値設定

(1) 障がい児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

《認可保育園》

保育所では、平成 28 年度末の受け入れ人数は 16 人であり、第 5 期では各年 2 人ずつの増加で見込んでいます。

《認定こども園》

認定こども園では、平成 28 年度末の受け入れ人数は 4 人となっています。市では、平成 30 年度以降、順次、公立幼稚園を認定こども園に全園移行するなど、認定こども園を増やしていく予定であり、第 5 期においては、認定こども園の増加に合わせて受け入れ見込みを大幅増としています。

《幼稚園での障がい児の受け入れ（公立幼稚園）》

公立幼稚園での平成 28 年度の受け入れ人数は 14 人となっています。前述のように、公立幼稚園は平成 30 年度以降、順次、全園が認定こども園に移行することから、第 5 期の最終年である平成 32 年度においては、受け入れ見込みを 0 人としています。

《放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ》

平成 28 年度末に放課後児童クラブで受け入れた障がい児数は 6 人となっています。第 5 期においては、受け入れを増加していきます。

事 項	平成 28 年度末 の実績(人)	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所	16	19	21	23
認定こども園	4	38	42	46
放課後児童健全 育成事業	6	12	14	16
幼稚園	14	1	0	0

〈障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備に係る方策〉

- ・ 幼児期の教育・保育施設において、特別支援担当の幼稚園教諭や加配保育士の配置に努め、障がい児の受け入れが可能となるよう図ります。
- ・ 幼稚園教諭、保育士の研修参加や、保育所等訪問支援事業所等との連携により、障がいへの理解や資質向上、一人ひとりの障がい児にあった対応の充実を図ります。
- ・ 放課後児童クラブについては、障がい児を受け入れるクラブの確保に努めるとともに、放課後児童支援員の研修参加を促進し、障がい児への対応に係る資質向上を図ります。

（２）障害児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

	設置方法	設置時期	備 考
児童発達支援センターの設置	単独設置	平成30年	国指針：各市町村に少なくとも1箇所以上設置。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

〈具体的な方法〉

- ・ 市内に所在する社会福祉法人が平成 30 年度に福祉型児童発達支援センターを開所予定であり、連携を図ります。

② 保育所等訪問支援の充実

	構築時期	備 考
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	平成30年	国指針：全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

〈具体的な構築方法〉

- ・ 平成 30 年度に開所する福祉型児童発達支援センターにおいて、保育所等訪問支援事業を実施予定であるため連携を図ります。また、ニーズに対応できる体制整備を図るため、保育所等訪問支援事業所の増加にむけて、関係機関等への参入促進を行います。

③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

	確保方法	確保時期	備 考
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	単独確保	平成30年	国指針：各市町村に少なくとも1箇所以上確保。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

〈具体的な確保方法〉

- ・ 現在対象児が少数であり、市内外の事業所によってニーズを充足できている状況にあります。しかし、今後のニーズ増にも対応できるように、事業所の参入促進を行い、提供量の確保に努めます。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

	設置方法	設置時期※	備 考
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	単独設置	平成30年	国指針：各市町村において設置。市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

※国指針においては、平成30年度末までに確保することとされている

〈具体的な確保方法〉

- ・ 自立支援協議会の子ども・療育部会に医療的ケア児支援の協議機能を追加して対応します。



■ 7-2 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作・知識・集団生活への適応訓練を行います。

第4期では、利用実績が計画値を上回っています。

【見込み量の算出根拠】

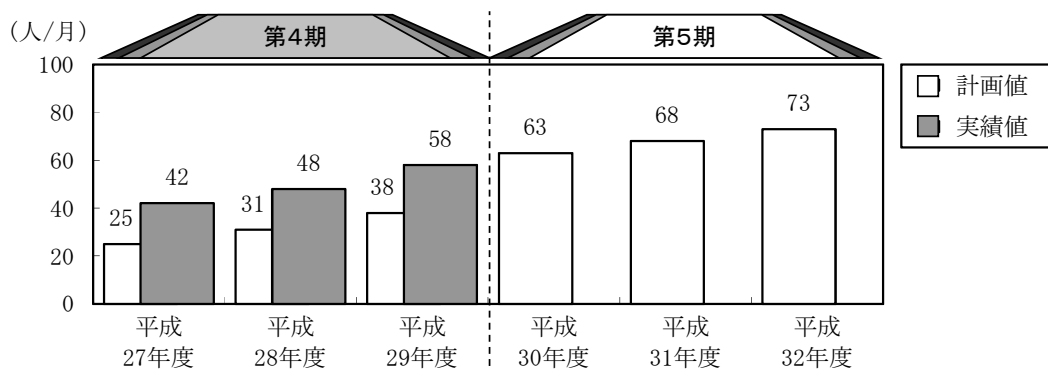
利用者の実績や平成30年度から事業所が増えることを考慮し、第5期は各年5人ずつの増加で見込んでいます。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	25	31	38	63	68	73
実績値	人/月	42	48	58	—	—	—
計画と実績の差		17	17	20			

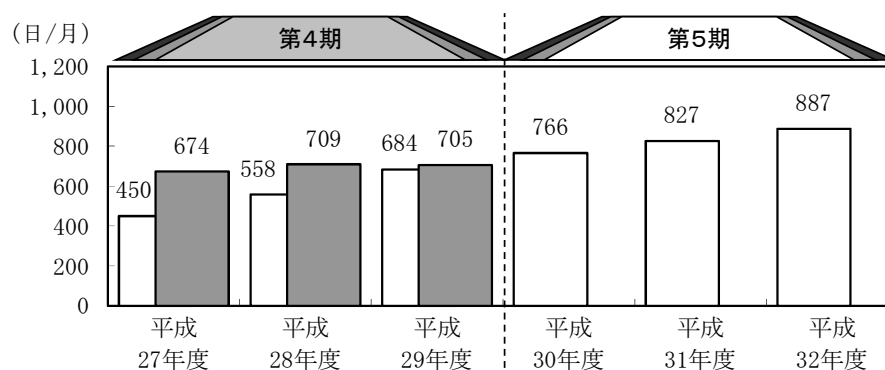
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	日/月	450	558	684	766	827	887
実績値	日/月	674	709	705	—	—	—
計画と実績の差		224	151	21			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



(2) 医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等を利用し、児童発達支援及び治療を行います。

第4期では、利用実績が計画値を大きく下回っています。

【見込み量の算出根拠】

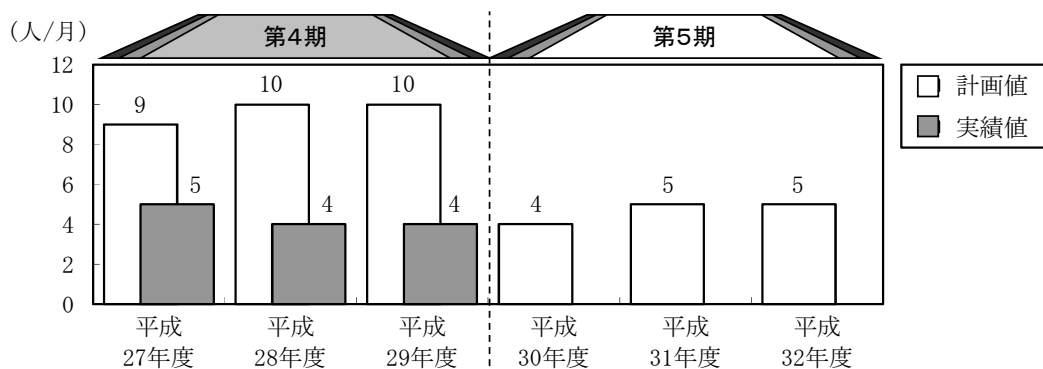
利用実績は4～5人程度であり、また利用量は減少傾向にあります。第5期においては、平成29年度の実績をもとにしながら、微増で見込んでいます。また、利用量は、一人あたり月11.6日利用することで設定しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	9	10	10	4	5	5
実績値	人/月	5	4	4	—	—	—
計画と実績の差		△4	△6	△6			

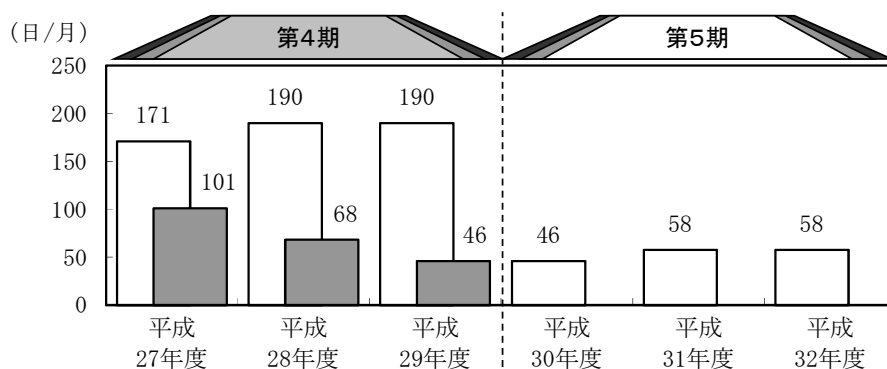
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	日/月	171	190	190	46	58	58
実績値	日/月	101	68	46	—	—	—
計画と実績の差		△70	△122	△144			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



(3) 放課後等デイサービス

学校授業終了後又は休日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を行います。

第4期では、利用者の実績が計画値を上回っており、さらに増加で推移しています。

【見込み量の算出根拠】

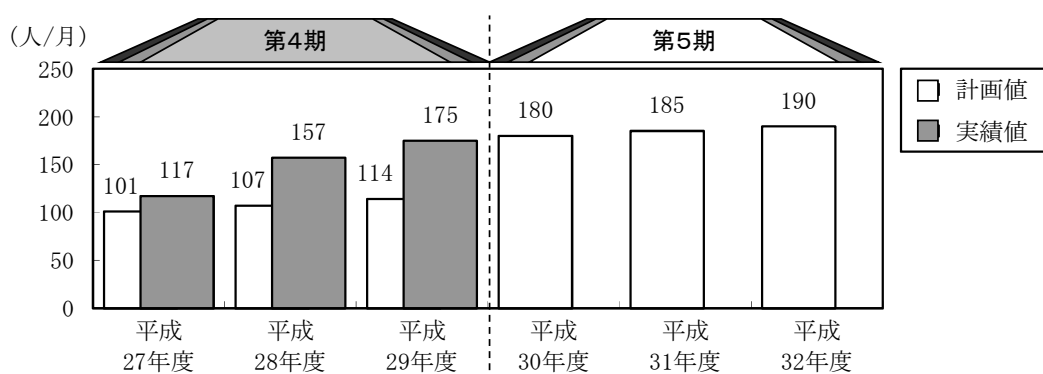
利用実勢は増加を続けています。第5期では利用状況に基づきながら、各年5人ずつ増加することを見込んでいます。なお、利用量は、一人あたり月16.6日利用することで算出しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	101	107	114	180	185	190
実績値	人/月	117	157	175	—	—	—
計画と実績の差		16	50	61			

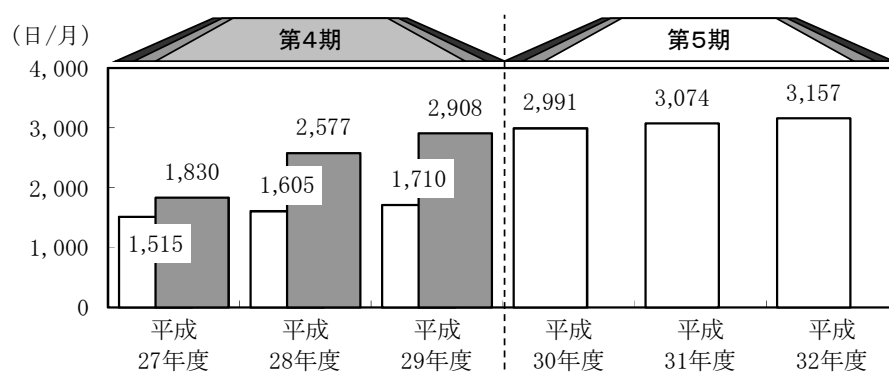
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	日/月	1,515	1,605	1,710	2,991	3,074	3,157
実績値	日/月	1,830	2,577	2,908	—	—	—
計画と実績の差		315	972	1,198			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



(4) 保育所等訪問支援

保育所やその他児童が集団生活する施設等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

第4期では市内に事業所がないことから利用実績がありません。

【見込み量の算出根拠】

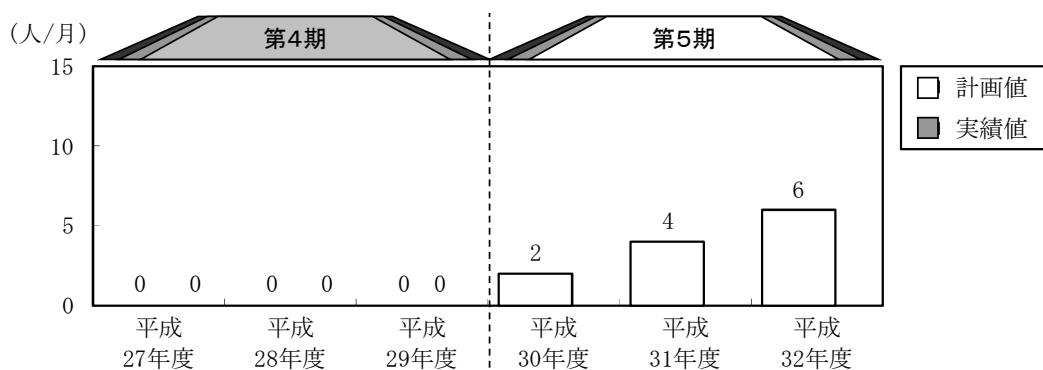
現在は事業所がありませんが、第5期は市内の社会福祉法人が平成30年度より保育所等訪問支援事業を開始することに伴い、各年2名ずつの増加で見込んでいます。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	—	—	—	2	4	6
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	日/月	—	—	—	0	—	—
実績値	日/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



(5) 居宅訪問型児童発達支援【新】

居宅訪問型児童発達支援は、平成 30 年度から創設される新しいサービスです。重度の障がい等により外出が困難な障がい児の自宅を訪問し、発達支援を行うものです。

【見込み量の算出根拠】

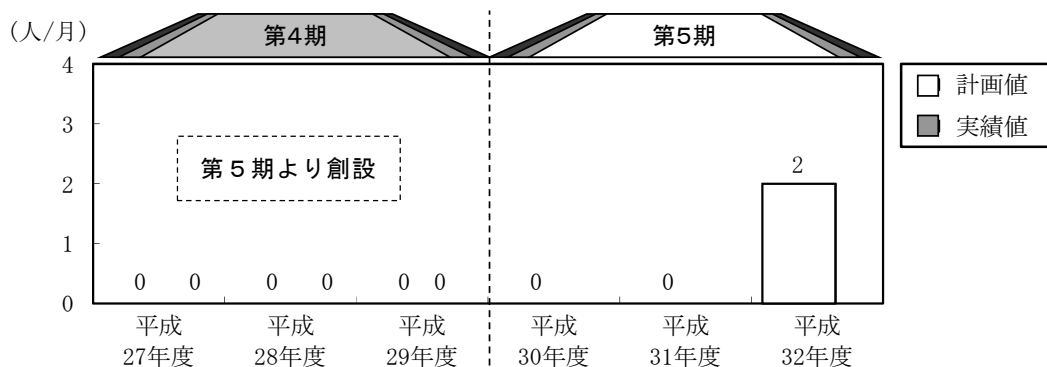
サービス開始に向けて準備を進め最終年度での実施を見込んでいます。

利用者数	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	人/月	—	—	—	0	0	2
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

利用量	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	日/月	—	—	—	0	0	—
実績値	日/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：社会福祉課 ・平成 29 年度は、見込みの数値。

【利用者数】



(6) 障害児相談支援

障がい児が通所支援を利用する際、利用計画を作成し、必要に応じて計画の変更、事業者との調整、情報提供などの支援を行います。

第4期では、利用実績が計画値を上回り、さらに増加傾向で推移しています。

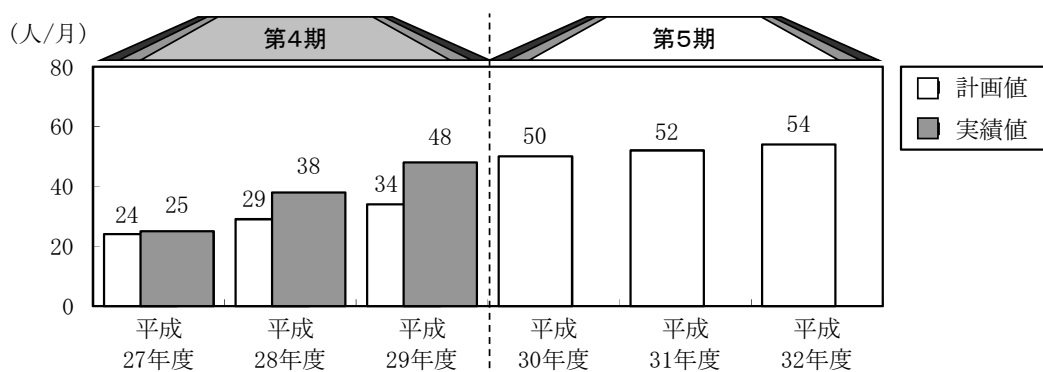
【見込み量の算出根拠】

現状を踏まえながら、第5期計画では各年2人ずつの増加としています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	24	29	34	50	52	54
実績値	人/月	25	38	48	—	—	—
計画と実績の差		1	9	14			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



(7) 医療的ケア児の支援コーディネーター

医療的ケア時の支援コーディネーターは、第5期計画から新たに見込量設定する項目です。

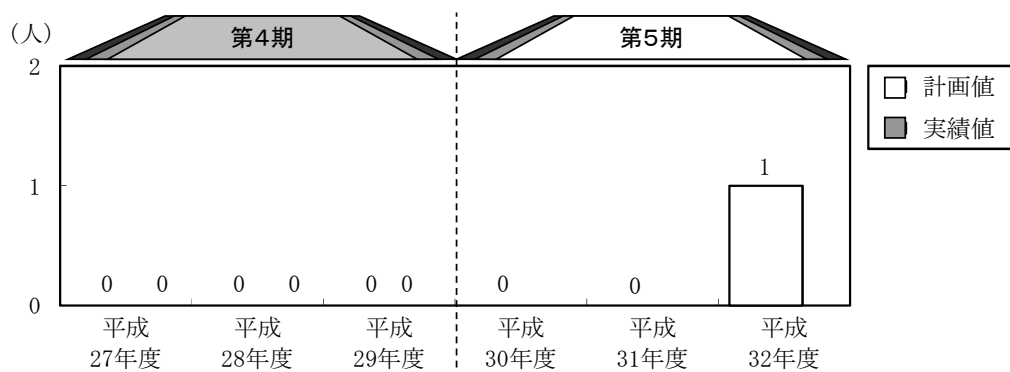
【見込み量の算出根拠】

第5期から新しく国から示された項目です。サービス開始に向けて準備を進め最終年度で利用を見込んでいます。

配置人数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人	—	—	—	0	0	1
実績値	人	—	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：社会福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【配置人数】



【障害児通所支援等一覧】

		単位	実績			見込み		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	利用者	人/月	42	48	58	63	68	73
	利用量	日/月	674	709	705	766	827	887
医療型児童発達支援	利用者	人/月	5	4	4	4	5	5
	利用量	日/月	101	68	46	46	58	58
放課後等デイサービス	利用者	人/月	117	157	175	180	185	190
	利用量	日/月	1,830	2,577	2,908	2,991	3,074	3,157
保育所等訪問支援	利用者	人/月	0	0	0	2	4	6
	利用量	日/月	0	0	0	0	—	—
居宅訪問型児童発達支援【新】	利用者	人/月				0	0	2
	利用量	日/月				0	0	—
障害児相談支援	利用者	人/月	25	38	48	50	52	54
医療的ケア児の支援 コーディネーター	利用者	人	—	0	0	0	0	1

※平成 29 年度は実績見込み

(8) 障害児通所支援等のサービス見込量確保のための方策

障害児通所支援の各サービスのニーズを満たす供給量を確保するために、利用者数の推移やニーズの動向を十分に把握しながら、サービスの提供が不足しないようサービス事業所との調整や新規参入促進などを図ります。

また、提供量の量的な確保とともに、資質の向上も不可欠であるため、研修等による日頃からの資質向上を各事業所に促すとともに、状況に応じて事業者への指導を行うなど、質の低下を防ぐように努めます。特に放課後等デイサービスの需要に対応する供給量の確保や、事業所が少ない保育所等訪問支援の事業所増を図るなど、障害児通所支援を利用しやすい環境づくりに努めます。

居宅訪問型児童発達支援等の新しいサービスについては、サービス内容の周知を図るほか、事業所に対してもサービス内容や利用ニーズなどの情報提供を行い、参入促進を図ります。



第8章 計画の推進にむけて

第8章 計画の推進にむけて



■8-1 連携体制の充実

本計画の推進にあたっては、社会福祉課と各施策の担当課を中心に、関係部局との連携を一層強化し、全庁が一体となって執行する体制をつくります。

また、関係行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障がいのある方が身近で役立つような情報が得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障がい者団体との情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。



■8-2 計画の進行管理

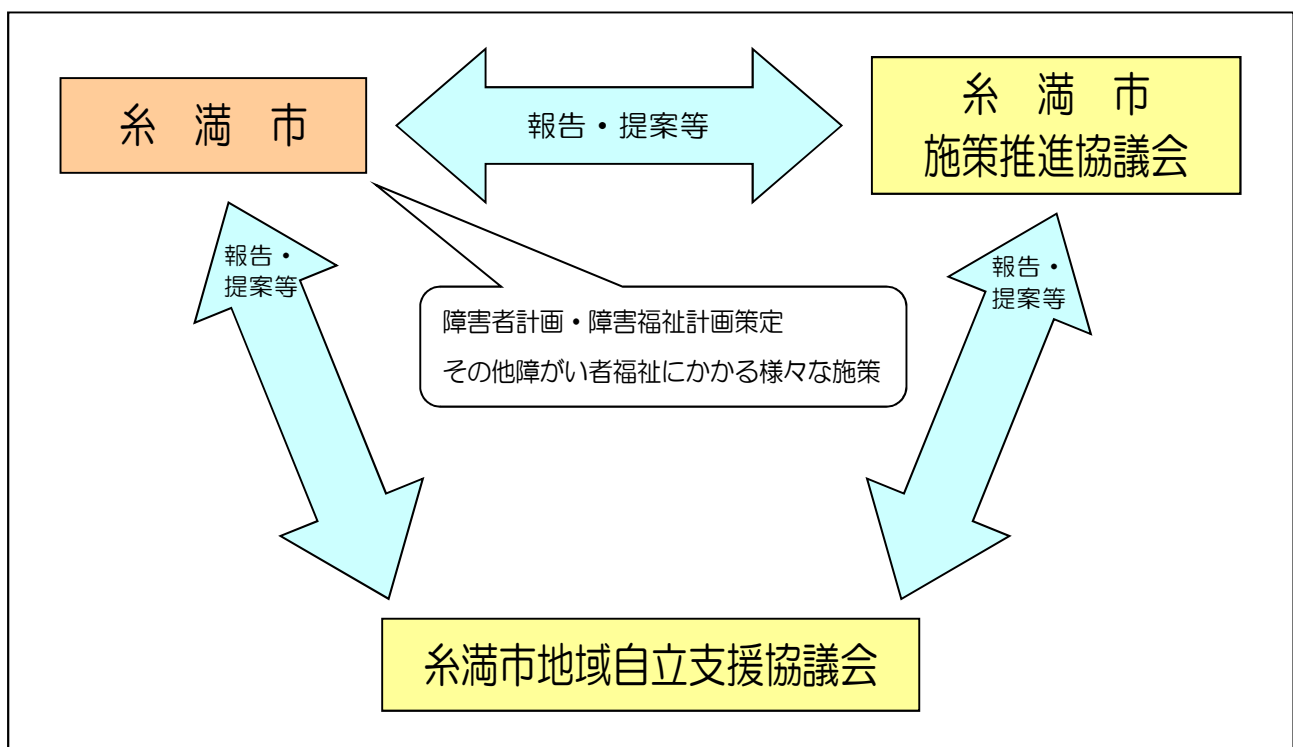
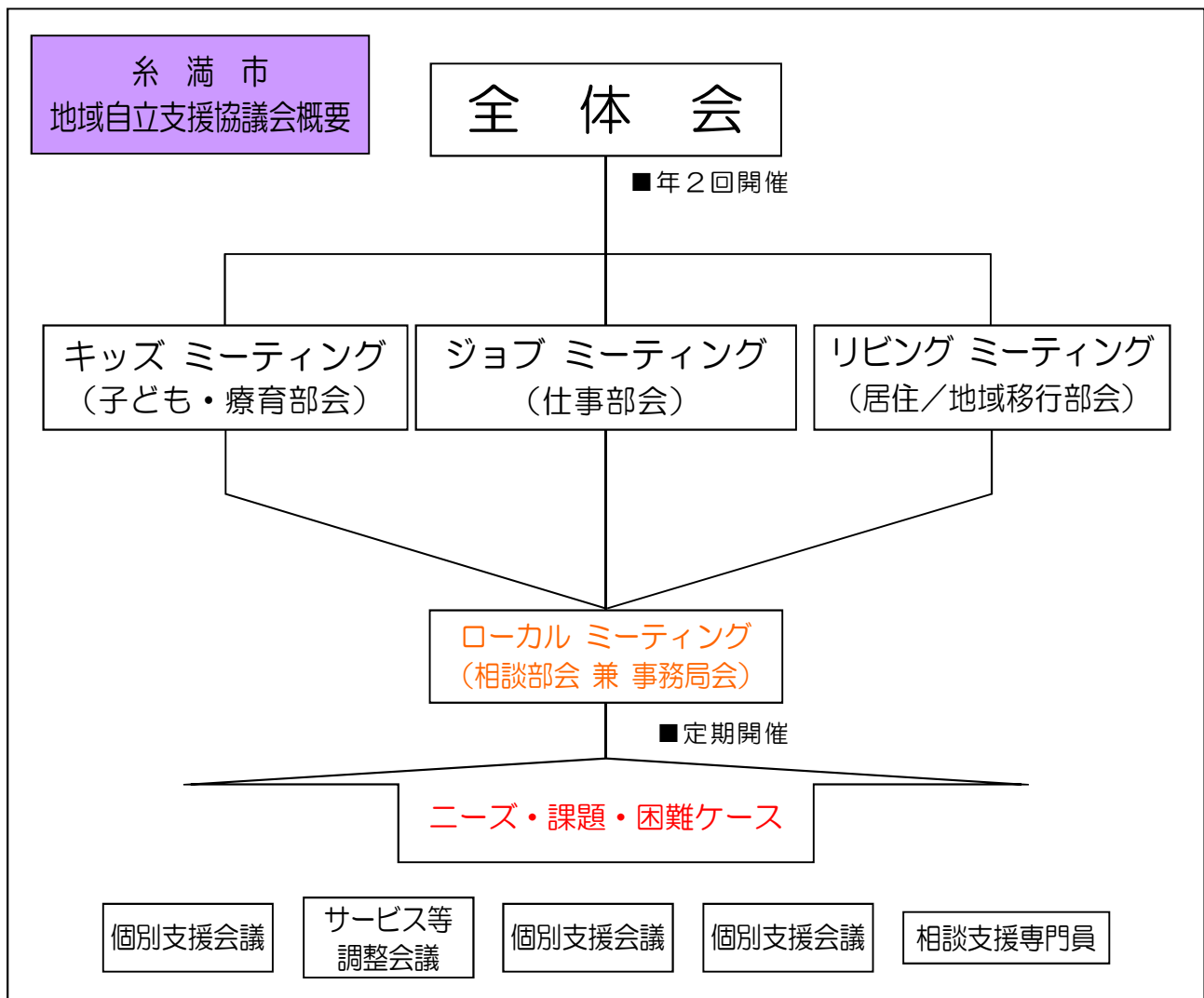
本計画に掲げる各施策の推進にあたっては、単に施策を行うだけではなく、PDCAサイクル(PLAN(計画)→DO(行動)→CHECK(点検)→ACTION(実行))に基づいた取り組みの点検、課題の把握を行う進行管理が重要です。市では、糸満市地域自立支援協議会でその役割を担い、年1回程度の進行管理の機会を設けます。



■8-3 糸満市地域自立支援協議会

糸満市地域自立支援協議会は、平成23年度に設置されました。専門部会として子ども・療育部会(キッズミーティング)、仕事部会(ジョブミーティング)、居住／地域移行部会(リビングミーティング)を設け、協議が定期的に行われています。

地域自立支援協議会での協議は、現場の方々による具体的であり、取り組みの実践へと進められるため、本計画と整合性を図り進めて参ります。





資料編

○ 参考条文

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

○ 用語解説

あ行

●アクセシビリティ：

情報システムの利用しやすさを表す言葉。

●医療的ケア児：

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子どものこと。

●インクルーシブ教育：

障がいのある子どもを含むすべての子どもが共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築を進め、共生社会の形成を図る。

●沖縄県福祉のまちづくり条例：

「福祉のまちづくり」とは、高齢者や障がい者を含むすべての県民が安心して生活し、自由な移動や社会参加ができる地域の環境を、「物・心」の両面にわたり創り出そうとするものです。沖縄県福祉のまちづくり条例は、平成9年に制定され、平成10年4月から全面施行されています。

か行

●ガイドヘルパー：

視覚に重度の障がいのある人、または脳性麻痺等の全身性障がいのある人、もしくは重度の知的に障がいのある人の外出時の移動の介助等付き添いを行う。

●権利擁護：

知的障がい、精神障がいや認知症などのため、自らの権利や介護・援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、その権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害(虐待や財産侵害など)が起きないようにすること。

●合理的配慮：

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

●**社会福祉協議会（略称：社協）：**

社会福祉法第 109 条にもとづき地域福祉の推進を図ることを目的に設立された団体。「住民が安心して暮らせる地域社会」の実現のため、民間の自主的な福祉活動の中核を担うとともに、健康福祉に関する地域の様々な問題を地域住民やボランティア、社会福祉関係機関、行政機関の参加・協力を得ながら解決を目指す公益性の高い非営利団体。

●**児童発達支援センター：**

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

●**重度障害者等包括支援：**

障害者自立支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの 1 つ。

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

●**重度訪問介護：**

障害者自立支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの 1 つ。

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。

●**障害者差別解消法：**

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。

障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めた法律。障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関や事業者に対して合理的配慮の提供を求めている。平成 28 年(2016) 4 月施行。

●**障害者総合支援法：**

2012(平成 24)年 6 月 27 日に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(平成 24 年法律第 51 号)により、従来の障害者自立支援法は、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(通称：障害者総合支援法)となった。

目的規定において、「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、障害者総合支援法の目的の実現のため、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うこととなる。また、2011(平成 23)年 7 月に成立した障害者基本法の改正を踏まえ、新たな基本理念が法律に規定された。

●障害者相談員：

障がい者とその家族からの相談に応じる民間の協力者。養育、生活等に関する相談を受け、必要な指導、助言を行うなど、福祉の増進を図るために市が委託する。沖縄県が委託していたが、権限委譲のため、平成 24 年 4 月から市の委託となった。

●障がい児保育：

保育に欠け、家庭で十分な保育が受けられない幼児で、集団保育が可能な心身に障がいがある児童を、一般の幼児とともに公立保育所、認可保育所で受け入れる事業。

●障害者基本法：

障がい者の自立と社会、経済、文化、その他のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

●障害者自立支援法：

身体、知的、精神障がい者の福祉サービスを一元化し、保護から自立に向けた支援を行う法律。障がい者に費用の原則 1 割負担を求める。

●自立支援医療制度：

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

●自立支援協議会：

障害福祉の関係機関が相互の連絡を図り、地域の障がい者支援に関する課題について情報を共有し、地域の問題解決に向けて協議する会議。

●生活介護：

障害者自立支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの 1 つ。

常に介護を必要する人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

●ストマ用装具：

腹壁に作った排泄口(ストマ)から排泄される尿や便を収納する装具。人工ぼうこう、人工肛門といわれ、ストマを持つ方をオストメイトという。

●成年後見制度：

障がいや疾病などで判断能力が不十分となった方を保護、支援する制度。財産管理や契約、相続などで不利益を被らないようにしたり、悪徳商法の被害に遭わないようにしたりする。

た行

●特別支援教育：

従来の特殊教育の対象だけでなく、学習障害(LD)や注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めて、障がいのある児童・生徒に対し、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。

な行

●日常生活用具：

身体障がい者(児)が日常生活を送る上で障がいによる負担を軽減するための用具。

●ノーマライゼーション：

高齢者や障がい者などが、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方とする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。

は行

●発達障害：

子どもの成長過程において、心身の発達に遅れがある状態をいい、発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)などと定義している。

- ・自閉症……………生まれ持った脳の障害であり、言葉の発達・コミュニケーションの障害、対人関係・社会性の障害、パターン化した行動、強いこだわりがみられる。
- ・アスペルガー症候群……自閉症の1つのタイプであるが、自閉症との違いとして、基本的に言語障害がないものを指す。
- ・広汎性発達障害……………自閉症とアスペルガー症候群などの自閉症に近い特徴を持つ発達障害の総称。
- ・学習障害……………読む、書く、計算する等に障害がみられること。
- ・注意欠陥多動性障害……不注意、多動・多弁、衝動的な行動を特徴とする障害。

●バリアフリー：

もともとは障がいのある人や高齢者が生活していくうえで、段差など障壁(バリア)となるものを除去するという意味で使われてきたが、現在では物理的な障壁に限らず、障がいのある人の社会的、制度的、心理的なすべての障壁を取り除く意味で用いられる。

●ピアカウンセリング：

障がい者が自らの体験に基づいて、カウンセラーと相談者が同等の立場に立って、同じ仲間である他の障がい者の相談に応じ、問題の解決を図ること。

●避難行動要支援者：

災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障がい者、難病患者などの災害弱者。2014 年(平成 26) 4 月に施行された改正災害対策基本法で、避難行動要支援者の避難を迅速・円滑に進め、命の危険から守る支援制度がスタートした。かつては「災害時要援護者」とよばれた

●放課後児童健全育成事業

昼間保護者のいない家庭の児童等に対し、学校終了後の放課後に、児童センターや学校の教室等の施設を利用し、遊びや生活の場を与えて健全な育成を図るための事業。学童クラブや放課後児童クラブがこれにあたる。

●法定雇用率：

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、定められた割合(法定雇用率)に相当する数以上の身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者を雇用しなければならない。平成 30 年 4 月 1 日から法定雇用率は引き上げられ、一般の民間企業(常用労働者数 45.5 人以上)は 2.2%、国、地方公共団体は 2.5%となる。

●補装具：

身体障がい者(児)の失われた身体機能を代償または補完し、日常生活や職業生活を容易にするための用具で、義肢・盲人用杖・義眼・補聴器・車いす・歩行器・ストマ用装具などがある。

ま行

●民生委員・児童委員：

民生委員法に基づき各市町村におかれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦で厚生労働大臣が委嘱する。任期は 3 年。住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める。また、民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務する。

や行

●ユニバーサルデザイン：

障がいの有無・年齢・性別・人種等の違いを超えて、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ配慮して、まちづくりや建物・施設・製品等のデザインをしていこうという考え方。

ら行

●療育：

障がいのある子どもの治療と教育(保育)を意味し、具体的には障がいの軽減や障がいの進行予防、精神面における発達の援助、日常生活動作を見につけ社会性を発揮させる援助などを行う。

●療養介護：

障害者自立支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの1つ。

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。

○ 糸満市地域自立支援協議会設置規則

平成24年10月2日

規則第32号

(設置)

第1条 この規則は、糸満市附属機関設置に関する条例（平成7年糸満市条例第25号）第3条の規定に基づき、障害者又は障害児への支援体制の整備を図るため、糸満市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し提言する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワークに関すること。
- (2) 相談支援体制の状況把握、評価及び整備方策に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 就労支援に関すること。
- (6) 障害福祉計画に関すること。
- (7) その他障害福祉に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健、福祉及び医療機関関係者
- (4) 教育機関関係者
- (5) 企業及び雇用機関関係者
- (6) 障害者本人及び関係団体関係者
- (7) 行政機関関係者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会の設置)

第7条 協議会に、特定の事項について調査及び研究を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 専門部会に、必要に応じて部会長及び副部会長を置くことができる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員(前条に規定する部会の委員を含む。以下同じ。)は、正当な理由がなく、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

○ 糸満市障害者施策推進協議会規則

平成 21 年 6 月 26 日

規則第 21 号

改正 平成 22 年 3 月 31 日規則第 5 号

改正 平成 23 年 6 月 1 日規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、糸満市附属機関設置に関する条例（平成 7 年糸満市条例第 25 号）第 3 条の規定に基づき、糸満市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 協議会は、市の障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進についての審議検討を行うこととする。また、糸満市障害者計画策定等の際に、その求めに応じて必要な助言を行うものとする。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 障害者福祉に関する関係者

(3) その他市長が任命するもの

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(関係者の意見聴取等)

第7条 会長は、協議会において必要と認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年6月26日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月1日規則第25号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

○ 糸満市障害者施策推進協議会委員

任期：平成29年12月12日～平成31年3月31日

委員：9人

	役職	氏名	所 属 ・ 役 職	備考
1	委 員	上地 武昭	沖縄大学 人文学部福祉文化学科教授	学識経験者
2	委 員	喜久山 強	沖縄県立西崎特別支援学校校長	障害者福祉関係者（教育）
3	委 員	大城 英孝	糸満市社会教育委員 糸満市自立支援協議会委員	学識経験者
4	委 員	渡慶次 英子	沖縄県看護協会	保健医療関係者
5	委 員	豊平 朝清	糸満市身体障害者相談員	障害者福祉関係者
6	委 員	大城 幸子	琉球リハビリテーション学院 社会福祉士	障害者福祉関係者
7	委 員	小那覇 良一	糸満市障害者生活支援センター「陽だまり」所長	障害者福祉関係者
8	委 員	金城 幸範	就労支援センター「たまん」施設長	障害者福祉関係者
9	委 員	山城 安子	糸満市福祉部長	障害者福祉関係者（行政）

○ 平成29年度糸満市障害者施策推進協議会開催状況

	開催日	議事内容
第1回	平成29年12月12日	・委嘱状交付式 ・会長及び副会長の選任について ・糸満市第4次障がい者計画策定の概要等について
第2回	平成30年2月13日	・糸満市第5期障がい福祉計画について ・糸満市第4次障がい者計画の骨子案について
第3回	平成30年3月6日	・障がい者計画・障がい福祉計画について
第4回	平成30年3月26日	・糸満市第4次障がい者計画素案について
	平成30年3月26日	市長答申（会長より）

糸満市第4次障がい者計画

平成30年3月策定

◆発行 糸満市

沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

◆編集 糸満市 福祉部 社会福祉課

電話：098-840-8103

F A X：098-840-8152

